

第百十四回国会 参議院社会労働委員会會議録第三号(その一)

平成元年六月十六日(金曜日)

午前十時四分開会

委員の異動

三月二十三日

及川 一夫君

三月二十四日

沢上 貞雄君

小野 清子君

大浜 方栄君

佐藤謙一郎君

寺内 弘子君

中野 明君

三月二十七日

田代由紀男君

渡辺 四郎君

藤井 恒男君

三月二十八日

降矢 敬義君

対馬 孝且君

山田 勇君

三月二十九日

梶原 敬義君

上野 雄文君

香脱タケ子君

三月三十日

吉井 英勝君

四月三日

辞任

補欠選任

浜本 万三君

渡辺 四郎君

石井 道子君

高藤 十朗君

田代由紀男君

岩崎 純三君

中野 鉄造君

補欠選任

降矢 敬義君

上野 雄文君

山田 勇君

補欠選任

田代由紀男君

梶原 敬義君

藤井 恒男君

補欠選任

対馬 孝且君

渡辺 四郎君

吉井 英勝君

補欠選任

香脱タケ子君

補欠選任

中野 鉄造君

四月四日

山本 正和君

四月六日

本岡 昭次君

和田 教美君

六月十六日

石本 茂君

高平 公友君

補欠選任

高平 公友君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

佐々木 満君

宮崎 秀樹君

山本 正和君

中西 珠子君

石井 道子君

斎藤 十朗君

関口 恵造君

田代由紀男君

田中 正巳君

高平 公友君

対馬 孝且君

渡辺 四郎君

中野 鉄造君

香脱タケ子君

内藤 功君

補欠選任

山本 正和君

中野 鉄造君

補欠選任

高平 公友君

前島英三郎君

佐々木 満君

宮崎 秀樹君

山本 正和君

中西 珠子君

石井 道子君

斎藤 十朗君

関口 恵造君

田代由紀男君

田中 正巳君

高平 公友君

対馬 孝且君

渡辺 四郎君

中野 鉄造君

香脱タケ子君

内藤 功君

藤井 恒男君

小泉純一郎君

堀内 光雄君

政府委員

厚生政務次官

厚生大臣官房長

厚生大臣官房総務課長

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

近岡理一郎君

黒木 武弘君

末次 彬君

清水 康之君

伊藤 卓雄君

加藤 栄一君

山口 剛彦君

多田 宏君

仲村 英一君

北川 定謙君

古川 武温君

杉戸 大作君

北郷 勲夫君

小林 功典君

長尾 立子君

坂本 龍彦君

水田 努君

花輪 隆昭君

川崎 幸雄君

土井 豊君

宮島 晃君

若林 之矩君

若林 之矩君

若林 之矩君

若林 之矩君

若林 之矩君

若林 之矩君

若林 之矩君

若林 之矩君

説明員

大蔵大臣官房企画官

郵政省簡易保険局長

局総務課長

大武健一郎君

鹿島 威男君

事務局側

常任委員会専門員

此村 友一君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査

(厚生行政に関する件)

(労働行政に関する件)

○民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前島英三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例によりまして、委員長の指名に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前島英三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に山本正和君を指名いたします。

○委員長(前島英三郎君) 社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査を議題といたします。

小泉厚生大臣及び堀内労働大臣からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。小泉厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) 厚生大臣の小泉純一郎であります。新内閣のもとで厚生大臣として再任されましたので、改めてよろしくお願い申し上げます。

社会労働委員会の御審議に先立ち、所信の一端を申し述べたいと存じます。

今日、我が国は世界一の長寿国となりました。五十年前、厚生省が設置された当時は人生五十年と言われておりましたが、今や人生八十年の時代を迎えております。

この間、我が国の経済社会は、国民経済の発展、高齢化の進行、技術革新の進展等により著しく変化しました。また、国際的にも我が国の地位は飛躍的に高まり、世界に積極的に貢献することが求められております。

こうした大きなうねりの中で、今後我が国の高齢化は諸外国に例を見ないスピードで進み、二十一世紀前半には諸外国がかつて経験したことのない高齢化の進んだ国となることが見込まれており

ます。こうした中で、これからの我が国の最大の課題は、二十一世紀に向けて、来るべき高齢社会をいかに活力ある長寿・福祉社会にするかということではないかと思えます。高齢期を迎えても社会に貢献できる一員として、役割を果たしていくことを幸せという国民の期待を大切に、よくみつ、昨年十月に示した「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標」を踏まえ、長期の視野に立つて施策を展開し、我が国の経済社会の仕組み全体を活力ある長寿社会にふさわしいものとすべく、努力を傾注していきたいと考えております。

以下、平成元年度における主要な施策について申し上げます。

まず、年金制度についてであります。長寿社会においては、国民の生活の基盤となる安定的な所得保障の確立が極めて重要であります。このため、財政再計算期に当たる本年、給付額の改善、保険料率の見直し、厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールの明示、自営業者に対する基礎年金の上乗せ給付である地域型国民年金基金の創設等、各般にわたる改正を行うとともに、平成七年度を目途とする公的年金制度の一元化に向けて、被用者年金各制度相互間における負担の不均衡の是正を図るための措置を講じている所存であります。このため所要の法律案を提出いたしましたところでありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

また、高齢者の社会活動を推進し、明るく活力ある長寿社会を実現するため、都道府県明の長寿社会づくり推進機構の整備、高齢者の生きがいと健康づくりモデル事業を行うとともに、高齢者が多世代交流の中で安心し生きがいを持って暮らせるまちづくり、に国と地方公共団体、民間が一体となつて取り組む「ふるさと21 健康長寿のまちづくり事業」を推進することといたしております。このまちづくり事業につきましても所要の法律案を提出いたしましたところであります。本日御審議が予定されておりますが、よろしく御願いいた

します。

また、体が不自由な方々もできる限り住みなれた地域や家庭において暮らし続けるよう、在宅サービスの推進に格段の配慮を払うこととし、家庭奉仕員派遣事業、デイサービス事業、ショートステイ事業の大幅な拡充を進めてまいります。一方、施設への入所が必要の方々については、特別養護老人ホーム、老人保健施設の重点的整備を図るとともに、住まいとしての機能を重視した新たな軽費老人ホームの整備も推進してまいります。さらに、深刻化する痴呆性老人問題に対処するため、新たに老人性痴呆疾患センターの設置やナイトケア事業の創設、家族に対する介護指導の充実など、保健・医療・福祉にわたる総合的な施策の推進を図ってまいります。

これらとあわせて、長い高齢期を支える国民の健康を確保するため、がん、循環器病、糖尿病、腎不全などの疾病対策を進めるほか、正しい食生活、運動、休養の均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指し、第二次国民健康づくり対策を進めてまいります。

また、人口の高齢化が進展する中で、将来の長寿社会を担う児童が心身ともに健やかに生まれ育つことはますます重要となっております。このため、家庭支援相談体制の確立、保育対策の拡充等、心豊かな児童の育成と家庭基盤の充実に努めてまいります。また、障害者対策につきましては、障害者ができる限り住みなれた地域社会の中で自立し、社会参加ができるような条件を整備するため、障害者社会参加促進事業等の施策の拡充に努めてまいります。さらに、地域における自主的な民間社会福祉活動の積極的な展開のため、ボランティア活動関連予算の大幅増など施策の充実を図ってまいります。

次に、本年は、二十一世紀を目指した医療供給体制の総合的な見直しに着手する年であると考えております。このため、現在医療法について平成二年度に改正を行う方向で準備を進めているところであり、また医療を支える人材についても、資

質の向上と人員の確保に努めてまいります。また、国立病院・療養所につきましては、国立医療機関にふさわしい機能を充実強化するため再編成を着実に推進することといたしております。エイズ対策につきましては、さきの国会においてエイズ予防法を成立させていただきましたが、今後とも正しい知識の普及を中心として、発症予防・治療研究等各般の施策を推進してまいります。また、社会復帰施設の充実等精神保健対策も一層推進していくことといたします。

医療保険制度につきましては、昨年国民健康保険制度の改正をお願いいたしました。平成二年度には、国民健康保険制度及び老人保健制度について、制度の長期的安定を図るべく、見直しを予定しております。こうした制度改革の帰趨を見きわめながら、制度を通じた給付と負担の公平化のための措置を段階的に進めていきたいと考えています。

生活衛生行政につきましては、輸入食品の安全対策、食鳥の安全対策の推進等総合的な食品保健施策を積極的に推進するとともに、環境衛生関係営業の振興に努めてまいります。水道・廃棄物処理施設の整備の一層の推進を図り、生活排水対策を含む廃棄物の適正処理及び化学物質の総合的な安全対策に取り組んでまいります。

薬務行政につきましても、医薬品等の安全性の確保、医薬品等の研究開発の促進とともに、血液製剤の国内自給を目指した血液対策に努めてまいります。

また、中国残留孤児対策につきましては、多くの孤児世帯が帰国していることから、帰国孤児世帯の定着自立の一層の促進を図るため、自立支援体制の強化に全力で取り組んでいく考えです。

さらに、厚生科学技術の推進に努めるとともに、近年、我が国の保健医療技術に対する開発途上国の期待が高まっていることにかんがみ、国際医療協力研修センターの整備、世界保健機関への支援の強化など保健医療分野における国際協力に積極的に取り組んでまいります。

以上、所信の一端を申し述べましたが、厚生行政の課題は、このほか、いずれもひとつときもゆるがせにできないものばかりであります。私は、皆様の御理解、御協力を得ながら諸問題の解決に全力を挙げ取り組んでいく覚悟であります。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長(前島英三郎君) 次に、堀内労働大臣。○国務大臣(堀内光雄君) このたび労働大臣を拝命いたしました堀内光雄でございます。

社会労働委員会の御審議に先立ちまして、今後の労働行政について所信を申し述べ、委員各位を初め、国民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今日、我が国経済社会は順調な発展を遂げておりますが、一方では経済構造の転換、高齢化社会の進展、就業形態の多様化など種々の変化に直面しております。このような社会構造変化に対応し、社会の活力を維持するとともに、我が国の経済的地位にふさわしい豊かな勤労者生活を実現するため、次の事項に重点を置きつつ労働行政を積極的に推進してまいります。

第一は、経済構造転換と就業形態の多様化に対応した雇用対策であります。

現在、雇用情勢は全国的に改善し一部には人材不足も見られるところですが、地域においてはなお改善が緩やかなものもあり、地域間格差が拡大しております。このため地域雇用開発プロジェクトへの援助、人材の地方還流の促進など、地域において効果的な雇用機会の開発を行うとともに、労働力の需給調整機能の一層の整備を図ることとしてまいります。

また、サービス経済化の進展、女子の職場進出等によりパートタイム労働者が増加していることに伴い、パートタイム労働者について雇用保険の適用を拡大するとともに、パートタイム労働に対する指導を強化するなど、総合的な対策を行うこととしてまいります。

これらの施策を円滑に実施し、経済構造調整期における経済変動に機動的に対応するため、雇用

保険四事業の再編とあわせ、パートタイム労働者への適用拡大を行うための雇用保険法等の改正を内容とする法律案を今国会に提出しておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

第二は、労働時間短縮、労働者の安全衛生対策と勤労者福祉向上対策であります。

労働時間短縮は、ゆとりある豊かな勤労者生活を実現するため政府全体として取り組むべき課題であります。昨年決定された「経済運営五カ年計画」でうたわれております目標の実現に向け、中小企業に対する援助等にも十分配慮しつつ、完全週休二日制の普及等労働時間短縮に積極的に取り組むこととしてまいります。

また、労働者の安全衛生対策は働く人々のみなからその家族にとっても欠くことのできないものであります。安全衛生の確保、労働者の健康の保持増進のため事業主に対する指導援助を充実するとともに、特に最近の死亡災害の増加にかんがみ労働災害の防止を一層推進することとしてまいります。

さらに、中小企業勤労者のための中小企業勤労者総合福祉推進事業を拡充するとともに、心身面のリフレッシュを図るためのリフレッシュ休暇制度の普及促進など、勤労者福祉の向上を図ることとしてまいります。

勤労者財産形成促進制度についても改善を行いつつ、制度の利用促進を進めてまいります。

第三は、本格的な高齢化社会の到来への対応であります。

今後とも我が国が経済社会の活力を維持していくためには、六十五歳程度までの雇用就業の場の確保が極めて重要な国民的課題となっております。

このため、人生八十年代時代にふさわしい雇用のあり方を示す長寿社会雇用ビジョンの策定を行うこととしているほか、継続雇用の促進、再就職の促進等の施策を積極的に進めてまいります。

また、職業生活からの引退を円滑に進めるためシルバー人材センターを拡充する一方、高齢者

の能力活用のため、能力開発対策についても充実を図ることとしてまいります。

第四は、障害者等特別な配慮を必要とする人々に対する職業生活援助対策であります。

障害者の重度化、多様な困難の度を増している障害者の雇用問題に的確に対応するため、リハビリテーション体制を充実強化するなどの対策を推進することとしてまいります。

また、男女の雇用機会均等の確保対策を進めるほか、育児休業制度や女子再雇用制度の普及促進等女子労働者の就業に関する援助対策を推進することとしてまいります。

一方、今後の経済社会の変化に的確に対応していくため、総合的調査研究体制の整備を図ることとしており、長年にわたって健全な労使関係の育成に貢献してきた日本労働協会についてその機能の見直しを内容とする法律案を今国会に提出しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

このような労働行政の展開に加え、我が国の国際的地位にふさわしい技術協力、外国人労働者の受け入れ問題についての的確な対応、急速な技術革新・情報化の進展及び経済社会の変化に対応するための職業能力開発対策を推進するとともに、良好な労使関係の維持発展を図るための環境づくりに努めてまいります。

以上、所信の一端を申し述べさせていただきますが、労働行政の展開に当たっては、国民の信頼を得ながら進めていくことが不可欠であります。近時労働行政をめぐる信頼を損なう事態が生じましたことはまことに残念でありませんが、今後の行政運営を通じて信頼を回復すべく、私が先頭に立ち対処してまいります所存でありますので、委員長初め委員各位の一層の御理解と御協力を賜りますように心からお願ひ申し上げます。

○委員長(前島英三郎君) 次に、近岡厚生政務次官及び官島労働政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。近岡厚生政務次官。

○政府委員(近岡理一郎君) 厚生政務次官の近岡理一郎でございます。

厚生行政は多くの重要な課題を抱えておりますが、私は委員各位の御協力をいただいて、大臣を補佐し、高齢化社会にふさわしい安定した社会保障制度の確立を図ってまいります所存でございますので、何とぞよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(前島英三郎君) 次に、官島労働政務次官。

○政府委員(官島流君) 労働政務次官を再度拝命いたしました官島流でございます。

ただいま堀内労働大臣から申し上げましたように、今日の我が国経済社会の発展を支えてきたものは勤労者一人一人の努力であります。経済の構造調整、国際化、さらには社会の高齢化など大きな変化が進行しつつある今日、働く人たちの雇用の安定を図り、豊かな生活を実現するための労働行政は、その重要性を増すとともに、的確かつ迅速な対応が求められています。

私は、労働行政が国民生活の安定と向上に果たす役割の大きさにかんがみ、大臣とともに全力を挙げて積極的な行政の推進に取り組んでまいります所存であります。

委員長初め委員各位の一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

○委員長(前島英三郎君) 御苦勞さまでした。労働大臣、労働政務次官、御退席で結構でございます。

○委員長(前島英三郎君) 次に、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小泉厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) ただいま議題となりました民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案につ

いて、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国におきましては、急速な高齢化の進展、地域及び家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、国民の老後に係る多様な保健サービス及び福祉サービスに対する需要が増大しております。

高齢化の進展等に伴うこのような国民の多様な需要にこたえ、老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会を形成していくためには、公的保健福祉サービスの充実はもとより、民間事業者が公的保健福祉サービスとの連携のもとに保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する場合について、その促進を図っていくことが必要であります。

このため、民間事業者が地域においてこれらのサービスを総合的に提供する施設の整備を行う場合について、所要の支援措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案において特定民間施設として整備の対象としておりますのは、公的保健福祉サービスとの連携のもとに地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備するものであります。

第二に、厚生大臣は、特定民間施設の整備に関する基本的な事項等を定めた基本方針を策定するとともに、民間事業者が作成した特定民間施設の整備計画について、関係都道府県等の意見を聴取し基本方針に照らし認定を行うこととしております。

第三に、認定を受けた整備計画に従つて特定民間施設の整備の事業を行う民間事業者に対し、課税の特例、事業の実施に必要な資金の確保等の支援措置を講ずることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(前島英三郎君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本正和君 小泉厚生大臣には、大変難しい厚生行政、御苦勞だと思ひますが、ただいまお聞きしました所信につきまして後ほどまた伺ふことといたしまして、本日はこの法案についてのみ御質問を申し上げます。

この法案が提出されて、さまざまな議論が各界各層の中で行われているわけですが、この法案の中に国が基本計画を定める、こういうふうなことになるわけですが、この基本計画といふことについて若干の説明がしてあるわけですが、けれども、本当にお年寄りがそれぞれの町の中で暮らしていく、そういうことから考えた場合になかなかイメージが湧いてこない。いろいろな図面等も提示されておりますけれども、その部分をちょっと御説明をまうたいと思ひます。

○政府委員(多田宏君) 今回の法案の基本計画といふものでございますけれども、今回の法律で予定しております四つの機能を持った施設を総合的に整備するための基本的な枠組みというものは厚生大臣がまず定めまして、そしてそれを受けて各事業者が整備計画というものをつくつていただくまして、そしてその整備計画に対して厚生大臣がまた認定をする、こういう流れになっているわけでございます。

基本計画におきましては、これからの高齢化社会に対応するために、地域でできるだけ健康で生きがいを持つて暮らせるようにということを期待いたしまして、四つの施設をどういふふうに総合的に整備していくべきかという基本的な方向を示そうということでございます。

なお、この法律では特定の地域でそういう四つの機能を備えた施設の整備の促進ということに

なっておりますけれども、私どもの今の考え方といたしましては、全国各地でいろいろな形で住みよい町づくり、特に高齢期の住みよい町づくりというものを進めていただきたいというふうに考えております。その面では今年度から新たな補助金を起こしまして、市町村あるいは都道府県でそれぞれしるべき生きがいを持ち健康で過ごせるような町づくりについてのプランをつくつていただくようにということ、そのモデル的な機能として約二十カ所を選定いたしまして、それぞれの計画をつくつてもらふというようにあわせ考えたいと考えております。

○山本正和君 お年寄りの生きがいというふうな問題、さらには教養を高めていくとか、また社会的に貢献するとか、そういうふうなものも含めたような感じでの施設整備についての考え方があるように思ふのですが、人間は土に帰るといふまじょうか、また土から生まれるといふまじょうか、ですから、お年寄りの中でほけ老人とか、大変いい言葉じゃありませんけれども、いろいろ言われております。そういうふうなことを含めて考えた場合、お年寄りが花づくりとか野菜づくりとか、そういうふうなことに携はれるということ、健康の上からも、あるいは精神的な一つの安定からいへば有効であるということ、これは聞いておるわけでありまして、そういう園芸あるいは小農園といふまじょうか、そんなようなことも含めて町づくりの構想は考えられるべきじゃないか。要するに、自然の中に親しめる、そしてまた働ける、場合によっては園芸等から得られる収入、そういうものも保証できる。そんなことまで含めてこれは考えていいのじゃないかというふうに思ふのですけれども、その辺についてはどういふふうに考えていますか。

○政府委員(多田宏君) 菜園等で高齢者がその業務に携はることによって非常に生きがいも出、そ

して健康も保持されるという側面はおっしゃるとおりだと思ひます。マスタープランのようなところでそういう試みができるだけ多く取り入れていくように我々も指導してまいりたいというふうに考えております。

○山本正和君 それから、社会的に大変な貢献をされた方々ばかりであるわけですから、その方々の持つておられる知識等も活用する。そういう意味からいいますと、例えば書道とか、あるいは生け花とかお茶とか、いろいろなそういうお年寄りが持つておられる知識を地域の人に供給できるようにそういう寿大学といふまじょうか、生涯教育の場としての施設も含めて考えていく、こういうことがあつてもいいのじゃないかと思ふのですけれども、そういうものについてそれはちよつと老人保健施設というものにはなじまないとか、あるいは老人ホームの形に合わないとかいうふうな形で排除されることのないようにと思ふのですけれども、それはいかがですか。

○政府委員(多田宏君) お話しのような高齢者が学んだり豊かな経験能力を地域に還元していくといふような機能につきましては、非常にこれから高齢化社会では大事な機能だといふふうに考えております。今回の法律案でも高齢者総合福祉センターといふものを位置づけておまして、こういう活動の中では、ぜひそういう活動も積極的に取り上げてもらいたいというふうに思つておるところでございます。また、これは別に各市町村単位で老人大学等の活動がかなり活発に今行われつつあるところでございます。こういうことも含めてこれから積極的に育成を図つてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山本正和君 それで、例えば東京都とか名古屋、大阪というふうな大都市では都市内に農地もあるわけですが、ところが、それは農林省からいへば農地でもつてその農地の問題については法律でさまざまな定めがあります。そういうことも含めて、結局、厚生省でこういうお年寄りに対してのいい施設をつくろうと思つても、例えば道路

とかなんとなりにありますと今度は建設省になって
いる。そういう意味で大変難しい要素がこれから
も出てくるのではないかとふうに思っています。
そこで、本来からいいますと、市町村がそれぞ
れその市町村なりの高齢者福祉対策といましょ
うか、長寿社会対策といましょいうか、そういう
ふうなものが市町村ごとに定められなければいけ
ないと思うのでありますけれども、となると省庁
それぞれ持っている権限といましょいうか、そ
ういふことと絡んでまいります。ところが国の段
階で見ますと、長寿社会対策関係閣僚会議とい
うものができています。その辺の関連、これ非常
に今から難しくなってくるわけでありまして、れ
ども、そういう各省庁間との調整あるいは今後の我
が国の長寿社会対策、このことに関しましてはと
つ厚生大臣、この種の問題でどうもまだこの関係
閣僚会議が活発な動きがないようでございますが、
そういう問題についてのひとつ大臣の御所見を
伺いたい、こういうふうに思っています。

○国務大臣(小泉純一郎君) 地方公共団体との協
力はもちろんですが、関係省庁との緊密な連携、
あるいは施策を総合的に進める上においてもぜひ
ともそういう検討といましょ協力体制を整備し
ていくのが大事だと思っております。

○山本正和君 これはぜひ大臣、お年寄りが今の
社会の中で大変悲しい状況というのは、一生懸命
働いてきて、あと生涯を終わろうとするという
ときに、大変世の中から捨てられたと言ったらおか
しいのですけれども、そんなような感じに終わる
ということのないようにするというのがこれは国
の大変重要な責任だろいうふうに思っています。
すね。そういう意味で、ひとつ今後この種の問題
についてのこれは国の方針といましょいうか、こ
れが明確に国民の前に示されるように、この長寿
社会対策関係閣僚会議はかくかくの議論をしたと
いうふうな形で国民の皆さんにもはつきりわかる
ように今後ともお取り組みをぜひいたしたいと思
います、いかがでございますか。

○国務大臣(小泉純一郎君) そのようにしたいと
思っています。

○山本正和君 その次に御質問をしていきたいの
は、民間活力について過去中曽根総理の時代にな
つてからよく議論をされました。そこで、若干の
疑問が出てきているのは、本来国が行うべきさま
ざまな施策を民間活力という名によって国の責任
を免れるのじゃないか、こういうふうなことがよく
懸念される重要な問題だといふふうな言われて
いるわけでありまして。私は、この法案はそういう
趣旨じゃない、国の責任、公的な責任というもの
をきちんと明確に持つていながら、そして民間が
この種の問題を取り上げようという場合に国とし
て一定の応援をしていこう、こういう趣旨だとい
うふうに法案には書いてあるけれども、その辺の
誤解がなかなか解けにくいわけです。

そこで、これは民間という中に株式会社、いわ
ゆる営利法人といましょいうか、それとあれば公
益法人も含めて民間とこう言っている。そして、
あわせて今度は第三セクター、地方公共団体も含
まれるところの事業団体、こういう形になつてい
るわけですね。そうなりますと、これは民間団体
に対してさまざまな応援をする、第三セクターに
対して応援をする。また民間団体の中でも営利法
人と公益法人とある。その場合、その辺の問題を
含めてこれは一体、国が応援していく構え方です
ね、例えば第三セクターに対してはどういう応援
をするのか、あるいは民間に対してはどういう応
援をするのか。その民間でも営利法人も公益法人
もある、その場合はどうなのか。その辺の建前と
いまいましょいうか、振り分けの整理の問題につ
いてちょっとお伺いしておきたいと思っています。

○政府委員(多田宏君) おっしゃるとおり、株式
会社あるいは民間法人でも公益性の強いもの、弱
いものといろいろございまして、私も似たしま
しては、できるだけ公益性の高いものを積極的に
応援するという基本的な姿勢で臨んでまいりたい
といふふうに考えておるところでございます。

○山本正和君 法案だけ見ておられますと、その辺の
区別が、第三セクターに対してはN.T.T.の無利子
融資というふうなことがありますが、同じ
民間という言葉で公益法人も営利法人も含めてあ
るような感じがいたしますから、その辺について
は今後十分検討されるということでも承つてよろし
うございませうか。

○政府委員(多田宏君) N.T.T.の融資につきま
しては、一つのN.T.T.融資の方の論理といましょ
うか、それといたしまして、第三セクターとい
うものを積極的にここで利用していきつかりまし
て、それをつくっていくという気持ちでございま
す。したがって、第三セクターといふものを対
象にして考えていくということになつております
けれども、それ以外に財団法人等、公的融資その
他で積極的な応援も続けていきたいといふふう
に思っているところでございます。

○山本正和君 N.T.T.の無利子融資というものがこ
の法案の中で一番、第三セクターをつくった場合
に、なるほどこれがあるならばやろうかという
意欲を持たせるものになつていこうといふふう
に思ふのですね。

ちよつとここで具体的にお尋ねしますけれど
も、私は出身が三重県でございますが、三重県な
ら三重県であるいは津市、これは県庁所在地で
すけれども、これが参加して第三セクターをつ
くった。そして津市の中で仮に三十億の事業を行
う、こういったしますね。その場合には、具体的に
言いますとN.T.T.の無利子融資はどの程度期待で
きるのか、あるいはどれぐらいの償還期間とい
うものが想定されるのか、この辺についてはどう
ですか。

○政府委員(多田宏君) CタイプのN.T.T.無利子
融資というものが行われることになりまして、融
資率は地域によって異なるわけですが、津市を仮
に例にとりますと建設費の五〇%以内ということに
なつております。したがって、建設費が三十億と
か四十億とかいふことだろいうと思ひますが、三十
億と仮定いたしますと十五億円で融資が受けら
れる、こういうことになつております。また、返
済期間につきましては十五年以内ということでは

うち三年以内の据置期間が認められる、こういう
ことになつております。

○山本正和君 第三セクターについては大変そう
いふ積極的な応援ができるわけでありまして、あ
わせて公益法人に対しても今後は、この法案でも
まだできていませけれども、本当に公益性の強
い法人については今後検討を加えていく、こうい
うことで承つてよろしうございませうか。

○政府委員(多田宏君) 手法について今具体的に
これでいふふうに変えていくということを持
つていけるわけはございませけれども、基本的
に公益性の高いものにはできるだけ手厚く応援を
していくという気持ちでいふような政策を考えてい
きたいといふふうな思つております。

○山本正和君 これは老人ホームといつてもピン
からキリまでありまして、本当にボランティアの
気持ちで個人がおやりになつていこうところもあ
れば、企業の大変裕福なお年寄り向けの、大変庶民
から見ても、ああこれは本当に夢みない暮らしだ
なといふふうな格好の老人ホームまでいろいろ
あるわけですね。ですから一番大切なのは、なか
なかそんな夢のような生活はできないけれど
も、老後をゆつくり暮らしていきたい、こう思
つていこうと、それに対して公益法人がこうい
うことをやっていこうという場合には当然違ひが
あつていいといふふうには私は思ふのですね。た
だ、この法案の中ではそれが一緒になつていて、
いろいろ応援する場合ですね。したがって、今後
はひとつそれについては検討していく。一応これ
はこの法案でもってスタートするけれども、今後
は公益性の高いものについては検討を加えてい
く、こういうことをひとつ承つておきたいので
すが、大臣その辺はいかがでございますか。

○政府委員(多田宏君) できるだけその方向でい
ろいろ知恵を出してまいりたいと考えておりま
す。

○山本正和君 ぜひひとつそういう取り組みをし
ていただきたいと思います。

それから次に、現在厚生団あるいは郵政省が所

管しておりますいわゆる保険事業の中で老人ホームがつくられておりますが、これは現在どういふふうな状況になっておりますか。これは郵政省の方も来ていただいていると思いますけれども、その辺ちよつと御報告願いたいと思います。

○説明員(鹿島威男君) 御説明申し上げます。

郵政省の簡易保険郵便年金事業におきましては、加入者の方々の福祉の増進を図るという見地から、簡易保険郵便年金福祉事業団を通じて御指摘の加入者ホームあるいはそのほか保養センター、レクリエーションセンター、診療所等を設置運営してきておりまして、御指摘の加入者ホームは現在全国で十三カ所設置されております。この加入者ホームにつきましては、昭和四十三年度に香川県の高松市に設置して以降は、その後の国民のレジャーに対する志向あるいはレクリエーションに対する志向の高まり、そこを踏まえまして、さらには一方では簡易保険事業からの出資金、交付金が必要なのでございまして、そこら辺の制約も踏まえまして、保養センターでありまして、レクリエーションセンターでありまして、すとかレクリエーションセンターでありまして、か、そういうものを中心に設置してまいりました。

しかしながら、近年におきます急速な人口の高齢化という状況に対応するために、都市部の近郊にございまして地域社会との交流を保ちながら老後生活を過ごせる終身利用型の新しい加入者ホームをパイロットプランとして一カ所設置したいというところで既に建設用地も取得済みでございまして、現在その施設の内容、機能等について検討しているところでございます。

○政府委員(土井豊君) 厚生年金の老人ホームでございまして、福祉施設事業の一環として現在全国で二十六カ所、定員は千四百九十九人、その規模でもって設置をいたしております。なお、入居状況は約九割の千二百七十八人という状況でございまして、利用料金につきましては、施設の性格上低廉な料金設定ということでやっておりまして、七割強の十九施設が赤字の運営の状況に至

つていふこととございまして。なお、これにつきましても厚生団が他の施設の赤字部分で赤字を埋めている、そのような運営をやっておるところでございまして。

○山本正和君 実には厚生団の老人ホームもそれから郵便年金加入者ホームも、本来からいいますとこれが充実発展していくということがあつてしかるべきだろう、こう思うのです。ですから、今度の法案の中にある町づくりの中で、そして国が基本方針を定めてやっていくということになりますと、本当はこういうものも含めた格好でやっていかなければならない。となりますと、厚生年金の老人ホームにしてもあるいは簡易保険郵便年金加入者ホームにしても、一層拡充していただきたい、こんなことを私は思うのですが、この法案によつて高齢者対策を立てていくとする中で、その両者とも一緒になってその構想の中で今後十分充実強化していきたい、それぞれ関係機関はそういうお気持ちを持ってほしいと思うのですけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

○説明員(鹿島威男君) 簡易保険郵便年金の加入者ホームにつきましては、先ほど御説明いたしましたように新しい形の加入者ホームをパイロットプランとして一カ所設置していきたいと考えております。これらの施設の今後の構想につきましてもは、加入者の皆様のニーズの動向でありますとか、あるいは今回新設するものにおきまして介護等の運営のノウハウ、そこら辺を蓄積してまいりまして、また事業経営上にも与える影響等も十分見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

ただ、この法案との関係で申しますと、この法案の対象になつております民間事業者というものがございまして、簡易保険郵便年金福祉事業団は特殊法人、特別の法律に基づいて設立されたものでございまして対象にはならないというふうなことでございまして、私どもは私どもの行政の中でそこら辺の整備を図つていかなければならないと考えております。

○政府委員(土井豊君) 先ほど申しましたように、経営状況、あるいは一度入りますとかなり長期に入所を続けられるというような実態から、従来のままの形の老人ホームというのはなかなかつくりにくいのではないかと。しかしながら、御案内のとおりの本格的な高齢化社会の到来を迎えまして、新しく介護機能でありますとかあるいは地域住民へのサービス、そういった機能を備えまして新しいタイプのものにつぎまして私どもも今後検討すべき重要な分野である、そのように認識しているところでございまして。

○山本正和君 町づくりの中で民間の老人ホームもある、しかしこの簡易保険の老人ホームもその中にはある、あるいは厚生団の老人ホームも、さまざまな形のものがあるというのが私はいいのじゃないかというふうなことも思うのです。ですから、そういうものを含めて今後ぜひ連絡提携をしなから、要するに高齢者対策という意味では重要な役割を郵便保険の方も厚生団の方もやっているわけですから、そういうような意味での連絡提携をひとつ今後していただくようにこれは要望をしておきたいと思ひます。

それからその次に、これは大蔵省も来ていたのだと思うのですが、私が聞きたいのは、税についてこの法案の中ではいろんなことが触れられていくわけですね。従来、大蔵省は特別措置という形で税に対するさまざまな対応をしておられます。ところが、老人ホームという問題、これはもちろん大変立派な、また資産も随分おありになる方の老人ホームと、それから社会福祉という観点からつくられる老人ホームというものは違つてくるというふうな思ふのです。そういう意味で、税の方はこの種の老人ホームに対してどういう考え方に立つておられるのか、この辺ちよつと大蔵省から見解を承りたいと思ひます。

○説明員(大武健一郎君) 老人ホームにつきましても、公益法人が行うのかそれ以外の普通法人が行うのかという考え方で整理をしております。といひますのは、公益法人につきましてもは法人

税は御存じのとおり原則は非課税でございます。しかしながら、一定の収益事業を営む場合に限りましては、そこから生ずる所得に対して法人税を負担していただくという形になっております。この収益事業についての課税については、いわゆる民間が行つております事業と競合するようなものという考え方でございまして、まさに先生が言われますとおり、老人ホームについても公益法人が行う場合と一般の民間法人が行う場合とあるものでございまして、そのような競合する事業については一定の法人税を負担いただくということになつていくわけでございます。

なお、そのような場合につきましても、公益法人が営むという有料老人ホーム等の収益事業については通常の税率よりは低い二七・五％、普通法人が今度の改正で四〇％、さらに三七・五％にまでは下がりますけれども、それよりは一〇％以上低い二七・五％という税率を適用しているところでござい

○山本正和君 例えば最近鉄道会社とかさまざまな株式会社や老人ホーム等についても着手しようとしてゐる。これは当然収益事業ですから通常の率でいいと思うのです。ところが、例えば財団法人という形で認可を受けた退職者を中心としたところの退職者の老後といひましようか、その福祉を目的としたところの法人というものがあ

る。あるいはその法人が公益事業等いろいろ営んでいるその一環として仮に老人ホームをつくつたと、こういう場合はこれは収益事業ではないというふうな判断でございまして、その辺はどうですか。

○説明員(大武健一郎君) 公益法人につきましても、まさにその営む事業ごとの性格で判断していただいております。したがつて、退職者の方々がやっておられる例えば互助会のようなもので、それが大蔵省の性格が強いということでは、公益法人になつてゐるような場合には、その公益的な事業については当然先ほど申し上げたようにいわゆる非課税でございまして、しかしそれが行

っている事業によって、例えば民間がやっている事業と競合するような事業はやはり課税せざるを得ない、収益事業として課税せざるを得ないというところになっております。

○山本正和君 民間がやる老人ホームと要するに老人福祉のためにできている公益法人、これはなるほど同じ老人ホームであるといつてもそれは違いうわけですね。それについては明確な区別をしていくんだ、これでよろしいですね。

○説明員(大武健一郎君) もう一度申し上げておきますが、公益法人がやりになる例えは有料老人ホームというような収益事業は他のいわゆる民間がやっています老人ホームよりは低い税率が適用されているところでございます。

○山本正和君 これはちよつとまた大蔵委員会が予算委員会でも議論せねばいかぬと思うのですが、本来老人福祉を目的とした法人が仮に設立されたら、その場合に行う事業というのは、これはもうそんな単なる軽減じゃなしに、もつと国としていようなことをすべきだと思ひますから、これはまたひとつ予算委員会等で大蔵省の見解をただしていきたいと思ひます。

それから、もう私の時間が余りないんですが、最後に一点だけお聞きしておきたいのは、寝たきり老人あるいは痴呆性老人、こういう方々の将来推計、これをやっておられると思うのですけれども、ちよつとその辺伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(多田宏君) 寝たきり老人の推計でございますが、現在約六十万人と推計いたしております。今後の予測でございますが、平成十二年には約百万人程度に増大するのではないかと。

痴呆性老人の数でございますが、在宅でおられる方が大体六十万人というふうに推計しております。こちらとも人口の高齢化の進展に伴いまして平成十二年には約百万人程度ではないかというふうに推計をいたしております。○山本正和君 そういう方々の介護をする場合に、これは大変な、マンパワーという言葉が適当

かどうかわかりませんが、保証されなさいいけないというふうな思ふんですね。そんなことについて、これは大変難しいことだと思ふのですけれども、そのマンパワーの確保については一体どういふふうなことを考えておられるのか、この辺ちよつと伺つておきたい。

○政府委員(多田宏君) 今のところ、家庭奉仕員につきましては平成十二年に五万人にするという目標で進んでおります。平成元年度につきましては二万七千人から四千三百人増を図りまして三万一千人、これ予算の数字でございますが、そういう増員を行うことといたしております。その際に家庭奉仕員の手当額、これにつきましては、介護用の家庭奉仕員という方々につきましては大幅に手当額を引き上げるといふような形で処遇の改善を図つておるところでございます。また、国の補助率を三分の一から二分の一に上げるといふようなことを行ひまして、自治体が積極的に家庭奉仕員の確保に努めやすくなるというようなことをやっておるところでございます。

全体の数ということになりますと、いろいろな分野との競合関係も当然出てくるわけでございます。これからのなかなか難しい局面が多々出てくると思ひます。その推移を見つ、できるだけこの確保に努めていくという考え方でございます。

○山本正和君 最後に一つ。この問題は大変難しいかと思ふのですけれども、スウェーデン等の福祉国家を見ていきますと、本当にお年寄りに対して手厚いそういう人間の確保がされております。しかしそれでもまだ不十分だといふような話があるんですけれども、私は、本来日本の国で生まれて、生きて、そして働いて、日本の国のためにいろいろな大変な御苦勞をされたお年寄りに対して、これは国が本来責任を持つべきである。しかし、国のその責任を持つ分野を民間が事業としてもある程度応援していく、こういう形で今度の法案がつくられていくというところでなければ、大変その辺を心配するわけですね。何か国がもう社会福祉というものについ

ては政策を大きく転換したのではないだろうか、こんな誤解を受けるような法案であつてはならないと思ひますから、そういう今後の、お年寄りに対して将来はこうなりますよというふうなイメージをきちんと出していただくように、これは特に厚生大臣、大変新鮮な感覚で大臣御就任だといふふうに思ひますから、その辺の高齢化社会に対する対応というものを抜本的にきちつと国の責任はこうなんだといふことを押さえて、何か過去三、四年の間に民間活力民間活力、自助努力自助努力といふようなことが言われてお年寄りが冷たい感じを持つていて、こういうことのないように今後ひとつぜひ御努力をいただきたい。これを最後に要望しておきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○渡辺四郎君 冒頭に、風邪を引いておりますから大変聞きにくいところがあると思ひますが、お許し願ひたいと思ひます。

まず、お聞きをしたいと思ふのですが、確かに今高齢化社会に向けての問題で厚生省が核になつて進めておられると思ふのですけれども、少し意見を申し上げて、最後に御見解をお聞きしたいと思ふのです。

確かに急テンポで進む高齢化社会に向けて、例えば政府内でも総務庁の老人対策室を初め、内閣内にも長寿社会対策関係協議会が設置をされておる。ところが、老人対策室が全庁の高齢化社会対策予算をここに集約しておられますが、これを見ただけでも、十省と三庁部分がこの老人対策室がまとめた平成元年度の予算になっておる。建設省、警察庁あるいは文部省、厚生省、労働省とたくさんあるわけです。あるいは幾つかの答申なんかも出ております。例えば六十一年度の四月に出されました「地域社会、まちづくりに関する報告書」、これは高齢者対策企画推進本部が提起しておる。厚生省の政策ビジョン研究会が六十三年度の一月にまたこれも問題を提起しておる。あるいは「世界とともに生きる日本 経済運営五カ年計画」の中でも、六十三年の五月にやはり長寿社会

に向けての問題を含めていろいろ提起をしておるわけです。

私がお聞きをしたいのは、そういうふうなばらばらと言ひませんが、行政の縦割りでそれぞれ各省が長寿社会に向けて進めていくという事業計画が出されておる。例えば、建設省はこういうところに遊歩道をつくる。あるいは公園をつくる。あるいは労働省はこういうところに何か老人中心の施設をつくる。というふうなこと。ですから、一つの考え方としてこれは私の考え方を提起してお尋ねしたいわけですが、市町村のマスタープランですね。地域保健福祉計画は単に高齢者の健康と福祉に関するものだけに限らずに、現在各官庁で先ほど言ひましたようにそれぞれ事業が計画をされて実施をされようとしておる。ですから、ここでやはり福祉事業全体を総点検して、そして福祉事業の定義を明確にすべきではないか。いろいろ答申なんかを読ませていただきますと、あるいは意見なんかを読ませていただきますと、どうも福祉に対する定義がそれぞれ各省庁間でニュアンスの違いがあるような気がするのです。ですから私は、やはり福祉に対する定義を明確にする、その中から若者も地方に定着をするような、例えばこれは仮称でつけられども、地域長寿社会対策計画、こういうマスタープランを市町村が中心になつてつくらせる、あるいはそういうこととの位置づけを市町村にさせていく。つまり、先ほど言ひましたように、国の縦割り行政を市町村で統合するといひますか、そういう意味でのマスタープランを持つべきではないかと思ふのです。その核に先ほど言ひましたように厚生省が座つていただく。

竹下総理が出しましたふるさと創生論、各自治体に一億円ずつばらまきました。私らもいろいろ各自治体の首長に会ひましたけれども、何に使つていいかわからない。ですから、ああいう財源があるならば厚生大臣が全部もらつて、厚生省が予算を握つて、そして国全体の政策、最重要政策ですから、そういうものにやはり持つていくべきで

はないか。しかしもう遅きに失したわけですが、しかし僕は、これから後もしばらくという立場で重点的に予算を厚生省がまとめる、そして一元化のもとに長寿社会対策を進めていくべきではないかというふうに思っています。

その中では、先ほど本法案に出ておりますように、第三セクター方式の問題等もあります。ところが、これは高齢化社会が進んでおる自治体ほど地方財政が厳しいわけですから、そうしますと、第三セクターでやりますと当然各自自治体の負担持ち出し部分もあるわけですから、そうしますと、国から借りておる公債費率というものはもうぎりぎりになっておる。これを越せば再建団体に落ち込むんじゃないかというふうな状態の自治体ほど高齢化社会が進行しておるわけですから、だから、そういう点まで含めまして、先ほど申し上げましたように、私はやはり国の一元化の中で、そしてふるさと創生論ではありませんが、ああいう財源を使って進めるべきではないかという意見を持っておりますが、これについてのひとつ厚生省の方のお考え方を聞きたいと思うのです。

○政府委員(多田宏君) 先生おっしゃる通りに、確かにこれからの高齢化社会を迎えるに当たって生活の場というものを考えると、あらゆる行政が極端に言うところにかかわってくるという性格もあるかというふうに思います。したがって、政府全体といたしまして、長寿社会に対する取り組みというのは、閣僚会議もございまして対策大綱もあるというふうなことで、なるだけ調整を図って進めようというところで、鋭意努力をしておるところでございます。

大きな方針につきましてはそのあたりの調整になろうと思いますが、個別、具体的な地域での例えば調整問題といったような問題につきましては、個別の省庁間でやはり個別に鋭意御相談をしながらやっていくことになるだろうと思えます。現に、今回のこの法案をまとめるときに、かなりの省庁で、我々の方もこういうところにはこういう協力あるいは相談、一緒に進めると

いうようなことができるのではないかと、いろいろな積極的な御提言もいただいております。そういうところと十分連携をとりながら今後進めるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○渡辺四郎君 福祉関係の三審議会の合同企画分科会の意見具申の「社会福祉見直しの具体的方策」の中でも、市町村の役割重視ということが叫ばれておるわけですね。先ほど申し上げましたが、国の高齢化対策関係施策を市町村において統合化して、なおかつ地域独自性を持たせるというふうなことで、さっき申し上げましたような例えば地域対策基本計画なんかを策定して、これに対してひとつ国が積極的に助成、援助をする、こういうふうなことで進めるべきではないかというふうには私は実は思っております。

例えば私が申し上げたい独自性の中に、先ほど山本先生からちょっと質問がありました。マンパワーの問題だつて、六十万から百万と寝たきり老人あるいは痴呆性老人がふえていくだろう。二つ合わせますと二百万人以上に平成十二年にはなるといふ厚生省の見通しがあるわけですね。そういう中で、いわゆる介護する人たちの人員というのは非常に少ない。ということであれば、独自性の中に、例えば市町村立の中学校で、授業の中で生徒がお年寄りと一緒に、いわゆるマンパワー等の実践教育を取り入れていったらどうか。自分の家庭内に一緒にお年寄りと一緒に住んでおって、一定の介護ができるような教育を中学校の中から仕組んでいったらどうか。そういう独自性を出そうとすれば、文部省との壁があるわけですね。

ですから、私が大臣にぜひひとつお願いをし、御決意をお願いしたいのは、せっかく長寿社会関係対策の閣僚会議が発足しておりますから、ぜひひとつ厚生大臣の方から、前段から申し上げてまいりましたような私の趣旨を十分御検討いただいて、独自性が生かされるような、そして財源措置も厚生省が中心になって集約をして充てていく。そういうことで、ひとつこの会議の中で大臣

が発議をして、ぜひ閣僚会議の合意をとるような努力をしていただきたいと思うのですが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今年度の予算におきましても、ボランティア活動、特に若い学生、中学、高校等、お年寄りやとつぱりじかに触れたい、たたくというところで、大幅にボランティア校の指定、予算をふやしたわけですね。

ですから、教育の方も大事ですけども、やはりお年寄りや若い人たちが一緒に触れ合う。そういうことによつてお年寄りもひとつの若いエネルギーといえますか活力を吸収していく。若い人もお年寄りや実際に触れ合つてみて、お年寄りの痛みなり、福祉活動の重要性というものを理解していただく。そういう場というのはこれからますます重要になっていくんじゃないか。できるだけ老いも若きもお互いが触れ合うことができるような、そういう地域づくりも今後必要ではないか。また、そういう施策の拡充に際しては、地域の実情を見ながら、厚生省としても関連省庁との緊密な連携をとっていくことが大事ではないかと思っております。

○渡辺四郎君 ぜひひとつ関係閣僚会議の中で、大臣の力を大いに発揮をしていただきたいとお願いをしておきたいと思うのです。私は、以下この法案についての幾つかの私自身の疑問といいますが、どうしても聞きしたいというものがあつたので、お聞きしたいと思つたのです。

まず、老人福祉法の基本理念です。これはこういうふう書いてありますが「老人は、多年にわたる社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとす。」とあるわけですね。「健全で安らかな生活を保障されるものとする」、これが老人福祉法の基本理念なんです。そこで、この法案で対象となる有料老人ホームは、従来は国の規制もなく、援助もなく、民間の事業としてされてきた。そのこと自体について、

いろいろと以前からもこの基本理念問題を含めて我が党は意見を申し上げてきたわけですが、その間やつぱり民間事業の中に御承知のとおり大変不幸な事件がたつと起きました。例えば豊田商事事件を初め、あるいは経営者が倒産をして夜逃げをする、残つたのはお年寄りやあるいは犠牲を受けるのはその家族だ、こういうのが従来幾つも残念なことですが事実としてあつたわけですね。

そういう中で、今度の法案で新たに、これは初めてですが、民間事業に対して公的資金の低利融資や、あるいは税制面の優遇措置を行つて育成をしようとしておる。その必要性といいますが、その意義といいますが、そこを少し基本的な問題ですがお聞かせ願いたいと思つた。

○政府委員(多田宏君) 今後の高齢化社会に向けて各種のサービスが生活を豊かにしていくために必要になっていくということは当然のことでございますが、その中で公的に整備すべきサービスというものと、それからそれを越えていわば個人の需要といいますが、多様なニーズ、そういうものに即応していくような格好で個々に提供されていくことが望ましいようなサービスというふうなものと、両面あるというふうな考え方をしております。

公的サービスというものは、どうしても公正であるいは公平ということに非常に重視せざるを得ない部分があることはこれは否めないと考えてございまして、そういうことからや画的になりがち側面を持たざるを得ない。あるいは手続関係についてもどうしてもかなり公正を担保するため複雑な手続というものがあつた程度はこれやむを得ないというふうな側面がございまして、したがって、本当に切実なニーズ、しかも民間ではとても提供されていくことが期待できないような、そういう切実なニーズについては、これはもう公的な主体が責任を持って提供していくことは当然必要なこととございまして、我々としてもまさにそこはしっかりと進めていきたいというふうに考えているわけでございますが、それを越える多様なニーズといったようなものについては、民間

の力も大いにそこに活用していくということが適当ではないかというふうに考えているところがございます。

○渡辺四郎君 確かにたくさんニーズの違いがあるから、公的サービス以上のニーズを要求する部分についてはこういう事業でやっていくんだと。確かにこのシステムも本人と事業者との契約になっておるといふようなことについては理解ができるわけですが、お聞きをしたいのは費用負担のできない人ですね。いわゆる公的サービスというふうに言われておりますけれども、そういう人たちに、また例えばシルバーサービスを押すつければ、そういうことはいいと思うのです。問題は、費用負担のできない方々について今後一体どういうふうな考えておられるのか。特にやはり有料老人ホームなんかに入れない方です。こういう方々についてどういうふうな考え方を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○政府委員(多田宏君) 例えは有料老人ホームに匹敵する公的な制度といえますか、そういうものとしたしましては、軽費老人ホームあるいは養護老人ホームといったような、あるいは介護を要する場合であれば特別養護老人ホームといったような制度がそれぞれ用意されておまして、そういう制度をしかるべく整備しながら、有料老人ホームの利用ができる方々については対応していくべきだというふうな考えておるところでございます。

○渡辺四郎君 私先ほど老人福祉法の基本理念を少し申し上げましたけれども、確かに老人介護や老人ホーム等とは公的サービスでやってきた。であれば、冒頭に返るわけですが、私も、やはり総合的な計画をするという中で、問題として、やはり高齢化社会に向けての公的責任でどこまでやりますよ、例えば増設とかあるいは増員計画とかという計画が先にあって、その上に補完する部分として今度みたいなこういう事業を新たに発足をしますというのであれば、実は理解が得るわけですが、今老人福祉サービス関係

において公私の役割分担というか公私の比率というのは大体五対五ぐらいになっておる。ですから、公私の役割分担についてどのような考え方を持っておられるのかということも基本的な問題としてお聞きをしておきたいと思っております。

○政府委員(多田宏君) 基本的な考え方としては、国民生活を送る上で切実な需要にこたえる真に必要なサービスについては公的施策で推進をしていく、高齢者がその選択により求める多様な需要に対しては民間事業者によるサービスを健全に育成するという方向で対応していくという基本的な考え方でございます。

○渡辺四郎君 それでは、ここにいたしておられます資料があるわけですが、「老後に係る公的保健福祉サービス推進計画」というのがあられるわけですが。この目標では、例えば特老関係なんかについては現在十三万五千床ある。これを目標としては二十四万床に持っていくんだと。そのほかたくさん計画が出されておられますが、この冒頭にもありますが、「老人福祉法、老人保健法等に基づき、公的に推進する保健福祉サービスについては、次のような具体的な目標を掲げて、全国的に、計画的かつ総合的に推進することとしている」と、こう出しておられます。ですから、私が先ほど申し上げたのは、これが先であって、なおかつ補完をする部分として今度の新しい法律案が出ておられますように、金を持った方たちのニーズに対応するためにこういう法律をつくってやるんだというものが筋ではないかというふうには思っています。

今お話を聞きましたけれども、これを見てみますと、平成元年度まではそれぞれ予算から数字が出ておるわけですね。ところが、やっぱり少なくとも今一番国策の中でも最重要視しなければいけないこれから先の高齢化社会に向けての問題として、せめて私は当面の問題とそれから長期展望の問題というところで、五年ぐらいはこのくらいずつふやしていけますよ、予算としてはこのくらい財源が必要ですよというように示すべきでは

ないかと思うのですが、あればひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(多田宏君) 将来の目標を示して、これへ向けて全力を挙げていこうということを自治体にも呼びかけておるといふ状況でございます。また、自治体の受け入れ能力等も早期に充実を図って、もううようにはいたしておられますけれども、これまたいかに在宅サービスについてはかなり手薄であったという状況もございますので、その受け入れ能力等も整備しながらそして整備をしていかなければいけないという側面もございまして、具体的に各年次の数字を固めてお示しをしながらということでは今のところ考えております。当面はそういうことで進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○渡辺四郎君 そちらが結局、例えば平成十二年までに痴呆性老人が百二十万人になる、寝たきり老人が百万人ぐらいに増大するであろう、そういう見通しを立てて、先ほど言いましたようにこういう将来目標数値が出たと思うのです。そうすれば年次ごとに進んでいくわけですから、私にはやはり年次ごとに進んでいく計画は策定をして、そしてそのための財源はやはり大蔵に迫っていくという姿勢がなければ、財源が厳しいからといってどつと削られれば老人福祉そのものが全部民間に行ってしまうはしないか、そういう懸念があるわけなんです。ですから、少なくとも当面五年間はこういう計画で進みますよ、そのための財源は厚生省としてはいかなるふうな必要と思っておりますと、そういう部分をぜひひとつお示しを願いたいと思うんです。今おっしゃったように、なければぜひひとつこれは御検討願って、もう間もなく予算要求も始まるわけですから、お願いをしたいと思うのです。

そこで、先ほど若干申し上げましたが、私が懸念する一つの中で、現在でも老人福祉サービスの公私の比率が五対五ぐらいになっておる。こういうことでやっていけばだんだんと公的サービスは後退をして縮小していくのではないかと。言葉が大変失礼ですが、福祉の民間化とかあるいは営利主義化へ歯どめがかからないようになってくるのではないかと。だから、見方によっては今度の法案でこれは福祉の産業化に進んでいくのじゃないか、あるいは拍車をかけるのではないかという言い方をする学者もおられるわけです。

だから、ぜひひとつここでお聞きをしておきたいのは、その歯どめについてはどういうふうな考えているのか。いわゆる福祉の営利主義化とかあるいは福祉の産業化について、それはさせないという歯どめについてひとつ御見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(多田宏君) 先ほど申し上げましたように、切実なニーズで民間にゆだねることもできない部分というのはこれは厳然として存在し、そしてそれがどんどん膨らんでいくことも間違いないというところでございまして、私もとしては、それはそれで懸命に努力して拡大をしていく、整備をしていくということを考えているわけでございます。在宅三本柱と称しておりますけれども、これらの整備もこれから急速に進めるといふことをはつきり出して進んでいるところでございまして、したがって、これらが急にへこんでいくというようなことは、私も全く想定していませんところでございます。それと同時に、民間がそういう多様なニーズについてサービスを提供していくというのを適正に進めていくこともあわせて我々も指導していきたいという考え方で進んでいるところでございますので、歯どめということよりも、むしろそれはそれで我々としては断固としてやるという気持ちで進んでいるところでございまして。

○渡辺四郎君 かない決意をお聞きいたしました。そこで、私が先ほどちょっと申し上げましたけれども、

れども、市町村のマスタープランに基づくもので、今度の法律案でいけば、事業者がたとえ民間の株式会社であっても、その福祉サービスであつても、いわゆる第三セクター内で公的な低利の融資やあるいは税制面での優遇措置があるということになれば、これはやはり公的サービスとして位置づけるべきではないか。だとすれば、それに対する公的なあるいは民主的なコントロールを徹底しなければならぬと思うのです。そういう点については厚生省はどういう方針で臨むのか、態度をひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(多田宏君) 今回の認定事業と称しておりますが、これにつきましては、広い意味での公共性を確保されるというような見地から、厚生大臣認定に当たりましては関係地方団体の意見を聞くということ、それから基本方針に基づいてその内容を十分審査するということを考えております。また、認定後の事業実施の適正を期するという趣旨からは、国及び地方公共団体は事業実施に必要の指導助言を行う、また事業の実施状況について報告を聴取し、必要があれば改善命令を下すというようなことで考えておまして、こういったことで適正な運営を図つてもらうようにしていきたいと考えております。

○渡辺四郎君 関連する内容で、六十一年の一月に内閣総理大臣官房広報室が行った老人福祉サービスに関する世論調査の「民間老人福祉サービスについての要望」の回答結果が出ております。これを見てみますと、私はやはり公的サービスのアセスメントシステムが必要だ、この回答の結果からもそういうものが必須だというふうには実感するわけです。

ですから、従来からありましたように、利用者の皆さんから行政やあるいは開設者に対する批判がたかさんありましたね。福祉というのはしてやっておるんだというような態度の開設者なりあるいは行政官がおるといふような批判もありました。ですから、やはりそういう批判をなくするためにも、例えば一つの案ですが、市区町村単位ぐ

らいに各種の老人福祉サービス事業者を中心とした老人福祉サービス協議会を厚生省の指導のもとに自治体と協議をして設けていったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(多田宏君) 自治体の行つておられますサービスにつきましては、その運営の適正化ということは、原則的には私は市町村議会なり県議会なりそういったところの議会がそれを監視、コントロールしているというふうなシステムに一応はなっているのではないかとこのように思っておりますが、もつと直接的ないろいろな考え方、それはあり得ることは否定いたしませんで、どういう手法を使つていくかということについては、各自治体あるいは各地域の実情といったようなものによつて形態はいろいろであろうというふうに考えております。

したがって、先生の御提案のようなものも一つの考え方かもしれませんが、それを全部やれというふうなことで国から申し上げるというふうなことは私は今のところ考えておらないところでございます。

○渡辺四郎君 自治体とか自治体の議会とか、それは例えば公的の直営部分であればあれですが、第三セクターであれば二五％以上の出資がなければ議会の介入はできないわけでしょう。今度の法案でも、これに対して各自治体で二五％以上出して対応しようというふうな自治体は余りないんですよ、先ほど言いましたように金がないから。ですから、第三セクターで融資を受けなきゃいけない。私もあるところへ調査に行きました。そこなんかは自治体としては一〇％程度を考えておる。すると議会の関与はできないわけですね。

ですから、そういう部分を含めて、確かに厚生省全体がこういうふうにしなさいという命令は出すことはできないでしょうけれども、ぜひひとつ行政の指導面としてそういうのをつくつたらどうかという気がしてならないわけです。であれば、今度の法律案でできます公的資金の低利融資やあるいは税制面の優遇措置を受ける事業であるか

ら、まずモデル的にこの事業から実施したらどうかと思うのです。利用者によるサービス評価システム、そういうものを取り入れていって運営すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(多田宏君) 事業を行うに当たつて利用者の声というものを常に十分配慮しながら運営をしていかなければいけないということについては、全くそのとおりであらうと思つております。その意見、利用者の声を聞くやり方というもののについては、これはやはりその事業体あるいはその地域の実情といったようなものに即して考えられるべきものだと思います。考えておられますので、特定の方式をとつていくことではなく、基本的な姿勢としてよく利用者の意見を聞くようにという方向での指導は十分してまいりたいと思つております。

○渡辺四郎君 ですから私が言つたのは、こういう方式でやりなさいということではなくて、こういうことをやったらどうだという見解を聞いたわけですよ。

前の国会で社会福祉・医療事業団法の一部改正の中の附帯決議の中でも、私がやつぱり一番懸念しておるのは、先ほど言いましたように福祉の産業化という方向が進んでいくんじゃないか、そうすれば自治体がどうこれに関与していくのか、あるいはチェック機能を持つていくのかというような問題等がありました。前のこの附帯決議の中でも、シルバーサービスについて「福祉を第一義として、良質なサービスが提供されるよう、」国、地方は「民間事業者を指導すること、」こういうふうには実は決議をされております。ですから、私はこの附帯決議の趣旨を生かしてぜひ一歩前進するために、今度のこの法案についてはモデルケースとしてでも何かのそういうシステムをつくつて、利用者なり自治体なり、もちろん事業者の方も入るわけですから、そういう中で民主的な運営がされるようなそういうシステムを、あるいは利用者の声が反映されるようなシステムをぜひひとつモデルケースとして考えてもらいたいと思

います。もう一回ひとつ御見解を聞きたいと思うのです。

○政府委員(多田宏君) 利用者の声というものを十分聞ける体制というものについてはぜひ考えるようにという指導はしっかりしていきたくと考えております。

○渡辺四郎君 それでは、民間事業者による在宅介護サービス等については、特にガイドライン問題について少しお尋ねをしたいと思うのです。

いただきましたこの在宅介護サービスガイドラインを見せただけでしたが、これをずっと読ましてもらいますと、手続に基づいて事業者の方から事業計画が出てくる、そういう中で審査をやるわけですが、そういう中に例えば職員の配置はこうしておきます、あるいは職員の研修もこういうふうを考えておきます、あるいは衛生管理面もこういうふうなガイドラインに書かれたこと、このことを提起するといひますか、何か事業者に向けてのガイドラインだけであつて、利用者とかあるいは行政としてはここだけは最低チェックをしないといけないのかという部分がどうも抜けておるような気がしてならないわけです。

ですから、ここにありますように職員の配置についてはこういうふうにしなさいということ、保健婦または看護婦、ソーシャルワーカーとかあるいはヘルパーとか、こういうことはぜひ配置をしないといふふうになつておるわけです。職員の研修なんかにしても、研修する主体は事業者です。事業者の中でそういう技術職の方がもちろん職員の中におらなさいといふ部分については、私はやつぱり公的な機関で、例えば保健所関係の職員が出向いていって、そして最低こまめにはこういうようなことを研修会ではやるべきではないか。どうしても事業者はやつぱり採算が頭に合わなくなる、あるいは料金を上げなきゃいけないというふうなことになるのですから、だからそこだけをひとつ公的な部分で指導する、あるいは

研修をするという必要があるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(多田宏君) 研修につきましては、事業者が直接に自分の職員を研修させるというだけではおかしいではないかというふうなお気持ちかと思ひます。

この研修の仕方についてはいろいろな研修の仕方があると思ひます。公的に行政の方が行つて研修を施すというふうな形は必ずしも想定しておりませんけれども、例えば、社会福祉・医療事業団が各種の研修事業をやるというふうなところに積極的に参加させるとかいうような、いろいろな形で実の上で研修というのをやらしていくというこゝとはできると思つております。したがつて、研修というものをしっかりとやるという基本姿勢で、あとは、本人たちがどういうことを考えているかをヒアリングをし、そして指導していくというふうな、そんなやり方で進めていきたいというふうな考えているところでございます。

○渡辺四郎君 確かに、ガイドラインですから、ひとつこゝら付近までは、あるいは最低こゝら付近まではというこれは一つの指標だろうと私は思ふんですね。

ですから、例えば職員の衛生管理問題についても、例えば職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うことというのは事業者に対する努力目標であつて、定期的というのが半年に一回なのか一年に一回なのか、三年に一回ずつやつても定期的になるわけです。そうすると、対応するのは非常に困難あるいは感染しやすいお年寄りがたくさんおられるわけです。だから、こういう部分についてはもう少し少しやぱり指導として、例えば半年に一回の定期診断とか、あるいはそれは保健所でいいないかというふうなことに等しいについては、もう少し職員の衛生管理をする立場から私は必要ではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(多田宏君) このガイドラインがやや

抽象的だという御指摘でございまして、このガイドラインを受けてシルバーサービス振興会という団体の方で、シルバーマークと称していただきますけれども、それを今策定することにしたしております。それはある基準に合つたものについてシルバーマークを交付するというような形で、これはある望ましい水準を確かを満たしているサービスであるということの中で世の中に評価されていく、こういう仕組みを考えているわけでございまして、シルバーサービス振興会の方の基準、これにつきましてはこのガイドラインを受けてもう少し具体的な基準づくりが進められておるところでございまして、そういう中でもいろいろ工夫をしてまいりたいというふうな考えております。

○渡辺四郎君 大筋大筋以上で私の質問の内容は終わるわけですが、もう一回最後に申し上げておきたいと思ふのは、大臣、私も自治体におつたものですから、こういう政策で出てくる場合に、冒頭申し上げましたように各省ごとにいろいろ計画あるいはそれについての補助金が出てまいります。

私は調査に行つてまいりまして、私も住宅関係の理事長をしておつたものですから、例えば三世帯同居住宅なんかを計画します。そうしますと、開発すれば、そこに対する道路から公園から全部開発業者がつくらなさいいけない。それを自治体の都市計画あるいは総合計画の中でやつて、今厚生省が考えておられるようなこういう一つの計画でやれば、全体的にそれぞれ知恵を出し合つて、金を出し合つてやるわけですから、消費者に対しても非常に安く提供ができますし、一つの大団地の中にたくさん、病院もあれば学校もある、保育所もある、あるいは三世帯同居の住宅もあるし二世帯あるいは単身用の住宅もある。

だから、大臣に先ほど申し上げましたように、閣僚会議の中でひとつインシアチブを厚生大臣が握る、そしてこれから後の二十一世紀に向けての高齢化社会の対策はひとつ厚生省に全部予算が集中をする、そのくらの決意で閣僚会議の中で大

臣が発言をされて、そして合意をとつてもらつて大蔵にひとつアタックをしてもいいと思ふのですが、いま一度最後に大臣の決意をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 閣僚会議の中でもそうですが、やはり地域の実情を一番よく知っているのはその地方公共団体ですので、これは福祉政策を進めるだけではないと思ひます。いろいろな総合的な見地から、その地域との連携はもちろんですが、その中でその地方公共団体がどういう都市開発をするか、あるいはどういういろいろな福祉施設を拡充していくかというのは当然各省庁にまたがってくる問題があると思ひますので、そういう際には関係省庁との緊密な連絡と同時に地方公共団体との十分な実情を配慮した協力体制、これを積極的にとつていくような機会あるごとに私も大臣として発言をしていきたいというふうな考えております。

○渡辺四郎君 ちよつとこれは通告をしてなかつたわけですが、こういう委員会がなかなか開かれないものですから、ぜひ大臣にひとつお願いをしておきたい。

陳情があつたと思うのですが、いわゆる学校における集団予防接種問題で、福岡地方裁判所があの判決を出しました。私のところにもいわゆる被害者のお母さんもお見えになりました。一番判決でああいうふうに出たのだから、もう厚生省は上告をしないで、ぜひひとつ救済をしてもいい、ぜひ訴えていただけないかという実は陳情もありました。ですから大臣、恐らく陳情に見えたとおもうのですけれども、道義的にもこういう問題については早期に被害者の皆さんをやつぱり救済するという立場でひとつ努力をしていただきたい、これは要望しておきたいと思ふのです。

それからいま一つは、私非常に残念だと思ふのですが、これは委員長にもあれになってくるわけですが、先般来出されました寝たきり老人に対する五万円福祉手当の問題を含めた部分で、あれほどの大きな金額が予算委員会だけで議論をされ

て厚生関係の予算が支出をされる。何のための厚生省か、あるいは委員会かという私は気がしてならないわけです。

あの支出についても非常に実は問題があるわけですが、寝たきり老人に対する五万円というのは贈与という格好でやつた。福祉手当関係は、生活保護関係では七、三ということ、七割は厚生省が見て三割が各自自治体負担だ。あるいはそれ以外の一万円の部分については五、五だ。五万円は国が見て五千元が各自自治体だ。自治体負担が五十六億から要つたわけです。二月末です、もう自治体の金は大体ないんです。そういう中で、特別交付税なんかの部分で自治省ともいろいろやりとりしましたけれども、やはりああいう部分は僕は委員会でも審議をすべきだと思ふのです。ですから、これは厚生省の方にも問題がありますが、ただトツプダウン方式で来たものだから、これは厚生省も大変だと思ふんです。どういう支出の方法があるかということで大変苦労されたと思ふのですが、これはひとつ私は問題としてきょうは申し上げておきたい。

以上で終わらしていただきます。

○中野鉄造君 まず最初にお尋ねいたしますが、三月の中ごろ発表されましたいわゆる厚生白書の中に、長寿を喜べる社会、これからの厚生行政の目標というものをいろいろ掲げてあります。その一つの柱として、住みなれた地域、家庭で暮らせる町づくりというものを掲げてありますけれども、今回の白書は、かつての新経済七年計画以来ずっと長く唱えられてきた家族の相互扶助を基礎とした日本型福祉というものに政府内部からそれを見直すといったような、そういう色彩が濃いように私は受け取つております。つまり、これから先たとえ障害があつても年をとつても普通の場所です普通で暮らせるように環境を整えていこう、こういう理念を掲げております。

しかし、それは現実の今の日本の状況とは非常にかけ離れておりまして、土地の取得といったようなことが、現在でもそうだけれども、これか

ら先はますます厳しくなってくる。そうすると、どうしても人里離れたへんぴなところにそういった施設をつくるのかどうかというように、そこで、そうしていかにもそこに行けば難居部屋、不要な点滴、ベッドに縛りつけてただ単に生かしておくとといったようなそういうような現実がよくあるわけなんです。そしていかにも結果的には、非常にそうした一方では、例えばある学者の説によりまして、例えば病院の場合です、入院が長期化するほど人口当たりのホームヘルパーの数が少なく、また一ベッド当たりの職員が少なく、こういったような報告もまた一方でなされている。

そういうことから、この白書に書かれている理想と現実とは非常に遠い。それをこれから先どういうように、まあ言うはやさしいわけですが、けれども、非常に現実には厳しいわけですから、そここのどういふ具体的な施策を持つておられるのか、お尋ねします。

○政府委員(多田宏君) 高齢化が急速に進み、そして家族構造を急速に変貌を遂げつつあるというような状況の中で、これからの介護問題というのは一体どういふふうになっていくのか、あるいは町中での生活というものが一体本当に支えられるのかという点については我々も日夜議論をし勉強しているところでございますけれども、日本では現状においてはまだまだやはり家族との同居という形で住んでおられる高齢者というのが非常に多い。それからまた、要介護になった場合には家族が面倒を見るべきだと、アンケートをとってみますと圧倒的にそれが大多数であるという状況にはあるわけでございます。

これがいつまでどういふふうになっていくかというのとはなかなか読めないわけでございますけれども、そういう状況を踏まえて、例えばデンマーク方式のようにも家族と同居しているなんていうのは例外中の例外で、ほとんど皆夫婦あるいは本人だけでひとり生活しているところというように、そういう家族構造になっているところと日本とは、今の時点ですぐあいの形を考えるのがどうかと

いうようなことについては、まだまだとてもそれに即した政策展開を図るというのにはむしろ現状に合わないのではないかとこのように考えております。

したがって、日本の今の状況にそれなりに即しながら、そして変化にも対応しながら両面を考えたいかんがなければいけないということで、例えば施設あるいは在宅という二つの政策をとりまして、どちらも実情に即して選択できるような状況になるだけ早く持つていかねばいけない。

現時点では、例えば病院というものに非常に依存した形で介護問題がしわ寄せされているような側面というののかなりある。それから施設というものにはかなり一生懸命傾斜をさせて政策展開を図つてまいりましたから、在宅サービスというのが非常におくれておるという認識は私も持つております。したがって、施設もこれから急速にふやす、老人保健施設とそれから特別養護老人ホームについては五十万床までぜひ二十一世紀までには持つていこうというふうな、そういう思い切つた伸びしろをやりながら、一方で在宅三本柱といったようなものも先ほど申し上げたような形でどんどん進めていかなければいけないというふうな、そういう考え方でございますので、非常に薄い状態のものを、質的にもまだいろいろ問題のあるところを急速に伸ばしていかなければいけないというので大変な事態でございますけれども、精いっぱい努力をしてまいりたいというふうな考えでいるところでございます。

○中野鉄造君 よく言われますように、厚生というのはいわゆる民の生活の質を厚くするという意味が込められているということのようですから、ひとつずつ努力をしていきたいと思います。

去る四月に東京都武蔵野市の主婦らのボランティア団体を公益法人として初めて認めたということがありますけれども、この種のは今全国で幾らか申請が出ておりますか。

○政府委員(多田宏君) 現時点では公益法人とし

ての申請はこれ以外に出ておらないところでございます。

○中野鉄造君 今も御答弁がありました、とにかく今は何といつても非常にケアの面でも人手が足りないというふうなお話でありますけれども、そこで大臣にお尋ねしますが、これから先いろいろな民間化が進んできたという場合に、それを生業的にかやるとか、あるいはボランティアでやっていくのかというどちらかになる可能性があるわけですが、そうした場合にはやはり人件費というものが非常に重要になってくるわけですから、そうした場合に、これから先東南アジアあたりからの安価な労働力を日本に輸入する、これは法的な規制が外ればの話ですけれども、いろいろなそこには関係省庁との兼ね合いもございまして、こういふ点についてはお考えになっておりますか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 外国人の労働者を入れるということは現在考えていませんし、これから非常に労働力が逼迫してくるということから、これは厚生省だけの問題ではないと思っておりますが、日本としては外国人労働者の雇用に対しては大変に慎重でなければならぬと私は考えております。

○中野鉄造君 そこで、今回のこの法案の中身に入っていきますけれども、有料老人ホーム等、老人の居住する場の確保に関して政府の行うべきこと、いわゆるどの程度やるべきかということ、それと民間との関係についてどういふようにお考えになっておられますか。

○政府委員(多田宏君) 居住の場というのの対しましては、基本的には住宅政策というのがまずベースにあるのだらうと思っております。そして、低所得の方々を中心にして公営住宅というのを整備し、それから公団住宅があり、その上に普通の住宅があるというふうな基本的な構造になっているのだらうと思っております。

高齢者に特有の問題ということから考えますと、シルバーハウジングと称しておりますけれども、建設省の公営住宅なり公団住宅に厚生省も一枚かんで、一緒にケアのある程度ついた形の住宅というふうなものを整備していくというふうな考え方と、それから軽費老人ホームで今年度から特に新しく取り上げていこうというふうなケアハウスというふうな、軽費老人ホームの形態でございますけれども、そういうふうなものをふやしていくという線と、どこまでがというそのきちつとした線というのがなかなか引けない状況でございますけれども、地域の実情に応じてその必要性があればそれを整備するように促進を図っていくというふうな考え方であるわけでござい

ます。○中野鉄造君 一昨年の合同分科会の意見具申の中にもちよつとこの点触れられておりますけれども、民間によるサービスの提供が期待したいもの、あるいは国民の切実なニーズに対応するサービスで民間サービスの供給が十分でないもの、こういうものには老人ホームというのは該当するのではないかとこのことがありますが、その点いかがですか。

○政府委員(多田宏君) 有料老人ホームにもいろんなパターンがあるように思います。したがって、その内容に該当するようなのは公的な施策として行っている例えば養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、それから先ほど申し上げましたような軽費老人ホーム、そういった形で提供されていくことがむしろふさわしいものではないかというふうな考えでいるわけでございます。

○中野鉄造君 大臣はもう御承知のように、今ほとんどこうした有料老人ホームというのが増加しつつありますけれども、ところが例えば一人入居の場合三千万円から七千二、三百万円、こういうような例を見ると庶民にはとても高ねの花、こういう感じがするわけですが、高級有料老人ホームという表現がまさにぴったり当てはまるような感じがするけれども、大臣はこういうホームの建設を促進するのがやはり大事だと、大切に、このようにお考えでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 国の施策とは別に民間がいろいろ新しい発想でいろいろな国民の需要とか要望に合わせて考える、施策を打つということに対して、国の方でこれはいかぬとかいうことは言えないと思うのです。国ではわからないような国民の多様な要望に対してそれを取り入れていくということ、そういう発想があればむしろそれは歓迎すべきことである。ですから、そういう高級なものに対して国は助成する必要はない。しかし、それに対して多くの国民の要望があるのだから、民間ですらほとんどやってくれは差し支えないというふうには私は考えております。

○中野鉄造君 きょう冒頭に山本委員からもちよつと触れられたことに関連しますけれども、こうしたような高級であつてもそうでなくても老人ホームというものが地方にどんどんできつつある。ところが、それが例えばある市町村に一カ所しかないような高級であつてもそうでなくても老人ホームというものが地方にどんどんできつつある。ところが、それが例えばある市町村に一カ所しかないような高級であつてもそうでなくても老人医療費というものはほとんど上がつてくる。またそういう現象が起こる一方で、老人ホームに住んでいるという人たちはいざにしても自分の仕事から引退した人たちですから、したがって所得はほとんどない。そういうことになると税金というものもその市町村には入らない。にもかかわらず地域の人たちがもう長年にわたつて税金によつてつく上げてきたいろいろな施設をほとんど無料でそういう人たちが使う、こういうふうに非常に矛盾した面も出てくるわけですから、こういう点についてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(多田宏志) 今までの有料老人ホームが割合町から離れたところに設置されるというように現象が多かつたものですから、新参者の侵入というふうな感じがいたします。今回のこの構想は、できるだけ地域にも利用されるという形での計画というものを進めていきたい、そういう基本理念で進めておるところでございますので、少しそのあつた部分も薄いのではないかと、というふうには期待しているわけでございます。

なお、国保の特に医療費というのが非常に上がるといふことで問題になるケースが間々ございます。これにつきましては、一応国保の調整交付金の方で、完全にはございませんけれどもそれなりの配慮をして、少し自治体の方にその地域の国保保険料が余り変動しないように配慮をしているところでございます。

○中野鉄造君 今申し上げましたように、こういう有料老人ホームの入居費というものは非常に高額になってきつつありますが、その主な原因にやはり土地の取得というものが大きく起因しているのではないかと、こう思うのですけれども、どちらにしても一般庶民と余り縁のないこういう非常に高級なタイプの有料老人ホームとは別に、何か公的施策を推進していく必要があるのではないかと、思うのですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(多田宏志) 今年度から先ほどもちよつと触れましたようなケアハウスというふうなものを経営する老人ホームの体系でひとつ進めてみようというところでございまして、これは車いすで生活ができるだけのスペースをしっかりとつて、そして食事と入浴等のサービスは受けられる、いざとなればしかるべきサービスが外部から投入されるような格好にシフトしていくというふうなものを、これをこれからあちこちにぜひ整備をしていきたいなというふうに考えているところでございまして。

○中野鉄造君 それで、軽費老人ホームというものは健康な老人に対して生活の場を提供する施設というふうに理解しますが、その整備の状況の推移というものを伺いたいです。と申しますのは、今軽費老人ホームと有料老人ホームというものの数を示したいたが、有料老人ホームがどんどんふえて軽費老人ホームに追い越されていくという状況にはあるわけですが、なせ軽費老人ホームが伸び悩んでいるのか、そういったような理由もございましてお願いいたします。

○政府委員(多田宏志) まず数でございますが、軽費老人ホームにつきましては昭和五十年年度におきましては百二十一カ所という状況でございました。十年後の昭和六十年には二百八十カ所、直近の数字は六十二年の数字になりますが、二百八十八カ所ということで逐次ふえておりますが、それほど急激な伸びというふうには確かに言えない状況にございます。

有料老人ホームの方でございますが、これは五十年の数字でございますが七十三カ所、六十年で九十七カ所、六十二年で百十九カ所というふうな姿になっております。

軽費老人ホームがなぜほとんど整備されていかないかというのには、いろいろな要因がございまして、型がA型とB型と二つございまして、介護の方をある程度組み込んだ形のものと、それから自立を前提としたそういう姿のものと二通りございまして。介護を要する方につきましてはやや重装備というふうなこともありまして、なかなか自治体でも手が出にくいという側面もあつたのではないかと、いふふうに考えておまして、これからいろいろな面で、スペース的にも配慮した少し変わった形のケアハウスというふうな形で、A型と申しますか、その中間領域のものを大いに普及してみたいというところで今年度の予算に初めてその型のものを盛り込んでいた。これがどんなふうな地域に受け入れられていくかというのにはもう少し様子を見ないとわかりませんけれども、ぜひその型のものを少し普及を進めてみたいというふうに思っているところでございます。

○中野鉄造君 私がこういうことを聞くのは、いわゆる低所得者のための施設というものがだんだん先細りしてくるのじゃないか、こういう懸念があるからお尋ねするのですが、もう一遍そのところをひとつ大臣いかがですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 厚生省としては、真に必要な福祉施設、あるいは老人ホームにしても必要なのは国としてやっていく。それに対して、国民もいろいろ今豊かになってきている。また要望も多様化してきている。そこを民間の企業がどうやって取り入れていくか、そういうことによつてむしろ国も刺激を受ける。国の施策に対してまた民間も国ではやれないところをやつて十分採算がとれるという観点から、いろいろな福祉サービスに対する民間企業の旺盛な意欲が出てきたのだと思ひます。

しかし、国としては本当に必要なことに対してはこれからも万全の対策をもつてやっていきたい。それに対してどういふような多様な需要が出てくるかというのには国としても見込めないうところをむしろ民間が先行してやっていくということになつて、新たな国民の求めるところが現れればこれもやっぱり国も参考にしていかなければならない。両々相まってより福祉が充実していけばこれにこしたことはない、こういうふうな考えでおります。

○中野鉄造君 それで次に、この法律案で特定民間施設の整備を目的とする、こういうことがありますが、特定民間施設は疾病予防運動センターあるいは高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンター、有料老人ホーム、こういったような一群の施設から成つておられるとされておりますけれども、この一群の施設は法律案と関係のない普通の民間施設と異なるところのどういふ位置づけがなされるのか、その点お尋ねします。

○政府委員(多田宏志) この法律に基づいて整備される例えは有料老人ホームというのは普通の有料老人ホームとどこが違うかというところでございまして、一つはこの老人ホームのすぐわきに疾病予防運動センター、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンターといったようなものが整備されておつて、それらが非常に手軽に利用できるというところが単発の有料老人ホームというのとは違ふ。つまり、そこに生活することによつて老後を安心して生きがいを持つて暮らせるような状況でそこに住まえるということが大きな

利点ではないかというふうに考えているところがございます。

○中野鉄造君 それでは、この特定民間施設に対しては税制上の優遇措置等、特例の対策を講ずるといふことになっておりますけれども、民間部門に属する事業であつてもこういう優遇措置等を講ずる理由というのはどういふことになりますか。

○政府委員(多田宏君) 今回のこの法律は、国がやるべきことはきちつと国でやりながら、民間の方がこういう総合的な町づくりを参画していくといふことを積極的に指導し応援していこうといふ物の考え方であつた法案でございます。したがって、そこでは民間事業者がやる場合にもぜひ国が積極的にそういう試みを支援していくための税制上の優遇措置といふものを講じていきたいといふことでございます。

○中野鉄造君 そうしますと、特定民間施設に含まれるその施設は、厚生省の考えている私的部門に属すると理解していいのか。また、在宅介護サービス部門というのは、これは公的部門なのか私的部門なのか、どうでしょう。

○政府委員(多田宏君) 基本的には民間のこれはサービス提供といふことでございます。状況によつて、その地域で市町村がこの事業サービスをする主体に委託をして実施するなんというケースも十分考えられるところでございますけれども、この事業者が提供するサービスそのものは、これは民間のサービスの提供だといふふうに考えております。

○中野鉄造君 それに関連して、ちょっと私参考のためにお尋ねしますけれども、有料老人ホームで生活する高齢者というのは、各個々人が専用の自宅を有しているから、受ける介護サービス、これは明らかに在宅ケアといふことになるのじゃないのかな、こう思うわけですが、したがつて有料老人ホーム内における介護といふのはいかに在宅ケアの集合体である、こういうように定義づけてもいいのでしょうか。

○政府委員(多田宏君) そういう運用のされ方が

期待される部分だといふふうには思います。

○中野鉄造君 今回の厚生大臣による基本方針の策定、事業者の整備計画の大臣の認定など、公的関与がこの法律案においてなされることになりませんが、こういったような関与の行われる中で、特定民間施設といふのは普通の施設以上に福祉的色彩が強いものであるべきだと考えますけれども、具体的にはどういふことが言われますか。

○政府委員(多田宏君) この法律に基づきます認定事業といふものは、広い意味での公共性といふのはおっしゃるとおり少し入つておるといふふうな認識はしておりますので、したがつて厚生大臣の認定に当たりましては、関係地方公共団体の意見を聞くとともに、基本方針等に基づきその内容を十分示唆するといふのが一点。それから、国及び地方公共団体は、事業実施に関し必要な指導、助言を行う。それから事業の実施状況について報告を聴取する、そして必要があれば改善命令を出すといふ、運営の適正化のための担保といふものは一応用意してあるといふことでございます。

○中野鉄造君 この基本方針の中で、いわゆる営利的色彩が非常に強いといふものはこれは排除するとか、あるいは運営に関する事項の中において利用料金といふものが余り高過ぎるものはこれは排除する、こういう考えはないのですか。

○政府委員(多田宏君) 余りにも高い有料老人ホームといふのはこれの対象にする考えは持つておりません。適正な料金で行われるものについて支援をしていくといふ考え方でございます。

○中野鉄造君 先ほどもこれは質問がございましたけれども、この法律案が考えている新しい町づくりについて、厚生省は全国的な整備目標といふものを持つておられるのか。仮に今持つていないとしても、近くこうした全国的な計画を策定する考えがあるのかないのか。その辺をお尋ねしたいと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(多田宏君) この法案で促進しようとして行われているのは民間事業者のイニシアチブによつて行われていくという性格のものでございます。

で、国の方で全国の配置計画みたいなものをつくることにはなかなかないといふふうなふうに思つております。そういうことで、民間事業者の方の手の挙がり方といふのを期待しつつ、できればこういう地域にというふうなことを示唆することも考えていきたいと思つておりますけれども、直接に国が計画化しようとする物の考え方はなかなかないといふふうなふうに考えておるわけでございます。

○中野鉄造君 そのところをもう少しお尋ねしたいのですが、この「健康長寿のまち構想」、この中で基本計画策定、つまりマスタープランに対する補助と民間事業者に対する支援、この二つの施策があると思ひますけれども、今回のこの特定民間施設の整備計画はまさにこの二つのうちの後者に当てはまるのじゃないか、こう思うわけですが、これとマスタープランとの関係がどうなるのか。

また、マスタープランに基づかない整備計画を認定しないといったようなこと、この両者は密接にリンクするものであると考えますけれども、その辺のところはどうでしょう。

○政府委員(多田宏君) マスタープランとおつしやつておられるのは、恐らく今度二十カ所計画補助をすることにしたその市町村の計画、あるいは都道府県が行う計画といったようなものであると思ひますが、これにつきましては、この民間の四点をセットしたこの法律に基づく事業が必ず組み込まれていかなければいけないといふところまでを求めてはおりないでございます。

したがつて、市町村が自分の地域で、しかし民間の力がある程度組み込みながら自分の地域の計画をしていくといふことに対して補助金を出そうといふ考え方でございます。その民間の活用の方の中にこの四点セットの本法に基づく事業が組み込まれる場合もある、そういう位置づけになつていくわけでございます。

○中野鉄造君 私が言いたいのは、マスタープランはマスタープラン、民間事業者への支援はまた別だ、こういうのでは基本計画の意味がちょっと

薄らいでくるのじゃないかと。そうすると、今回の特定民間施設の整備が公的施策との適切な役割分担のもとに、こういうふうに言つても、そういうようなところで行つていってもこれは画餅じやないのかと、こういう気がするのですが、いかがですか。

○政府委員(多田宏君) 逆にこの法律の事業認定を申請してくるようなケースについては、それは今度は市町村の方にしかるべき計画があつて、それとの整合性はとれているかといふことは認定の際の審査基準になつていけるという形になつていくわけでございます。したがつて、市町村の方が計画をつくる二十カ所についてはこれを組み込まなければいけないという格好にはなつていない。しかし、これをつくる事業者については地域にその市町村の計画がしっかりとできていなければいけないよと、そしてそれとの整合性がとれていなければいけないといふふうな形にしてあるわけでございます。

○中野鉄造君 現在どの程度今年度中に整備計画が提出されるような見込みがありますか。

○政府委員(多田宏君) 今年度中ですと、二、三カ所出てくるかなという感じでございます。○中野鉄造君 これから先のことではしようけれども、PRの問題等もあるかと思ひますけれども、この特定民間施設についてはどの程度民間企業を引きつけ得るのかと疑問がありますけれども、公的な施設と純粋に企業的な施設との間でどつちつかずになるのじゃないかという懸念もまたあるのですが、その点いかがでしょう。

○政府委員(多田宏君) 事業認定等を行いますけれども、その間に民間のいいところといふものをつぶさないようにしっかりと考えていきたいといふふうに考えております。

○中野鉄造君 最後に、政府の施策は臨調路線の継続で、民活の推進に、これはこんな言い方はちょっと語弊があるかと思ひますけれども、いささか熱心過ぎるのではないのかという、そういう懸念もします。内閣の広報室の世論調査によつて

も、老人福祉サービスについて、公的老人福祉サービスを中心に充実させるべきだというのが三七・八％。こういうようなものから見ても、我が国の状況から考えて老人福祉についてはもっと公的施策の充実がウエイトを置くべきじゃないか、こういう考えがいたしませんが、最後に大臣のお考えを聞いて終わりたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 公的サービスの分野での重要性はこれからはますます高まってくると思います。と同時に、公的サービスが及ばないところにおいて、国民も豊かになっている、国民の中には福祉サービスは買っても受けないという層も出てくると思います。そういう点について民間の力というのは大いに発揮されてくるのじゃないか。ですから、先ほども申しましたように、両々刺激し合いながらよりよき福祉サービスというものを考えていけばいいんじゃないかというふうに考えております。

○中野鉄造君 終わります。

○委員長(前島英三郎君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(前島英三郎君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合施設の整備の促進に関する法律案を議題とし、これより質疑を行います。

○審議タケ子君 それでは、本題に入る前にちょっと大臣に一言お聞きをしたいと思いますが、報道によりますと、昨日の夜、都内のホテルで大臣の所属しておられた安倍派からの出馬予定者の激励集に御出席になってあいさつをされたというような報道がされておりますが、おいでになったんですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 行きました。

○審議タケ子君 それで、自民党の政治改革大綱では、閣僚は在任中派閥を離脱するというふうなことが確認をされておるようですが、大臣は派閥を離脱しておられますか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 現在しております。○審議タケ子君 そうなってきましたと、まあこれ報道ですからわかりませんが、他の福田元総理、塩川官房長官、村田自民党政調会長、いずれも安倍派の方々ですが、同じように御招待をいただいたけれども出席をしなかった。大臣はわざわざ御出席になったというのはどういうことですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 友人知人が激励をする、その人によりますが、激励の招待をいただき、行きたいと思つて行つたわけでありまして、他の人と相談して行こうかどうかという、そういうような問題ではないと思います。私は心から応援したい、激励したいと思つて出席いたしました。

○審議タケ子君 それは大臣のお心持がどうあれ、やはり派閥を離脱することになっておるということであれば、せっかく自民党自身が決められた政治改革大綱ですから、みずから踏み出すように客観的に見えるようなことをおやりになるというのはやはり当を得ないのではないかと思いますか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 別に申し合わせを踏みにじつておると思つておりません。政治家としてごく当たり前の当然の行爲だと思つております。

○審議タケ子君 その問題は別に本題ではありませんので、しかしああいふうに報道されますと、大臣には慎重な対処が望まれるのではないかと思いますので、念のためお伺いをいたしました。

○国務大臣(小泉純一郎君) それでは早速本題に入ります。民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合施設の整備の促進に関する法律案という大変長い法律案でございますが、この法律というのは、民間事業者による在宅介護を中心とする町づ

くりを進めようというお考えだというふうな受け取つてよろしいでしょうか。

○政府委員(多田宏君) この法律は、国民が老後においても住みながら地域の中で多世代の交流を図りながら生きがいを持つて健康で安らかな生活を営むことができるように、健康や福祉に関する機能を総合的に整備したいという意図でございますので、そういう意味で在宅に重点を置いたというふうな考えでいたして結構でございます。

○審議タケ子君 それでは、本法案を拝見いたしますと、病院、老人保健施設、特別養護老人ホーム、老人ホーム等、公的保健福祉サービスとの連携のもとに特定民間施設を整備していく、こういうふうな書かれておりますが、これは大体どういうところへ幾つぐらいおつくりになるという構想をお持ちでございますか。

○政府委員(多田宏君) 民間事業者のインシニアチブによつて行つていく性格のものでございますので、どこに幾つというものを今厚生省の側で用意をしていくというような性格のものではないわけではございませんが、今年度中に二、三カ所動き出すところではございません。

○審議タケ子君 私、法案を拝見しまして非常に気になりましたのは、非常に老人が集中しておるという大都市ですね、いわばニーズの高い大都市ではこれは機能をしないんじゃないかなというところがちよつと気になったんですが、その点はどうですか。

○政府委員(多田宏君) 大都市の場合に確かに地価が高いという側面があつてなかなか立地しにくい、そんな関係で特別養護老人ホームの設置も比較的におくれているという状況にあることは先生御指摘のとおりだと思います。これから進めていくに当たりましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設の整備などとあわせて、公用地の活用その他の施策を大いに活用して、何とか大都市にも立地できるような条件づくりを我々としても一生懸命考えていかなければいけないとい

うふうに思っております。

○審議タケ子君 今部長から一定の御答弁をいただいたわけですが、私、ニーズはあるのにこの法案は大都市ですすぐに実施できないんじゃないかなと思つて心配をいたしましたのは、大都市の実態を見ますと、高齢者の率というのは全国平均を上回つておるし、やはり高いですね。これは東京都二十三区を見ましても、昭和五十九年では九・二％ですね、六十五歳以上の方。平成元年ですから五年目ですね、そうすると一〇・七％に確実にふえておる。西暦二〇二五年には二〇％という推計が出ておる。西暦二〇二五年には二〇％という同じようなテンポで進んできておるわけでございます。

そうなつてまいりますと、大都市ほどこのシルバースービスの充実というのは緊急度が高いと思うんですが、私はこれ大都市が使えないなと思つたのは、この法律によると公的保健福祉サービスとの連携のもとに整備をするということが法律事項として明記されておる。そうなつてくると、大都市というのは、これは東京でもそうですが大阪でもそうです、病院はあるけれどもいわゆる福祉施設、中間施設とか特養ホームとかそういうものはほとんどないですね。

念のために調べてみたんですが、特別養護老人ホームでは東京二十三区内にはこれは四十二カ所に現状はなつておるようですね。小型のものを含めて少しやり出してきていますね。大阪では市内には十カ所です。十一カ所あるんですが、その一カ所は市外にあるんですね。大阪府が古くからつづつておる市外に一カ所です。老人保健施設を見ても、東京二十三区内もゼロであり、大阪市内もゼロですね。こうなりますと、せっかく生きがい・健康づくりという法律をつくつても、お年寄りの密集している大都市でこれを使うということができない。ニーズがあつても実現できないわけですね。これは一体どうするのかなと思つて心配をしたわけです。このシエーマを拝見いたしますと、病院があつ

て老人保健施設があつて特養ホームがあつて、そういう一帯の地域に四つの施設をつくっていくという仕事として進めるというわけですからね。本体の老人保健施設だとか特養ホームがない地域にはこの法律は適用できない。これはもうそういう場合には、そういう連携する公的サービス、諸案件は少しはゆがめてでもやるんですか、それはどうでしょうか。

○政府委員(多田宏君) 公的サービスが欠落しているようなところにこの事業をということは考えておりません。したがって、この事業をやるというには公的サービスがある程度展開されているという前提になければいけないということで、私も、先生おっしゃるように、特別養護老人ホームなども非常に大都市には立地が難しい状況にはございますけれども、最近東京のように地価の高いいところでも特別区がそれなりに整備促進を始めていてというような状況を考えれば不可能というわけではないはずだというふうに思っておりますので、これから本都の都市部においても整備を進めるようにしっかり指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○省脱タケ子君 部長もおっしゃったように、せっかく今審議中の法案というのは大都市では機能しないということが明らかになってきました。そうすると、やはり公的サービスの充実というのが急速に急がれるということが大前提になつてこようかと思ひます。そこで、その対応についてお聞きをしたいと思ひます。

まず、寝たきり老人、痴呆性老人の推移、これをちょっとお聞かせください。

○政府委員(多田宏君) 寝たきり老人の数でございますが、現在大体六十万人と推定されておるところでございます。西暦二〇〇〇年時点では百万人程度になるのではないかと見えております。それから痴呆性老人、在宅の痴呆性老人ということで数字を申し上げますが、現在約六十万、こちらは平成十二年約百万人というような感じでございます。ただ、痴呆と寝たきりが両

方あるお年寄りというふうな方もおられますので、ややダブルもございします。

○省脱タケ子君 そうしますと、これは西暦二〇〇〇年という間もなく十年で二〇〇〇年になるわけですから、そういう点では寝たきりの方が百万人で痴呆性の方が百万人、少々のダブルがあつても約二百万人近いというふうに見るわけですが、そうなりますと、厚生省は公的福祉サービスについての将来の見通し、これはどういふふうにしていこうとされているのですか。いろいろなところを発表しておられますので、この機会に伺いをしておきます。

○政府委員(多田宏君) 私どもの今考えております目標値といひますのは、昨年の十月二十五日に厚生省、労働省でまとめた「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」という文書の中に示しておりますとおりでございます。家庭養育員につきましては平成十二年を目途に五万人程度、ショートステイは平成十二年を目途に五万人程度、デイサービスは平成十二年を目途に五万人程度、小規模も含めて二万カ所程度、それに特別養護老人ホーム及び老人保健施設、これらのベッドを合わせて五十万床程度というふうなことを目標にいたしております。

○省脱タケ子君 そうすると、特養ホーム、老人保健施設合わせて定員を約五十万人分程度にするわけですね。それで、特養が幾らで老人保健施設はどのくらいですか。

○政府委員(多田宏君) 水準として五十万床用意するといふ考え方でございします。特養につきましては大体二十四万床程度というところでございします。残りが老人保健施設ということと考えております。

○省脱タケ子君 そうなりますと、それ以外に長期入院のお年寄りもおられますから、それが全部できたとして大体四十万人ぐらいい、これは寝たきり老人の見通しの中で四十万人ぐらいいは在宅ということにならざるを得ないわけですね。それで大体国民のニーズあるいは将来展望の中で充足は

できますか。

○政府委員(多田宏君) このニーズにつきまして、家族構造の変化等なかなか読みにくい側面がたつきんございします。現在のところは先ほど申し上げたような水準を目指して、とにかく早急に整備を進めていくことをとりあえず考えておりました。これで間に合うか間に合わないかわからないものと思つております。

○省脱タケ子君 だから、そういう計画は一応お出しになつて、それをある程度進めていかないと、どれだけの状況に充足率がなっているかということとはわからないというのが率直なところなんです。

それで、私さつきもちょっと大都市対策について触れたんですが、これは非常に緊急に重要だと思ふんですが、大都市対策というのは、このは、東京でも大阪でもとにかく大都市の地価暴騰の中ではこれはどうにもならないですね。だから、例えば特養ホームをつくる、あるいは老人保健施設をつくる、民間事業者では土地から購入をしてそういう事業をやるということとはとてもできないです。もし大きな民間事業者がそれをやりになったとしたら、利用料はともお年寄りが利用にたえないような高さになることはもう明らかなんです。

そこで、私は基本的には公共用地をそういうところに活用して、大都市に急速にこういう整備をしていくための施策というのを特別に考える必要があるのではないかなというふうに思つてい

んです。実情はどういふふうになっているかということ若干申し上げますが、例えば生活保護の方が入院をしていて、その方が退院をされるのにひとり暮らしで受け取る御家族がないという場合に福祉事務所では行き先をいろいろあつせんになるんですけれども、大阪市のようなどころでさえも施設がないものですから、市内でどこも送り先がない。やむなく今までは衛星都市にもいろいろお願

いをしていただけて、それで間に合わなくて、最近では滋賀県とか和歌山県あるいは兵庫県というふうに隣接の府県にまでお願いをしなかつたらどうにもならないという状態が起つてきているわけでございます。

私も日常的に見ておりました、今病院というのは、医療費適正化対策等を含めて診療報酬のこともありまして、大体入院の患者さんというのは急性期が過ぎたら退院をさせていただくというシステムになつております。ですから、私どもが見ていても一定の急性期が過ぎたら鼻腔栄養でチューブを鼻にぶら下げたり導尿のバルーンをつけたまま退院をされているという患者さんというのが間々見かけられます。

そういう状況なわけですから、受け取る家族がおられてもそういう状態で退院をするということになりますと、その後の介護ができないということになつてくるのが現状なんです。ですからそういうことに対して、例えば民間開業医あるいは民間の病院等で訪問看護などをして介護のお手伝いをするということになつてくるのが現状なんです。介護のお手伝いを訪問看護でやつても、正看でなかつたらた働きなんですよ。そういうことがずっと続いてきておるように見受けられます。

こういうことが放置されていいたるうかと思ふんです。そういう状態からいって私はまず大都市に、これは全国的に必要ですよ、過疎地域は過疎地域としての特徴がありますが、大都市の中でせめて一つの行政区にモデル的な施設を公共用地を利用してセンターをつくるということになれば、これはお年寄りも助かるし、お年寄りを持つ御家族もお年寄りの処遇というのはどういふふうにしていったらいいものかというところの情報が得られると思ふんです。それがなければ、御家族の方々も共働きで昼は働いて、だから食べ物を買って元々置いておく、あるいは便器もそばに置いておくというふうなことで毎日を済ましてお年寄りというのは非常に多いわけですからね。そういう公的サービスの条件整備を大都市の例

えは行政区に一方所ずつでも、特養ホームあるいは老人保健施設、デイケア、ショートステイあるいは入浴サービスなど、全体としての施設として一括したものをつくるというふうなことが地方自治体を中心に行うと出来るように、やりやすい条件を厚生省がひとつお進めになるということをしなれば、今の実態というのとはもう見えておれぬという状態がたぶんございしますが、片がつかないんじゃないかと思えます。そういう点どうですか。

○政府委員(多田宏君) 確かに大都市ではなかなか難しい問題がたぶんある、したがって進んでいないということも事実だと思えます。しかし、これから積極的に進めていただくために、我々もいろんな方策を考えて支援しながら、まずは自治体がしっかりとやっていただくということで、自治体の方にもしっかりと指導をしてまいりたいと思っております。

○審判タケ子君 しっかりと指導をしてもらわなければいけません。例えば大阪市ならどうかといったら、大体大阪市が主体になってそういう施設をつくるという方針を持っていなかった。市民全体の強い要望がありまして、やっと最近では公有地をお貸しする、だからつくるのは民間でもつくってくださいますというふうなことに踏み出したやに聞いております。

○政府委員(多田宏君) 先ほども申し上げましたように、自治体にはしっかりと計画をつくって、そして自治体のやる気というものがやっぱりこれのまず一番基本的な部分だろうと思えます。東京の地価の方が高いはずかもしれないところがそろそろ特別養護老人ホームも逐次整備が進んできつつあるというふうなことを考えますと、やはり自治体の意欲というものが非常に大事だということに思っておりますので、そういう意欲を喚起しながらまたしるべき応援をしていきたいと思います。

○審判タケ子君 自治体の意欲を喚起すると同時に、やっぱり東京都と財政事情が違いますから、例えば大阪市なんか見たら、だから、そういう財政的な事情もあつてなかなか踏み切れないという状況へきておるようです。

例えばそういうものをばつづつつくるということに踏み切ったといまして、年に二カ所ずつとか何となくかましようと言いつつ出たといましよう。二十六行政区あるんです。だから十年たつても全区に行き渡らない。若干の民間施設がありますからそういうものを活用するということがありまして、そういうことは現在出されておる法案が結構ですとなかなか言えない。やっぱりそこを先行していただくということが一番大事だと思えます。その点はぜひ前進をさせていただくために、せつかく大きな将来計画をお持ちなんですから、その将来計画の具体化を厚生省としてどのように具体化を進めていくおつもりかというあたりをちきんとしていただきたいと思います。

くどいようですが、それをもう一遍お聞きをして次へ行きます。

○政府委員(多田宏君) 将来の全体の計画というのは先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。大都市については具体的にどういう措置が講じられるかということになりますと、今のところこれといった具体的な手法があるわけではございませんけれども、とにかく大都市にこういう施設が全く欠落しているという状況では困るわけ

でございます。私どもとしてもいろんな角度から指導をし、また応援をして整備を進めていくようにしていきたいと考えております。

○審判タケ子君 それで、私はやっぱりそういう点を大いに心して前進させていただくということと同時に、例えば入浴サービスを見ても、これ大変だと思ふのは、これはシルバー新報というその分野の新聞ですが、それを見ますと、大体寝たきりのお年寄りを持つていらっしゃる御家庭では、家族の方、本人の方、せめて月に三回ぐらいは入浴をしたいと思います。これは当たり前だと思います。

ところが、現状では全国的に見ると一・五回程度だ。しかも、それを望んでいるけれども利用できている御家庭というのは全国で平均二〇％に届いていないというふうな言われておりますが、大現実と要求というのはこんなものでしょうか。

○政府委員(多田宏君) 入浴そのものの普及度というのは実は正確には私も把握してはおりませんけれども、これから入浴サービスの需要というのは恐らくどんどん高まるでしょうし、現在も非常に不足しているという認識は持っておりますので、早急に整備を進めていきたいと思いますというふうな考えております。

○審判タケ子君 その利用料なんです、これは大体一回一万円から一万五千円というわけですが、なかなかお年寄りにそんな費用負担ができません。自治体によってそれが助成をされたりして利用されておるようですが、厚生省としては、こういう入浴サービスについては自治体が補助をするか、あるいは自己負担にするか、どういうことで進めようというお考えですか。

○政府委員(多田宏君) 入浴サービスについては国では全くノータッチかというところなことはございませぬのですが、何しろまだ薄いということでは先生の御指摘のとおりでございますけれども、例えばデイサービスの中で入浴というのをやっております、これは利用料は自治体によって少し差がありますけれども三百円から八百円というような程度のサービスになっております。それか

ら、デイサービスセンターがその事業の一環として家庭を訪問して行う入浴につきましては、千円から千五百円というようなレベルで大体サービスが提供されておる。それから家庭福祉員の派遣事業につきましても、ことしから介護を主体とした家庭福祉員というものを新たに位置づけをいたしまして、こういうものが入浴のときに介助をするというふうな形でサービスもできるような形にはしていくというふうな形に進めております。

なお、ショートステイ、これにつきましてもこの期間にももちろん入浴も提供しているというふうな姿になっていくわけでございます。

先ほど先生おっしゃったように、デイサービスでも訪問事業を他と独立して委託できるというふうな本年度からは私どもしたわけでございますが、従来の市町村の単独事業が国庫補助対象となりやすくなるように、またホームヘルパーが入浴等の重介護を行った場合には高い手当を支給するといったような形をとる、あるいはショートステイの利用料の軽減を図るといったような形で市町村による入浴サービスがさらに実施が促進されるようにやってきてはいるわけでございますけれども、何せまだ普及度は非常に低いということは先生御指摘のとおりでございます。

○審判タケ子君 率直におっしゃっていただけるので結構なんです、そういう仕事は今緒につけようというところなんです。だから、入浴サービスでも一回一万円から一万五千円かかるんでしょ。幾らおふろへ入りたいといつても、一回一万五千円かかって身銭を切らなやかぬというところになったら、これは年金の金額からいうたらその簡単にお願いしたいというふうにはいかないんです。その辺あたりというのは、やっぱり今のお年寄りの現状をにらんでの対応というのがどうして必要であるかと思えます。

デイケアでは非常に低廉でやってもらえるというけれども、デイケアでその恩恵に浴している人たちはどのくらいいますかね。まだほんの少しだと思います。

○政府委員(多田宏君) デイサービスの利用は一カ所に大体十五人程度が利用されるというような格好でやっておりまして、今やつと六百人所まらになつてきたところでございます。一カ所まらでかなり先でございますけれども、早急に整備を進めていくことにいたしております。

○審脱タケ子君 私、それがよくないと言つていないんです。そういうせつかく踏み出していくところで、デイケアで在宅の方がケアをしてもらえらる人という条件がなくて入浴サービスを受ける方と、費用負担というのは格段に違うわけですからね。お年寄りの懐ぐあいというのは大変厳しいのは多くを申し上げなくてもおわかりのとおりです。その辺は心して、施策を進めさせるという意味では本当は地方自治体任せに入浴サービスだつておおくべきでないと思つておるんですが、将来改善するようなつもりはありませんか。

○政府委員(多田宏君) デイサービスの普及というのを早急に進めながら、そちらでできるだけカバーをしていくという一つの考え方を持つていくわけでございます。民間事業者への委託というような形で実施する部分も、ある程度これから考えていく必要もあるだろうというふうに考えております。

○審脱タケ子君 とにかく細かい話だけれども、細かい話を着実に進めていただかなければ老人福祉サービスというのは前進できないので、ぜひそれは心して前進させていただきたい。

ヘルパーでも一緒なんです。今度は五万人になさるというところですけれども、これで大体国際的に見ても恥ずかしい水準だと思つております。

○政府委員(多田宏君) 我が国の場合、現状では家族同居形態というのが非常に多いわけでございます。北欧なんかと比べると格段に確かに数字は違いますけれども、それを単純に比較はなかなかできないと思つております。

ただ、今ホームヘルパーはそれじゃそこそ足りていて、あるいはこの目標でそこそこのだ

ということになるかどうかというのは、現状ではやはりもう少しふやしていかねばいけないだろうというところを考へてこの目標をつくつたわけでございます。今後この目標の妥当性についてはある程度進んだところでまた考へていくというふうな流れになるかと思つております。

○審脱タケ子君 それはまあ諸外国と比べたら確かに少ないですね。大臣も御承知だと思いますが、よく例に出されておりますスウェーデンというのは七万一千二百九十六人、これは非常に正確に書いてありますが、日本ではことしふやす数字を入れて三万一千人。ところが、スウェーデンの人口というたら大阪府と一緒ぐらいですから大体日本の十五分の一ぐらいでしょう。それでヘルパーが七万一千で二倍以上ですから、逆に言うたら日本のヘルパーというのは、ことし格段の予算をつけてふやされるということを入れてもスウェーデンの状態からいうたら三十分の一になるんですよ、数字からいうたら。

こういう状態では私は在宅ケアでお年寄りが安心して介護を受けられるということにならないと思つておるんですが、その点はやはり週に一回行つたらもうそれで終わりというふうな状態では今日の在宅ケアというのは間に合わないと思つておるんですが、どの程度まで拡充をしようと思つておられるのか、少し聞いておきたいと思つておるんですが。

○政府委員(多田宏君) 五万人にとにかくまずしようというところで全力を挙げていくという考え方でございまして、利用のされ方というのはそれぞれ地域でも多少の違いが出てくるのではないかと。特にデイサービスみたいなものをかなり重点的に整備をいたしますと、ホームヘルパーというのとある意味での代替関係も出てくるわけでございます。あるいはショートステイというのが普及しますと、その分もまた若干のかぶりの部分が出てくるというふうなことで、私どもとしましては施設もふやしていく、そしてショートステイもふやしていく、デイサービスもふやしていく、そしてホームヘルパーもふやしていく、これら全体

でひとつ何と主要介護者の介護をうまく回るように進めていきたい。

ただし、それも状況がどんなふうに変つていくかというのはなかなか読めませんので、現時点では今申し上げたような目標を掲げて、それに向かつて全力を挙げていく。ことし前年と比べて在宅サービスの予算は倍増いたしまして、しかしこれは自治体の方も急にそれを全部実施できるかどうかという点も多うございまして。そういったところでかなり一生懸命に自治体を奮励して今整備を進めているという状況でございますので、現時点でそういう状況であるということだけお答えをさせていただきますと思つております。

○審脱タケ子君 丁寧に御答弁いただいておりますけれども、在宅サービスの点では、たまたま入浴サービスとかあるいは家庭奉仕員の例を出しましたけれども、まさに日本ではまだこれからという段階だと思つておる。そういう状況で民間のシルバーサービス事業というのがどんどん育成促進をされたらどうなるだろうかというものは、これはだれでも単純に考へてもそう思つておるわけです。結局民間シルバーサービスが主流になつてしまつて、低所得のお年寄りはまたサービスの谷間に置かれるのではないかとこのことを心配するんですね。年金の水準というのは繰り返さなくてもおわかりだと思つておるけれども、三万円内外という年金受給者というのが年金受給者の中の六割から七割というふうな言われている状況ですから、そういうお年寄りの方々が民間シルバーサービスという対応できるか。これはとてもじゃないけれどもできなくて谷間に落とされていくというこの心配が出てまいります。これは午前中の質疑の中でも同僚議員から出ておりましたが、そういうことにならうと思つておる。だから、金がなかったら、せつかくいろんな施設や整備がなされても、これはその恩恵を受けられないというところへお年寄りが突き落とされ、不安を感じているというところへ来ておるんですね。

それを見てとつたかのように、最近生命保険会

社が介護つき保険というのを盛んに売り出してきております。御承知ですか。

○政府委員(多田宏君) 承知しております。

○審脱タケ子君 時間の都合がありますから詳しく紹介いたしません。生命保険会社がちゃんと介護つきの保険を各会社で皆売り出している。あるいはアメリカあたりからの会社も出てきています。さらには損保ですね、損保の関係もこれにいいよ着手するということで、これは大蔵省にお聞きをしたら四月に認可したと言つておるんですね。損保というのは私はまた火災保険やら自動車保険かと思つていたら、人間の損害に対する保険もどうも扱うということになつたらしくて、笑えないような状況になつてきています。結局、その公的サービス年金の範囲でやれるという状況がなくなつてくるわけでしょう。民間シルバーサービスがずっと広がつてきたら、そしたらその費用のために損保や生命保険が介護つき保険というものを売り出して、そして受益者負担という形でしか利用できないという姿ができてくるわけですね。

大臣、これは御答弁いただくと思つていないんですけれども、ちよつと考へてみてくださいます。政府が進めているという自立自助の実態というのがこういうことになつておる。

私、時間の範囲でしか物を言えないから詳しくは言いませんが、例えば保険業界も損保業界も社団法人シルバーサービス振興会というのには、もうすよ。シルバーサービス振興会というのは、もう御承知のように日本の一流企業というのは全部参画しているわけですよ。そういうところでシルバーマーケットとして老人の自立自助の方針をやらせるために、有力な市場としてもう早くもこういうふうな生命保険が出てきています。これでは私はお年寄りは大変だと思つておる。第一、今元気が働いている人たちはも政府の施策、公的サービスが信頼できない、不安を感じるからやむなくこういった介護つき保険というふうなものに加入をするというところにならざるを得ないというのが状況

なんです。私はこういう状況というのは決してよろしくないと思うんです。

そこで、大臣、これは一遍聞きをしておきたいと思いますが、政府は行政改革の柱として今も申し上げた民間活力の活用とか自立自助という方針を打ち出して推進をしてきて長いわけですから、私は今までもたびたび申し上げてきているのは、社会保障や福祉の中に自立自助という方針を簡単に持ち込んだり、あるいは民間活力論を持ち込んでほしくない。そんなことをやったら我が国の社会保障や福祉というのは結局後退をさせられてしまうということをたびたび指摘をしてまいりました。

そこで、大臣にこの機会にお聞きをしておきたいと思ひますのは、憲法二十五条の後段は、「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されています。この憲法二十五条の後段の理念に基づいて老人福祉法も制定されているわけですから、この憲法二十五条後段の理念と自立自助という今進めていっている民間活力の方針、これは矛盾すると思ひますか矛盾しないと思ひますか。それはちょっと大臣にお聞きをしておきたい。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今まで長年にわたって国が公衆衛生の向上及び増進に努めてきたからこそこうして日本は豊かになり、そして人生五十年時代から八十年時代になってきたのだと思ひます。この精神に沿ってこれからも国はやっていきます。

同時に、多くのお年寄りの中でよりよい福祉サービスを提供している人がいる。当然国の費用とそうでない費用、国の費用にも限度があります。それ以上のサービスを要求する方に対してはそれ相応の負担をしていただくという考え方も当然出てくると思ひます。そういう中で、国のやる分野とそしてまた国のやる分野ではない分野において民間がそれぞれの創意工夫を発揮していただいて、そういう分野に進出していただくというのは、こ

れは両方お互い刺激しながらよりよい福祉増進のためにやるんじゃないかと私は思っております。

○斎藤タケ子君 いわゆる公的サービスの一定のベースができていて、そうしてその上に多様なニーズに対応するために民間事業者の力を活用していくということが合わされていくという話なら大変よくわかる、理解しやすい。ところが、ベースになるべき公的サービスというのがのろくになくて、まあ言うたらこれからというふうな状況でしよう。先に民間がどんどん進んだら公的サービスというのがどうなるかということをお願いしておるわけですから、やっぱりこういうやり方というのは、厚生大臣がどうお考えになろうとも、それなりに方針がそういうふうな政府の施策にも生きてくるからそうなっているんですね。

もう多くを申し上げなくてもおわかりでしょうが、閣議決定でもこういうふうな言われていますよ。六十二年六月六日の長寿社会対策大綱などを見ますと、「個人の自立・自助、社会の互助・連帯を重視し、公的部門による福祉サービスは基礎的なものを主体とする」とも、その他の多様なサービスについては民間の多様な有償サービスやボランティア活動等民間活力の活用を推進することとする。」、こういうことが言われておりますし、財界の方では、これは前にも引用したかと思うんですが、これも、これは日経連の労働問題研究委員会でもはっきり書いておりますが、「行政改革のねらいは政府の介入を極力排して、民間の活力を最大限に発揮させることにあるのであり、」国民の側に対しても、「お上に頼る」意識の払拭を強調せねばならない。」というふうなやつぱり露骨に述べておられるわけですね。

そういう状況の中で、今の老人対策というものが本気で老人のニーズに合う行政を進めるかどうかというのはいかにかつて厚生省自身の姿勢にかかってくると思う、大臣自身の姿勢に。そういう点で非常に大変な問題に直面をしているなと思うんです。

私は、この法案は、いわゆる民活方式あるいは

自立自助方式の延長線上にあるものだと思っております。というのは、これはもう多くを申し上げなくても前回も申し上げましたが、社会福祉・医療事業団法の一部改正のときにも申し上げたんですけれども、今、朝日生命の推計では、昭和七十五年ごろにはシルバーマーケットは約百四十兆円の市場と見込まれているというふうな言われております。

具体的に言えば、大阪府でも六十三年の三月に大阪府下企業のシルバードビジネス実態調査、こういうものをやっております。大変丁寧な調査をやっておりますけれども、この調査を見ますと、府下企業の三万七千八百三十三社の一〇％、三千七十九社にアンケート調査をすると、シルバー商品やサービスに既に参加をしている参入企業は四・七％、参入を計画している企業というのは九・二％、二千八百社だ。その中には大企業も多く含まれている。これらの調査の資料を見ますと、行政への期待というのは何かというと、行政へ期待するものは税制上の優遇措置、制度融資、補助金、情報提供というものが言われている。

ところが、この本法案ではやつぱりこれらの企業の要望に基本的には沿った姿になって税の優遇措置あるいは制度融資等々がやられていて、これらの企業の要望に沿った結果になっているわけでございます。そういうことを見ますと、これは今日の公的サービスの非常にまだこれからという段階の中でこんな大企業がどんどん出てきて、営利会社というのはやつぱり赤字ではだめなんで、一定の黒字を出していくことになれば、それが利用者負担になりますからお年寄り負担になるわけで、そういうことがどんどんやられていくということになりまして、これはお年寄りの将来というのは決して不安はなくなるというのを非常に強く不安に感じます。

したがって、私はもう余り時間ありませんので、最後に申し上げておきたいと思ひますことは、公的サービスが不十分なまま将来展望もはつきり持てない。いわば一番盲点になっている大

都市ではほとんど機能しないということを厚生省自身もお認めになっているという法案、こんなものだけを先行したんでは、その中であられることというのは本当に民間優先のシルバーサービスになってしまふ。お年寄りというのは、金持ちの人というのがあるかもしれないが、うんと少ないです。資産家でも、本当に介護を受けなければならぬということになった事態になりますと、これは資産を持ててもそれが本人の自由にならないというふうなことが今日の社会では間々あるわけです。

そういう状況の中で、お金に乏しい高齢者が十分なケアを受けられなくなっていくという心配を大変強く感じます。ですから、私はやつぱり今日の状態では、公的サービスの展望を数字的に示しになったわけでございますから、それを着実に具体的にお進めをいただくということがまず第一。それを、展望が民間業者への肩がわりになるというふうなことで高齢者に大きな不安を与えるということにならないようにぜひ対応をしていただくということをお願いを申し上げて、最後に決意を伺って終わりたいと思ひます。

○政府委員(多田宏君) 民間のサービスが発展していくということは、これは恐らく何もなくてもどんどん広がっていく可能性もあるものであると私も思っております。むしろそういうものを本当に望ましい姿で発展してくれようという誘導をいろいろとしていかなければいけないのではないかとこの問題意識を一つ持っているわけでございます。

そういう意味で、今回の法案でも一つの枠組みを示しながら、その中でできるだけ望ましい姿をつくり上げていく、そういう見地からこういうものを育成しながら、またある程度のコントロールも加えていくという、そういう構造にしているところなのでございます。今後とも公的な施策についての充実を本当に真剣に頑張っていくつもりでございます。

○委員長(前島英三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石本茂君が委員を辞任され、その補欠として高平公友君が選任されました。

○藤井恒男君 同僚議員が随分質問されておりまして、重複を避けて一、二お尋ねいたしたいと思います。

この特定民間施設、つまり疾病予防運動センター、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンター、有料老人ホーム、この一から四までの機能を全部完備したということは不可能だと思ふんだけれども、おおむね一から四までを一群の施設として現在持っていて、稼働していて、そしてこれからこの法律が施行された場合にもし申請してくれば認定されるだろうと、そういった要件を整えていると思われる現在稼働している民間施設はどれくらいありますか。

○政府委員(多田宏君) 既に稼働状態に入っているこれら四つの機能を兼ね備えたものというのは、現在のところございません。

それで、今具体的にこの法案が通れば計画として進めたいというふうな話が来ておりますのは、すぐ動き出しそうだなというふうに感じますのは福岡の中間市なんかを初めとして二つ、三つ、三つぐらいいは何か動くのではないかなと思っております。しかし、いろいろ御相談が来ておりますのは三十近く既にございまして、そういうところで具体的にどこができるか、これからいろいろと御相談をしながら推進をしていきたいというふうに考えております。

○藤井恒男君 これはいろいろ認定を受けるに当たっての整備計画等、地方自治体という作業をして立てていくことでしょうか、そういった場合に、この一から四までの条件を全部具備したのが一番いいわけなんだけれども、いろんな情勢で、地理的条件とかなかで、例えば一が先行する、二年後には二の計画を持つていっているんだといったような場合でも、これはやっぱり認定していく

という考え方でいいか。

○政府委員(多田宏君) 計画として一体的に整備を進めていくという、社会常識的に見てそういう計画になっている場合には、時期が全部全く同時ということではなければならぬということとはございません。

○藤井恒男君 大体二十ほど今手がけていこうという計画を持っておられるわけですね。それに対して三十ぐらいの間に合わせがあるということだけれども、広い範囲の首都圏あるいは近畿圏、そういった土地も非常に少ないし地代も非常に高いと思われするような地域でそういった可能性を持っているところはありますか。

○政府委員(多田宏君) 先生の今の話で二十というのは地方公共団体に対する計画補助の数字でございます。

具体的にこの法律の適用というように感じて大都市の周辺でどうかということでございます。それならば、今のところ福岡の中間市というのがそれに大体一番近い格好のものではないかというふうに考えております。

○藤井恒男君 これは香脱さんもさつきちよつと言っておられたけれども、中間市、これは北九州ということだから九州では大都市圏と見ていいわけなんだけれども、やはり人口が密集している例えは東京圏ですね、こういったところの方が本当はニーズが高いわけなんだけれども、そういったところは非常に足りていくということになり、むしろ中間市のようなところが地理的に非常に恵まれている。九州の中の一割ぐらいの人口を抱える福岡市あるいは北九州市に介在している。そしてそこは人口がある意味で過疎である。距離は非常に近い。非常にこれは立地が私はいいと思うんです。だからそういったところに偏在していくのか。むしろそれを首都圏なら首都圏あるいは近畿圏なら近畿圏というふうなところに誘導してつくっていく、中間市的なものような状態のものをつくっていくということが私はこれから非常に重要じゃないかという気がするんです。

武蔵野市が一連この種のものを考えたときに、もう籍はあそこに移して私はもうここで永住するんだという希望が殺到したということも新聞で多く報ぜられたようなわけなんです。そういった点に十分私は配慮してほしいという気がいたします。そういった点についてどのような御配慮があるのかをお聞きして、質問を終わります。

○政府委員(多田宏君) 大都市に本当に近接という感じで申し上げれば中間市が典型だというふうな思いで申しますけれども、そのほかに首都圏あるいは近畿圏というような感じで考えますと、奈良県に一つ具体的に動きそうなプロジェクトがございますのと、それから千葉県も習志野あたりで一つ動きそうなプロジェクトがあるというふうな今状況でございます。こういうものを逐次育てていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長(前島英三郎君) 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○香脱タケ子君 私は、日本共産党を代表して、民間事業者による老後の保険及び福祉のための総合施設の整備の促進に関する法律案に反対の討論を行います。

本法案は目的に、民間事業者が公的な保険、福祉サービスとの連携のもとに保健、福祉サービスを総合的に提供する一群の施設の整備を促進することによって、老人福祉の増進を図るとしています。

しかし、国は、基本方針を定め、民間事業者の整備計画と実施をチェックするだけであって、高齢者に公的福祉を提供し、あるいは民間に委託するなど、国が民間と連携して高齢者、国民の要望にこたえるという法体系になっていません。

たしかに高齢化社会を迎え老後の保健及び福祉サービスの需要は増大しており、多様な需要に応ずる必要はあります。しかし、それは公的サビ

スが主流でなければなりません。老人福祉サービスに関する国民の要望を見ると、民間業者中心が七・三％、公的サービスが三七・八％であります。本法案は、国民の強い要望である公的サービス充実とは何の関係もない、民間サービス促進法そのものであります。

公的サービスの具体的拡充計画も十分でなく、社会福祉予算の抑制及び削減が続いている現在の状況のもとでは当然、市町村も自己負担のない民間施設サービスへの肩がわりを選択する可能性は強いわけですが、したがって、公的保健福祉サービスは相対的に縮小されることになるのは明白であります。このような、老人福祉サービスを民間主導とし、公的サービスの縮小、低下を招くものとなることが明らかで本法案には賛成できません。

本法案はまた、老人や国民にとって最も肝心な利用料金基準や人員配置基準を定める法的根拠もない。これでは、利用料金の高騰を招き低所得者の利用を排除したものとります。

また、本法案は高齢化が進行している大都市ではほとんど役に立たないことを質疑でも指摘したところであります。

以上のように、この法案が実施されれば老人福祉の分野に、民間活力の名による営利企業の参入を促進することになり、その結果、公的福祉保健サービスの後退を招き低所得老人を排除するものとなることは明らかであります。

本法案は、憲法二十五条及び「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する」とした老人福祉法第四条の規定並びに国民の要望にも反するものであり、反対であることを表明いたしましたので討論を終わります。

○委員長(前島英三郎君) 他に御意見もないようです。これより採決に入ります。

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合施設の整備の促進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前島英三郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山本君から発言を求められておりますので、これを許します。山本君。

○山本正和君 私は、ただいま可決されました民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案に対し、自由民主党・日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、高齢者に対する福祉施策については、公的責任のもとに一層推進することとし、ホームヘルパー派遣事業、デイ・サービス事業、ショートステイ事業等の在宅福祉サービスの充実や特別養護老人ホーム等の計画的整備を図ること。

二、シルバーサービスについては、営利主義が高齢者の福祉を阻害することのないように、適切な指導や規制を行うとともに、公的施策との連携のもとに良質のサービスが提供されるよう努めること。

三、整備計画の認定を受ける事業については、当該事業に税制面・金融面からの公的な支援が行われるものであることから、その公益性に十分留意するとともに、事業運営には利用者等の意見が適切に反映されるよう指導すること。

四、公益法人を初め民間非営利団体が、容易に本法の事業者となり得るよう、積極的に誘導策を検討すること。

五、地方公共団体が「健康長寿のまち構想」に

基づき策定する基本計画は、保健・福祉にかかわる施策を中心としつつ、高齢者の住宅・生活環境の改善、就労機会の確保など、高齢者が住みやすく、しかも多世代の交流が図られるよう、総合的な地域づくりを目指すものとする。

六、有料老人ホームの入居一時金及び利用料が過大にならないよう指導するとともに、厚生年金の福祉施設として行う有料老人ホームその他の公的な有料老人ホームの拡充について検討すること。

七、高齢化社会において需要が著しく高まる介護サービスを担うマンパワーの必要数について、適切な将来推計を行うよう努めること。

右決議する。

○委員長(前島英三郎君) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前島英三郎君) 全会一致と認めます。

よつて、山本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小泉厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小泉厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を十分尊重して努力したいと思ひます。

○委員長(前島英三郎君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前島英三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前島英三郎君) 原子爆弾被爆者に対し

る特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府より順次趣旨説明を聴取いたします。小泉厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者の方々に對しましては、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療の給付を行うとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、医療特別手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持増進と生活の安定を図つてまいつたところであります。

本法律案は、被爆者の福祉の一層の向上を図るため、医療特別手当等の額を引き上げるとともに、平成二年度以降、その額を物価スライドにより改定することを定めることとし、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正しようとするものであります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

まず第一は、医療特別手当の額を現行の月額十一万二千円から平成元年四月以降十一万二千八百円に引き上げ、さらに同年十月以降十一万五千六百円に引き上げることとあります。

第二は、特別手当の額を現行の月額四万四千三百円から平成元年四月以降四万六千六百円に引き上げ、さらに同年十月以降四万二千六百円に引き上げることとあります。

第三は、原子爆弾小頭症手当の額を現行の月額三万八千五百円から平成元年四月以降三万八千八百円に引き上げ、さらに同年十月以降三万九千八百円に引き上げることとあります。

第四は、健康管理手当の額を現行の月額二万七千五百円から平成元年四月以降二万七千七百円に引き上げ、さらに同年十月以降二万八千四百円に引き上げることとあります。

引き上げることとあります。

第五は、保健手当の額を、一定の範囲の身体上の障害のある者等に対し支給されるものについては現行の月額二万七千五百円から平成元年四月以降二万七千七百円に引き上げ、さらに同年十月以降二万八千四百円に引き上げることとあります。

また、それ以外のものについては現行の月額一万三千八百円から平成元年四月以降一万三千九百円に引き上げ、さらに同年十月以降一万四千二百円に引き上げることとあります。

第六は、平成二年度以降の医療特別手当等の額の改定について、完全自動物価スライド方式を導入することとあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましても、衆議院におきまして、原案中、平成元年四月一日施行となつてゐる医療特別手当等の額に関する改正規定につきましては、公布の日から施行し、平成元年四月一日にさかのぼつて適用することとする修正がなされております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

続きまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところであります。が、今回、年金等の支給額を引き上げるとともに、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給対象範囲を拡大することとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。これは、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げるものであります。

第二は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支

給法の一部改正であります。戦没者等の遺族であつて、昭和六十年四月から平成元年三月までの間に、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がなくなつたもの等に対し、弔慰の意を表するため、特別弔慰金として額面十八万円の国債を支給するものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、平成元年四月一日から施行することとしており、また、平成元年四月一日にさかのぼって適用することとする修正がなされております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(前島英三郎君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十五分散会

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
(本号(その二)に掲載)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
(本号(その二)に掲載)

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関

する請願(第九九号)(第一〇〇号)(第一〇一
号)(第一〇二号)(第一〇三号)(第一〇四号)
(第一〇五号)(第一〇六号)(第一〇七号)(第
一〇八号)(第一〇九号)(第一一〇号)(第一
一一号)(第一一二号)(第一一三三三)(第一一
四号)(第一一五号)

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立腎(じん)センター設立に関する請願
(第一一八号)
一、臓器移植の促進に関する請願(第一一九号)
(請願の内容は本号(その二)に掲載)

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民医療の改善に関する請願(第一三七号)
(第一三八号)(第一三九号)(第一四〇号)(第
一四一号)(第一四二号)(第一四三三三)(第一
四四号)(第一四五号)(第一四六号)(第一四
七号)(第一四八号)(第一四九号)(第一五〇号)
(第一五一号)(第一五二二二)(第一五三三三)
一、腎(じん)臓等の臓器移植の促進に関する請
願(第一五四号)
一、肝臓等の臓器移植の促進に関する請願(第
一五五号)
一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する
請願(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)
(第一六二二二)(第一六三三三)(第一六四四
一六五号)(第一六六号)(第一六七号)(第一
六八号)(第一六九九号)(第一七〇号)

一、年金制度の改正反対に関する請願(第一七
二二二)
一、寝たきり老人等に対する介護手当制度創設
に関する請願(第一七三三三)

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する
請願(第一七四号)(第一七六号)(第一七七号)
(第一七八号)(第一七九号)(第一八〇号)(第
一八一二二)(第一八三三三)(第一八四
四号)(第一八五号)(第一八七号)(第一八
九号)(第一九一〇号)(第一九二二二)(第一九
四四号)(第一九五五号)(第一九八号)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第一九九号)
一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する
請願(第二〇一〇号)(第二〇二二二)(第二〇三
三三三)(第二〇六六六)

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第二一〇号)(第二二七号)
一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する
請願(第二一九号)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第二二二二二)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する
請願(第二二三三三)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第二二八号)(第二二九号)(第二三三
三四号)
一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する
請願(第二三六六六)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第二三七七号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する
請願(第二三九九号)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第二四一四一)
一、保育所制度の充実に関する請願(第二四三
三三)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する
請願(第二四四四四)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第二四四四四)

請願(第二四八号)

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

四月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する
請願(第二五一〇号)
一、国立腎(じん)センター設立に関する請願
(第二五三三三)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第二五六六六)(第二六〇〇号)
一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する
請願(第二六一二二)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第二六二二二)(第二六四四四)(第二六五
五五)(第二六八八八)

一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関す
る請願(第二七二二二)
一、国立腎(じん)センター設立に関する請願
(第二七三三三)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第二七三三三)(第二七八八八)

一、国立腎(じん)センター設立に関する請願
(第二七九九九)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第二八〇〇〇)
一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する
請願(第二八三三三)

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願(第二八四四四)
(請願の内容は本号(その二)に掲載)

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、難病患者などの医療・生活の保障に関する
請願(第二九〇〇号)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する

請願(第二九一号)(第二九二号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第二九五号)(第二九九号)
 一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三〇〇号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第三〇一号)(第三〇二号)(第三〇五号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)
 一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三一二号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第三一三号)
 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第三一五号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第三一七号)
 一、年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願(第三一九号)(第三二〇号)(第三二一号)(第三二二号)(第三二三号)(第三二四号)(第三二五号)(第三二六号)(第三二七号)(第三二八号)(第三二九号)(第三三〇号)(第三三一号)(第三三二号)(第三三三号)(第三三四号)(第三三五号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第三三七号)
 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第三七二号)
 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第三七七号)
 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第三七八号)(第三七九号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第三八〇号)(第三八一号)(第三八二号)(第三八三号)(第三八四号)(第三八五号)(第三八九号)
 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第三九〇号)
 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第三九一号)

する請願(第三九一号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第三九六号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第三九七号)
 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第三九九号)(第四〇〇号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第四〇一号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四〇二号)
 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第四〇三号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四〇四号)(第四〇六号)
 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第四〇七号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四〇八号)(第四一〇号)(第四一一号)(第四一二号)(第四一三号)(第四一四号)(第四一五号)(第四一六号)(第四一七号)(第四一八号)(第四一九号)(第四二〇号)(第四二一号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第四二二号)
 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第四二四号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四二五号)
 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第四二六号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第四二九号)
 一、国立腎(じん)センター設立に関する請願(第四三一号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四三二五号)(第四三六号)
 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第四三七七号)(第四三九号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四四〇号)

号(第四四四号)(第四四五号)
 一、中国帰国者に対する年金制度拡充措置に関する請願(第四四六号)
 一、輸入食品の安全性確保対策の推進に関する請願(第四四八号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四五〇号)
 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第四五二号)(第四五三号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四五四号)
 一、国立腎(じん)センター設立に関する請願(第四五六号)
 一、中国帰国者に対する年金制度拡充措置に関する請願(第四五八号)
 一、輸入食品の安全性確保対策の推進に関する請願(第四六〇号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第四六三号)
 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第四六四号)(第四六五号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四六六号)(第四六八号)
 (請願の内容は本号(その二)に掲載)
 五月十二日本委員会に左の案件が付託された。
 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第四六九号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第四七〇号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四七二号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第四七三号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四七六号)(第四七九号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第四七九号)

請願(第四八一号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四八二号)
 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第四八三号)
 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第四八五号)
 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第四八六号)
 一、中国帰国者に対する年金制度拡充措置に関する請願(第四八九号)
 一、輸入食品の安全性確保対策の推進に関する請願(第四九〇号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第四九一号)
 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第四九三号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四九四号)(第四九五号)(第四九六号)
 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第四九八号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第四九九号)(第五〇五号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第五〇六号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第五〇七号)
 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第五〇八号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第五〇九号)
 一、育児休業法の早期制定に関する請願(第五一〇号)
 一、年金制度改悪反対に関する請願(第五一五号)(第五二〇号)
 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第五二一号)
 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第五二三号)

一、年金制度改悪反対に関する請願(第五二五号) 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第五二七号) 一、年金制度の改悪反対、按本改革の実現に関する請願(第五二八号) 一、輸入食品の安全性確保対策の推進に関する請願(第五三二号) 一、療術の制度化促進に関する請願(第五三二号) 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第五三四号) 一、年金制度の改悪反対、按本改革の実現に関する請願(第五三五号) 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第五三六号) 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第五三七号) 一、年金制度改悪反対に関する請願(第五三九号)(第五四一号)(第五四三号)(第五四六号)(第五四七号)(第五四九号) 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第五五一号) 一、年金制度改悪反対に関する請願(第五五三号)(第五五九号)(第六〇六号) 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第六二〇号) 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第六二二号) 一、療術の制度化促進に関する請願(第六五二号) 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第六五七号) 一、年金制度の改悪反対、按本改革の実現に関する請願(第六五八号) 一、年金制度改悪反対に関する請願(第六六〇号) 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第六六四号)	一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第六六五号) 一、年金制度改悪反対に関する請願(第六六六号) 一、年金制度改善に関する請願(第六七五号) 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第六七六号) 一、年金制度の改悪反対、按本改革の実現に関する請願(第六七九号)(第六八一号) 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第六八二号) 一、年金制度の改悪反対に関する請願(第六八六号) 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第六八七号) 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第六八九号) 〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕 五月十八日本委員会に左の案件が付託された。 一、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案 〔本号(その二)に掲載〕 五月十九日本委員会に左の案件が付託された。 一、年金制度改悪反対に関する請願(第六九二号) 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第六九四号) 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第六九七号) 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第六九八号)	一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第七〇二号) 一、年金制度改悪反対に関する請願(第七〇三号) 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第七〇四号) 一、年金制度の改悪反対、按本改革の実現に関する請願(第七〇九号) 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第七〇九号) 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第七一六号)(第七一七号) 一、年金制度改悪反対に関する請願(第七一九号) 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第七二一号) 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第七二二号) 一、年金制度改悪反対に関する請願(第七二七号) 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第七二九号) 一、年金制度の改悪反対、按本改革の実現に関する請願(第七三〇号)(第七三四号) 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第七三六号) 一、年金制度改悪反対に関する請願(第七三七号) 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第七三九号) 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第七四〇号) 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第七四二号)(第七四四号) 一、消費生活協同組合の育成強化に関する請願(第七四六号) 一、被爆者援護法の制定に関する請願(第七四八号) 一、療術の制度化促進に関する請願(第七五三	号) 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第七六四号)(第七六六号) 一、育児休業法の早期制定に関する請願(第七六九号)(第七七〇号)(第七七一号)(第七七二号)(第七七三号)(第七七四号)(第七七五号)(第七七六号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号) 一、年金制度改悪反対に関する請願(第八一二号) 一、年金制度の改悪反対、按本改革の実現に関する請願(第八一三号) 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第八一四号) 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第八一八号)(第八一九号) 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第八二〇号) 一、亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願(第八二一号) 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第八二三号) 一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第八二四号) 一、国民健康保険制度の安定化促進に関する請願(第八二五号) 一、地域型国民年金基金制度の早期創設に関する請願(第八二六号) 一、寝たきり老人等の介護等に対する施策の充
---	--	---	---

実に関する請願(第八二八号)

- 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第八三〇号)
- 一、年金制度改悪反対に関する請願(第八三一号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第八三二号)

(請願の内容は本号(その二)に掲載)

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第八三四号)(第八三六号)
- 一、年金制度改悪反対に関する請願(第八五五号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第八五八号)
- 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第八六〇号)
- 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第八六一号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第八六二号)
- 一、年金制度改悪反対に関する請願(第八六四号)
- 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第八六八号)
- 一、療術の制度化促進に関する請願(第八六九号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第八七〇号)
- 一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第八八一号)
- 一、年金制度改悪反対に関する請願(第八八二号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第八八三号)
- 一、療術の制度化促進に関する請願(第八八五号)

号)

- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第八八七号)
- 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第八九一号)
- 一、亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願(第八九六号)(第八九七号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第九〇二号)
- 一、年金制度改悪反対に関する請願(第九〇三号)
- 一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第九〇六号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第九一〇号)
- 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第九一五号)
- 一、国立腎(じん)センター設立に関する請願(第九一七号)
- 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第九二二号)
- 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第九二四号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第九三〇号)
- 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第九三二号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第九三七号)
- 一、年金制度改悪反対に関する請願(第九三八号)
- 一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第九四一号)
- 一、療術の制度化促進に関する請願(第九四二号)
- 一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第九四四号)
- 一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する

請願(第九四五号)

- 一、骨髄バンクの早期実現に関する請願(第九四六号)
- 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第九五一号)
- 一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第九五六号)

(請願の内容は本号(その二)に掲載)

五月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、原子爆弾被爆者等援護法案(衆)

原子爆弾被爆者等援護法案

(本号(その二)に掲載)

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、年金制度改悪反対に関する請願(第九五八号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第九六二号)
- 一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第九六七号)
- 一、年金制度改悪反対に関する請願(第九六八号)
- 一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第九七五号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第九八二号)
- 一、年金制度改悪反対に関する請願(第九八二号)
- 一、消費生活協同組合の育成強化に関する請願(第九八五号)
- 一、被爆者援護法の制定に関する請願(第九八七号)
- 一、国民年金等公的年金の改悪反対、改善に関する請願(第九九一号)

する請願(第九九一号)

- 一、被爆者援護法の制定に関する請願(第一〇〇〇号)
- 一、消費生活協同組合の育成強化に関する請願(第一〇〇一号)
- 一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一〇〇四号)(第一〇〇五号)(第一〇〇六号)(第一〇〇七号)(第一〇〇八号)
- 一、療術の制度化促進に関する請願(第一〇一〇号)
- 一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一〇一四号)
- 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一〇一六号)
- 一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第一〇一八号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第一〇一九号)(第一〇二二号)
- 一、年金制度改悪反対に関する請願(第一〇二二号)
- 一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一〇二三号)
- 一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一〇二六号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第一〇二七号)
- 一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一〇四四号)(第一〇四九号)(第一〇五四号)
- 一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一〇五九号)
- 一、年金制度改悪反対に関する請願(第一〇六八号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第一〇六九号)
- 一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一〇七三号)
- 一、療術の制度化促進に関する請願(第一〇七五号)

一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一〇七八号)

一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一〇七九号)(第一〇八〇号)(第一〇八一号)

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第一〇八三号)

一、年金制度改悪反対に関する請願(第一〇八七号)

一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一〇九〇号)(第一〇九一号)

一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一〇二二号)

一、年金制度改悪反対に関する請願(第一一四七号)

一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一一五〇号)

一、輸入食品の監視体制強化に関する請願(第一一五二号)

一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第一一五三号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一一五五号)

一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一一五六号)

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第一一五九号)

(請願の内容は本号(その二)に掲載)

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、加工食品の表示の適正化に関する法律案(丸谷金保君外二名発議)

加工食品の表示の適正化に関する法律案(本号(その二)に掲載)

平成元年六月二十七日印刷

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十三日)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十三日)

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院修正部分の内容は本号(その二)に掲載)

掲載)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院修正部分の内容は本号(その二)に掲載)

掲載)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(衆議院修正部分の内容は本号(その二)に掲載)

掲載)

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、年金制度改悪反対に関する請願(第一一六二号)(第一一六七号)

一、年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第一一六九号)

一、看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(第一一二二号)

一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一一七五号)

一、看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(第一一七八号)

一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第一一七八号)

平成元年六月二十八日発行

る請願(第一一八五号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一一八八号)

一、看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(第一一八九号)

一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一一九六号)

(請願の内容は本号(その二)に掲載)

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

第百十四回国会 参議院 社会労働委員会 會議録 第三号 (その二)

(本号(その二)参照)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

第一条 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「十一万二千円」を「十一万二千八百円」に改める。

第三条第三項中「四万三千三百円」を「四万六千六百円」に改める。

第四条の二第三項中「三万八千五百円」を「三万八千八百円」に改める。

第五条第四項中「二万七千五百円」を「二万七千七百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万三千八百円」を「一万三千九百円」に改める。

七千七百円」に改める。

第二条 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「十一万二千八百円」を「十一万五千六百円」に改める。

第三条第三項中「四万六千六百円」を「四万二千六百円」に改める。

第四条の二第三項中「三万八千八百円」を「三万九千八百円」に改める。

第五条第四項中「二万七千七百円」を「二万八千四百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万三千九百円」を「一万四千二百円」に改める。

八千四百円」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。
(手当額の自動改定)

第六條の二 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当(以下この条において単に「手当」という。)については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が昭和六十三年(この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

附則

1 この法律中第一条及び次項の規定は平成元年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。

2 平成元年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3 平成元年九月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十

七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度

特別項症

第一項症

第二項症

第三項症

第四項症

第五項症

第六項症

第一款症

第二款症

第三款症

第四款症

第五款症

障害の程度

金 額

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度

特別項症

第一項症

第二項症

第三項症

第四項症

第五項症

第六項症

第一款症

第二款症

第三款症

第四款症

第五款症

障害の程度

金 額

三、九〇〇円に、「一九五、一〇〇円」を「三〇二、九〇〇円」に、「一九九、九〇〇円」を「二〇五、七〇〇円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「十八万円」を「十九万二千円」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第三条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の第一項並びに第三条ただし書中「昭和六十年四月一日」を「平成元年四月一日」に改める。

第五条第一項中「三十万円」を「十八万円」に、「十年」を「六年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成元年四月から同年七月までの月分の遺族年金及び遺族給付金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)第二十六條第一項中「百五十九万六千三百円」とあるのは「百五十九万四千四百円」と、改正後の遺族援護法第二十七條第一項中「百五十九万六千三百円」とあるのは「百五十九万四千四百円」と、「百二十六万四千三百円」とあるのは「百二十五万九千四百円」と、同条第三項の表中「三八三、九〇〇円」とあるのは「三八〇、九〇〇円」と、「三〇二、九〇〇円」とあるのは「一九九、九〇〇円」と、「二〇五、七〇〇円」とあるのは「二〇二、七〇〇円」と改める。

七〇〇円」とする。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「旧法」という。)による特別弔慰金で平成元年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

2 一の死亡した者について旧法による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「新法」という。)の規定にかかわらず、当該一の死亡した者については、新法による特別弔慰金は支給しない。

3 新法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する新法第五條第二項に規定する国債の発行の日は、平成元年十月一日とする。

第九九号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 佐賀市鍋島町大字八戸溝 山口智
啓 外八百七十三名

紹介議員 諫山 博君

政府・自民党による臨調行革路線による社会保障切捨ては、労働者・国民に極めて深刻な影響を与え、とりわけ高齢化社会到来を口実とした年金・医療に対する攻撃は目に余るものがある。さらに政府は、昭和六十三年十月二十五日、衆議院税制問題等に関する調査特別委員会に「社会保障ビジョン」(長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について)を提出したが、それによると、今後、年金については平成七年の公的年金一元化に向かって、給付水準の引下げと保険料の段階的引上げが行われ、更に支給開始年齢六十五歳繰下げも進められようとしている。また、医療保険についても、老人保健、国民健康保険の見直し改悪を進め、平成二年には医療保険八割給付一元化を行い、更に民間保険の導入も進められようとしている。もし、これらの年金・医療を始め、日本の社会保障制度がこれ以上に改悪されるならば、労働者・国民生活に与える打撃は計り知れない。ついては、低位平準化を目指す公的年金一元化構想とそれに基づく国会における厚生年金制度の改悪に反対し、次の事項について早急に実現し、年金・健康保険制度の拡充・改善を図られたい。

一、年金支給開始年齢の六十五歳への繰下げをしないこと。
二、労使の負担割合を三対七に改め、国庫負担を拡充して、保険料の引上げをやめること。
三、年金水準を大幅に引き上げ、老後を安心して暮らせる年金とし、当面、国民年金など公的年金の最低保障を五万円とすること。
四、鉄道共済年金赤字の他の年金制度への転嫁をやめ、政府とJRの責任で解決すること。
五、年金の国庫負担カットを直ちにやめ、元利を併せて返還すること。
六、健保本人二割負担を行わず、労使の負担割合を三対七に改め、国庫負担を拡充して、十割給付を復活すること。
七、老人保健・退職者医療への財政調整・拠出をやめ、国の責任で老人医療の無料化制度を復活させること。
八、国立病院・療養所つぶしはやめ、拡充を行うこと。

第一〇〇号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡諸富町太田 西村松雄
雄 外八百二十名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇一号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 佐賀県唐津市東城内六ノ一六 北島勝 外八百二十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇二号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 岡山県津山市鍛冶町二〇 池小夜子 外八百二十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇三号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 岡山市福田六ノ二ノ一〇 片山伸之 外八百二十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇四号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 岡山県津山市小田中八四三 立垣昌司 外八百二十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇五号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市中島一九四 穂山靖夫 外八百二十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇六号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市中島一九四 穂山靖夫 外八百二十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇七号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市中島一九四 穂山靖夫 外八百二十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇八号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市中島一九四 穂山靖夫 外八百二十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

願

請願者 岡山県英田郡作東町二六七ノ一
山本進一郎 外八百二十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇七号 平成元年三月十三日受理

年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 岡山市野田四ノ一六ノ五三 井上

孝昭 外八百二十名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇八号 平成元年三月十三日受理

年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 岡山市庭瀬八五ノ七 南薫 外
八百二十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇九号 平成元年三月十三日受理

年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 岡山県笠岡市緑町六ノ三九 猪原
誠 外八百二十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一一〇号 平成元年三月十三日受理

年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

請願者 岡山市赤田九六ノ四 志水克典
外八百二十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一一一号 平成元年三月十三日受理

年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願

年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願
請願者 佐賀県鳥栖市宿町一、〇三五ノ二
岩本進 外八百二十名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一一二号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願
請願者 佐賀県三養基郡上峰村郡境 田中
義夫 外八百二十名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一一三号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願
請願者 岡山市西大寺松崎二四八ノ三九
出井茂年 外八百二十名
紹介議員 吉井 英勝君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一一四号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願
請願者 岡山県赤松郡山陽町桜ヶ丘西四ノ
一六ノ一四 辰田幸子 外八百二
十名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一一五号 平成元年三月十三日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願
請願者 岡山市平井一、一一五ノ二八 中
塚展子 外八百二十名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一一八号 平成元年三月二十二日受理

国立腎(じん)センター設立に関する請願
請願者 三重県上野市万町二、一七五 百
本ヒロミ

紹介議員 齋藤 十朗君

腎(じん)炎・ネフローゼの原因の究明と治療法の
確立、並びに治療機関として、国立腎センターを
早急に開設されたい。

理由

腎炎・ネフローゼは、腎臓の糸球体等が侵される
病気で、五年・十年・あるいは一生という極めて長
期間の療養を必要とするばかりでなく、いつ悪化
して死亡するか分からない難病である。この病氣
は、戦後、幼児・児童・生徒の間に急激に増え続け、
長期欠席児童の第一位を占めており、学齢期にあ
る児童は、病院で家庭で、不安と焦燥の苦しい暗
い毎日を送っている。また、このような子を持つ
親の精神的苦悩と経済的負担は想像を絶するもの
がある。しかも、この病氣の原因が不明である上、
治療法も確立されておらず、いつ治るとも分から
ない、全く不安な状態に放置されている。この不
幸な数々の子供を救うため、国が科学の粋を集め
た研究機関、国立腎センターを早急に開設して、
腎炎・ネフローゼの原因の究明と治療法の開発の
根本的施策を講ずべきである。

第一一九号 平成元年三月二十二日受理

臓器移植の促進に関する請願
請願者 鹿児島市紫原四ノ三三ノ一二 安
藤慶助 外七万九千九百九十三名

紹介議員 高木健太郎君

人工透析治療を受けるための医学的社会的諸条件
は、近年急速に向上し、今我が国で慢性腎(じん)
不全のために人工透析を受けている患者は約八万
人となり、さらに毎年一万人以上が新たに透析療
法を開始している。しかし人工透析療法は、一回
四、五時間、週二、三回の治療を生産にわたって継
続しなければならず、肉体的社会的制約の少なく

ない治療法である。特に、小児の透析は成長の妨
げとなり、長期にわたる治療の継続は肉体的精神
的に好ましいとはいえない。そのため、これらの
制約から離脱するみちとしての腎臓移植に多くの
人工透析患者は期待を寄せている。全国腎臓病患
者連絡協議会の調査によれば、透析患者の二十
六・三％が腎臓移植を希望しており、若年層ほど
その希望は強い。しかしながら、我が国では死後
の提供者が極めて少ないことから腎臓移植は伸び
悩んでいる。特に、脳死状態からの腎臓摘出につ
いて関係の医師らが殺人罪などで告発される事例
もあり、ここ数年は死体からの腎臓移植は急減し
ている。

こうした背景もあって、フィリピンの人を提供
者とする腎臓移植仲介団体の存在も明るみに出
て、社会問題化するような状況さえ発生している。
このような腎臓移植を取り巻く遅れた状況を大き
く進展させるために、人間愛に基づき死後の臓器
提供を行う意志を持つ人の善意が生かされ、移植
手術を行う医師らも殺人罪で告発される不安にさ
らされることのないよう国が必要なる条件を整備し
なければならぬ。ついては、次の事項について
実現を図られたい。

一、臓器移植を促進するため、提供者の善意が
全面的に生かされ、その意志に基づいて行う
移植手術が、法制上も不安なく実施できるよ
う必要な措置を採ること。

第一三七号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願
請願者 東京都足立区江北四ノ二二ノ一二
村石静雄 外百名

紹介議員 諫山 博君

憲法第二十五条は、国民がひとしく健康で文化的
な生活を送る権利と国の責務をうたっている。
しかし政府は、軍事費を増額し、医療への国庫
負担を減らし、国民の負担を増やすなど、国民の
生命と健康をいかに脅かしている。特に高齢者
に対しては、その生命を切り縮めている。さらに

政府は、平成二年をめぐり、公的医療保障制度を根本から崩し、国民・患者自前の医療制度にしようとしている。私たちは、このような事態を容認することはできない。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、健康保険本人の八割給付への改善をやめ、十割給付、老人医療無料化を復活すること。

国民健康保険と健康家族の給付を引き上げること。国の負担を増やし、老人保健への医療保険からの財政拠出を大幅に引き下げ、労働者の負担を減らすこと。

二、国民健康保険の国庫負担率を増やし、保険料税を引き下げること。保険証を無条件で加入者全員に交付すること。健康保険料の労使折半をやめ、使用者の負担割合を増やすこと(中小企業の保険料負担分は国の補助で軽減すること)。

三、国立病院、療養所つづしをやること。医療従事者を増やすこと。高齢者が安心して入院できる病床・病院を増やすこと。老人ホーム、訪問看護等を含めた地域の第一線医療・福祉を拡充すること。

四、人間の生命と健康を差別する医療の営利化をやめること。国の責任で患者に行き届いた医療が保障される診療報酬に改善すること。

第一三八号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡長沼町堀込字堀切三

七 藤田長一 外百名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一三九号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 千葉県市川市鬼高一ノ一ノ二〇

高橋幸雄 外百名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一四〇号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 埼玉県川越市砂新田三三二ノ五九

白須優男 外百名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一四一号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 埼玉県草加市青柳町八三七ノ一〇

大野哲 外百名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一四二号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町魚沼五一

岩崎輝男 外二百五十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一四三号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都北区上中里二ノ三四ノ二一

谷中弥一郎 外百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一四四号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都足立区江北三ノ四五ノ二

大場清輝 外百名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一四五号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都北区豊島三ノ一二ノ一三

田中 久子 外百名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一四六号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ二ノ六〇ノ三

〇三 菅原静子 外百名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一四七号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 埼玉県春日部市大字備後一、六四

四ノ五 愛沢圭司 外二百三十三名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一四八号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都北区豊島三ノ七ノ一六 清

水たつ子 外百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一四九号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都北区豊島五ノ五ノ五ノ一、

三三三 山田潤一 外百名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一五〇号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都北区豊島五ノ六ノ一〇ノ七

〇四 伊藤寛 外百名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一五一号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都足立区宮城一ノ一ノ一四

ノ四〇一 森兼春枝 外百名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一五二号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都足立区江北一ノ四ノ八 桜

井孝之 外百名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一五三号 平成元年三月二十八日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都北区滝野川三ノ四九ノ一

河合咲夫 外百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一五四号 平成元年三月二十八日受理

腎(じん)臓等の臓器移植の促進に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境南町一ノ一三ノ

三 井口久美子 外二千三百二十

三名

紹介議員 高木健太郎君

現在、高度の医療技術が発達し、様々な臓器の移植が可能となっている。しかしながら、昭和四十三年札幌医大において行われた心臓移植は、国民に医療の密着性について不安と疑惑を与えた。以来、我が国においては、「角膜及び腎(じん)臓の移植に関する法律」によって規定されている角膜・腎臓以外の心臓・肝臓・脾(すい)臓等の臓器移植は、ほとんど行われていない。一方、先進国においては脳死を死と認めている国がほとんどである。そして昭和五十五年以降、新しい免疫抑制剤が臨床臓器移植に導入され始め、移植成績も飛躍

的に向上し、移植症例数も急速に増加している。

これに対し日本では、欧米諸国に比較してはるかに少ない状況である。我が国でも死体腎提供者を増加させる方法を見つけ、また脳死で摘腎できる環境づくりをすべきである。現在、日本では慢性腎疾患のため人工透析を受けている患者は七万人を超え、そのうちの約二十五％の患者が移植を希望しており、年齢からみても一日も早く実行に移すべき時にきている。移植以外に救命の道のない患者にとっては、我が国は腎提供者が余りにも少なく移植が困難な状況であるために、多額の費用を負担して、海外特に米国に渡って臓器移植を受ける人が増加しつつあり、新しい国際間の感情的摩擦が憂慮される状態にある。かかる状態にかんがみ、日本医師会は生命倫理懇談会において検討を重ね、厚生省脳死判定基準を最低条件として、脳死を死として認め、日本移植学会の提案した一定の厳しい条件下において移植の実施を肯定する見解を表明した。このまま推移すれば現行の法律では違法性の疑いのある死の取扱い、あるいは実施されるもの間近と考えられる脳死者からの臓器移植等、医学の進歩による新しい技術の応用が、既存の法律との矛盾と国民の不安を起している。

ついで、脳死及び臓器移植問題が社会的に極めて重要な段階に達した現時点で、我が国においても脳死が診断された場合、人間愛による臓器の提供が行われるよう国民的コンセンサスを早急に得てもらうと同時に、不安なく臓器移植ができるよう、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、十分な国の管理の下で、臓器移植が実施できるような必要な措置を採ること。

第一五五号 平成元年三月二十八日受理
肝臓等の臓器移植の促進に関する請願

請願者 長野県南佐久郡佐久町宿岩一九四
佐藤弘幸 外六千六百六十九名
紹介議員 高木健太郎君

現在、高度の医療技術が発達し、様々な臓器の移植が可能となっている。しかしながら、昭和四十三年札幌医大において行われた心臓移植は、国民に医療の密着性について不安と疑惑を与えた。以来、我が国においては、「角膜及び腎（じん）臓の移植に関する法律」によって規定されている角膜・腎臓以外の心臓・肝臓・脾（すい）臓等の臓器移植は、ほとんど行われていない。一方、先進国においては脳死を死と認めている国がほとんどである。そして昭和五十五年以降、新しい免疫抑制剤が臨床臓器移植に導入され始め、移植成績も飛躍的に向上し、移植症例数も急速に増加している。

我が国では、先天性胆道閉鎖症やその他の末期肝疾患の患者のうち、毎年約五、六千人が肝臓移植によって救命できる可能性があると推定されている。しかし、国内においては移植が困難な状況であるために、多額の費用を負担して、海外特に米国に渡って臓器移植を受ける人が増加しつつあり、新しい国際間の感情的摩擦が憂慮される状態にある。かかる状態にかんがみ、日本医師会は生命倫理懇談会において検討を重ね、厚生省脳死判定基準を最低条件として、脳死を死として認め、日本移植学会の提案した一定の厳しい条件下において移植の実施を肯定する見解を表明した。このまま推移すれば現行の法律では違法性の疑いのある死の取扱い、あるいは実施されるもの間近と考えられる脳死者からの臓器移植等、医学の進歩による新しい技術の応用が、既存の法律との矛盾と国民の不安を起している。ついで、脳死及び臓器移植問題が社会的に極めて重要な段階に達した現時点において、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、十分な国の管理の下で、臓器移植が実施できるような必要な措置を採ること。

第一五九号 平成元年三月三十日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都江東区東陽五ノ二六ノ一二
清水清一 外二千五百五十八名

紹介議員 藤井 恒男君

人工透析療法によって延命する腎（じん）不全患者は八万人を超え、引き続き年間七千人ずつ増え続けて、透析患者十万人時代は目前に迫ろうとしている。このまま放置するならば各地の透析施設はいずれも満床状態になり、新しく透析を必要とする患者が出て治療することができなくなるのではないかと不安が、医師や患者の間に高まっている。長期に透析を続けている患者の合併症や高齢透析患者の増加も深刻である。腎臓移植も、提供者の不足から思うように普及せず、仲介者に高額な費用を支払って海外で非血縁者の提供による生体腎移植を受ける患者まで現れてきた。こうした深刻な状況の下で、腎臓病の発症予防、腎不全への悪化防止、血液浄化法の二層の普及と研究、移植の普及、患者の社会復帰対策など、腎疾患分野における関係者の有機的連携に基づく総合的対策の確立はいよいよ急務となっている。ついで、我が国がこうした要請にこたえ、腎疾患分野における保健・福祉を総合化した腎疾患総合対策を早急に確立するため、次の事項について実現を図られたい。

一、国立佐倉病院を、腎臓病の発症予防・悪化防止、血液浄化法、腎移植などの治療と研究、さらには情報収集などの機能を有する腎臓病総合センターとして整備し、各地方腎移植センターも同様に腎センターの機能を持たせ全国ネットワークづくりを進めるよう努めること。

二、死体腎移植の一層の推進を図るため、腎移植センター網を拡大強化するとともに、腎バンクシステムの全国的普及、腎提供登録者拡大のための広報活動の強化、腎移植協力病院・移植手術実施病院の整備に努めること。

三、透析需要の引き続く増大と腎不全患者の高齢化、重症化に備え、国公立医療機関における受入体制の整備、拡充を図るとともに、へき地、離島対策に努めること。

技術、新薬の早期利用のための条件整備に努めること。

五、腎機能障害者の働く場の確保と就労しやすい条件づくりなど、雇用対策の強化に努めること。

第一六〇号 平成元年三月三十日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島県府中市府川町四〇〇ノ五
東恵子 外二千二百七十五名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一六一号 平成元年三月三十日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 神戸市東灘区本庄町二ノ一ノ一
〇ハヤミヤンシヨーン 〇三 岸本 久雄 外三千七百七十五名
紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一六二号 平成元年三月三十日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 熊本県飽託郡天明町海路三、〇
〇一ノ一 柴垣清美 外七千三百三十九名
紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一六三号 平成元年三月三十日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢三七 鷲谷隆則 外千八百六十三名
紹介議員 出口 廣光君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一六四号 平成元年三月三十日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀八ノ一三ノ一
四 宇都宮美知子 外二千三十名
紹介議員 宮崎 秀樹君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一六五号 平成元年三月三十日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 愛媛県宇和島市柳形町三ノ五ノ九
西川 武男 外千五百十四名
紹介議員 仲川 幸男君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一六六号 平成元年三月三十日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 滋賀県大津市音羽台八ノ一ノ二〇
一 松本とも子 外千三百四十四名
紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一六七号 平成元年三月三十日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 宮城県本吉郡本吉町洞沢一三ノ一
二 岩槻かよ子 外二千八百五十五名
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一六八号 平成元年三月三十日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 山梨県富士吉田市上吉田三、八八
三 渡辺久雄 外九名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一六九号 平成元年三月三十日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 佐賀市本庄町本庄九四九 柴田克典
外千七百五十四名

紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一七〇号 平成元年三月三十日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
(二通)
請願者 大阪府港区波除三ノ三ノ六 小笠
原ハルカ 外四千四百十八名
紹介議員 西川 潔君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一七二号 平成元年三月三十日受理
年金制度の改正反対に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一
紹介議員 八百板 正君
政府は、年金財政運用の安定を図ることを目的に、厚生年金の支給開始年齢の六十五歳への段階的繰延べと、保険料を引き上げるとする制度改正を行おうとしている。しかしながら、我が国では六十歳定年制すら定着したとは言いがたく、まして六十歳定年制が将来的にも全く保障されていない状況下においての制度改正は、国民の老後生活に重大な影響を及ぼすものと憂慮される。また、公的年金全体の財政ひっ迫を理由とする保険料の段階的引上げは、国民に過大な負担を強いるものである。ついでには、年金の支給開始年齢の六十五歳への繰延べは行わないとともに、年金財政の安定に当たっては安易に国民に負担を転嫁することなく、将来の高齢化社会に備える年金財政の安定化を図らねばならない。

第一七三号 平成元年三月三十日受理
寝たきり老人等に対する介護手当制度創設に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一
紹介議員 八百板 正君
本格的な高齢化社会の到来を目前にして、多くの国民は老後生活に大きな不安を抱えている。特に、寝たきり、痴呆(ほう)等になった場合の介護問題は

は国民共通の不安である。現在、六十五歳以上の寝たきり老人、痴呆性老人はそれぞれ六十万人を数え、このうち家族介護者は寝たきり老人に限ってても約二十二万人と言われている。家族介護者の経済的、肉体的、精神的負担は大きく、今後ますます大きな課題になる。また、これらの老人が入所できる施設は少なく、関係者は様々な犠牲を強いられつつ、在宅介護を余儀なくされている。ついでには、在宅介護福祉の向上、充実のため、介護手当制度を早急に創設されたい。

第一七四号 平成元年三月三十一日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 広島県賀茂郡大和町和木 中本政人
外二千三百七十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一七六号 平成元年三月三十一日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 石川県河北郡内灘町字室ノ四一
北美紀子 外千六百四十四名
紹介議員 岩井 哲男君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一七七号 平成元年三月三十一日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 福井市大町清水畑二一六 斎藤和子
外千二百六十名
紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一七八号 平成元年三月三十一日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 山口県岩国市車町三ノ一五ノ一三
隅信義 外千名
紹介議員 二木 秀夫君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一七九号 平成元年三月三十一日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 三重県四日市市久保田二ノ一四ノ二
二二 原ゆり子 外三千七百六十名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一八〇号 平成元年三月三十一日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 群馬県前橋市下川町三二ノ六
佐々木健 外八百四十一名
紹介議員 最上 進君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一八一号 平成元年三月三十一日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 北海道北見市美山町一ノ一四七
佐藤ヒサ子 外六百三十名
紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一八二号 平成元年三月三十一日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 福井市松本四ノ一ノ一〇 大田保彦
外千二百六十名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一八三号 平成元年三月三十一日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都東大和市桜丘三ノ四四ノ三
一 北村澄子 外二千五百五十名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一八四号 平成元年四月一日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 山口県萩市越ヶ浜一区 末武和江

外千名

紹介議員 二木 秀夫君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一八五号 平成元年四月一日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県高松市鬼無町五ノ一 齊藤達男 外千二十一名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一八七号 平成元年四月三日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 千葉県市川市市川二ノ一〇ノ一五 佐藤さち子 外千四百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一八九号 平成元年四月三日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 北海道根室市光洋町三ノ四三 小田嶋弘一 外二千名

紹介議員 村馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一九一号 平成元年四月三日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町吉野二、四七八ノ二八 高尾育美 外千二十名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一九二号 平成元年四月三日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福岡市西区石丸三ノ二二ノ一 藤田義昭 外千六百八十九名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一九四号 平成元年四月三日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 石川県金沢市泉が丘一ノ四ノ五 武部友勝 外千七百九十九名

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一九五号 平成元年四月三日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 沖縄県那覇市真嘉比一二五 川前和代 外千四百五十五名

紹介議員 大浜 方栄君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一九八号 平成元年四月四日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府東住吉区駒川一ノ八ノ二 一 桶本きよ子 外四千七十七名

紹介議員 沓脱タケコ君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一九九号 平成元年四月四日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 静岡県田方郡菰山町四日町二八三ノ四 岩本健治 外七百九十七名

紹介議員 志苦 裕君

今日、ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所産業は、公共交通機関あるいは運輸者育成機関として国民生活の上で重要な役割を果たしている。しかし、そこで働く者の労働条件は、労働時間、賃金、一時金、退職金、企業内福利厚生など、どれをとっても社会的水準に達していない。さらに近年、過当競争が激化する中で、労働条件の改善が進められ、賃金抑制と刺激的賃金体系の導入、ノルマの強制、過重労働の強要、不安定雇用の拡大、労働基本権の侵害が増加している。このため、一部地域においては好不況を問わず労働力が不足

する状況さえ生じている。こうした事態は、安全輸送の確保ということからも看過することはできない。とりわけ他産業に比較して著しく長い労働時間の短縮は、早期に解決されなければならない課題である。公共交通としての使命である安全輸送を遂行していくためには、交通労働者にふさわしい労働条件の確立、権利の向上が何よりも重要である。ついては、ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所産業の労働環境を改善し、安全輸送を確立するため、次の事項について実現を図られたい。

一、ハイヤー・タクシー事業者に対して、労働基準法など労働法規、並びに自動車運転者の労働時間等の改善基準を定めとする告示や通達の遵守を徹底させるとともに、監督・指導を強化すること。

二、改正労働基準法の施行に伴う交通運輸産業や中小事業所に対する労働時間等の適用猶予措置の期間中であつても、改正水準の早期達成を強力に指導すること。

三、労働時間短縮に際しては、賃金・労働条件の低下を生じないよう指導すること。

四、リース、オール歩合など刺激的な賃金支払をやめさせ、基本給中心の賃金体系に改善させること。

五、アルバイト、パート、臨時、嘱託、期間雇用などの雇用形態を解消させるとともに、不安定雇用の排除のための立法化を講ずること。

六、自動車運転者の労働時間等の改善基準の内容客について検討を継続し、水準の引上げを図るとともに、規制を事実上あらしめるために法制化を含めた規制の在り方について検討を行うこと。

二〇 高久信行 外四千二百八名

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二〇二号 平成元年四月四日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 栃木市川原町五三三ノ二 矢部君江 外二千六百四十名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二〇三号 平成元年四月四日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区西一之江三ノ三七ノ三 藤巻登志子 外二千五十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二〇六号 平成元年四月五日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡水口町中畑八六〇 小崎君雄 外千三百五十六名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二一〇号 平成元年四月五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 埼玉県所沢市けやき台二ノ二五ノ三 三三増修 外千十名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二一七号 平成元年四月五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 千葉県木更津市大久保五ノ一五ノ二〇 岩瀬雄二郎 外七百八十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二一九号 平成元年四月五日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 石川県金沢市四十万町北力三〇

加原一 外千五百九十六名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二二二号 平成元年四月五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 新潟県柏崎市大字藤井一、二〇九

ノ二 佐藤正幸 外八百二十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二二三号 平成元年四月五日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 岩手県和賀郡江釣子村滑田一五ノ

二三四 八重樫市雄 外二千三百

一名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二二八号 平成元年四月六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 静岡県伊東市宇佐美二二一 木部

弘子 外百九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二二九号 平成元年四月六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 横浜市区藤棚町一ノ六一 宮川

徹 外千七百七十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二三四号 平成元年四月六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 静岡県熱海市和田町一ノ二二

佐藤イコ 外五百七十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二三六号 平成元年四月六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山梨県甲府市宝二ノ二六ノ一〇

深沢幸光 外千五百八十六名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二三七号 平成元年四月六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都大田区蒲田本町二ノ八ノ一

〇 細沼五月 外六百七十五名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二三九号 平成元年四月六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

(五通) 請願者 三重県松阪市中央町三五二ノ一

辻本一美 外四千七百九十五名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二四一号 平成元年四月六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府吹田市片山町一ノ二七ノ六

松崎英雄 外六百十名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二四三号 平成元年四月六日受理

保育所制度の充実に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

津田達司 外四千九百九十六名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二四四号 平成元年四月六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 京都市伏見区向島西堤町五九ノ二

六 大川勇夫 外二千三百六十一

名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二四八号 平成元年四月六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 石川県金沢市弥生二、八二四 小

西宏 外百五名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二五一号 平成元年四月七日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 長崎県壱岐郡浦町新田触 長

峰直光 外千六百七十名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二五三号 平成元年四月七日受理

国立腎(じん)センター設立に関する請願

請願者 大阪府枚方市杉山手一ノ二一ノ二

七 島村已代

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二五六号 平成元年四月七日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長野県南安曇郡豊科町高家一、一三

七ノ一八八 北沢充 外百七十八名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二六〇号 平成元年四月十日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市領家三ノ一二ノ一二

富野修作 外三十九名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二六一号 平成元年四月十日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市下吉田四三六

菅沼俊郎 外二百七十五名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二六二号 平成元年四月十日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷三ノ七ノ九

三増修 外五百七十三名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二六四号 平成元年四月十日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長野県松本市寿台八ノ六ノ二六

萩原光幸 外二百三名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二六五号 平成元年四月十一日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 札幌市西区曙十二条一丁目 山内

政男 外九百六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二六八号 平成元年四月十一日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 秋田県鹿角市花輪字平元向平二〇

ノ二 鬼沢将一 外千九十一名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二七一号 平成元年四月十一日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
請願者 東京都保谷市ひばりが丘三ノ三ノ
八三ノ四〇五 南里武人 外四千
百九十五名

紹介議員 刈田 貞子君
政府は、年金審議会の答申を受けて、第百十四回
国会で年金改革を進めようとしている。その主な
内容は、厚生年金の支給開始年齢の六十五歳引上
げを始め保険料の引上げ、被用者年金制度間の財
政調整及び新地域年金（国民年金基金）の創設等
である。この中で特に厚生年金の支給開始年齢の
六十五歳への引上げは、企業などの定年延長が
遅々として進まず、六十歳定年制がいまだ六割程
度しか定着していない中で、実施されれば定年か
ら年金支給までに大きな空白期間ができるため、
国民の老後生活に不安と大きな影響を与えと言
わざるを得ない。さらに、この四月からの消費税
法施行で年金生活者等にも新たな負担を求めたば
かりであり、また公務員等の共済年金との比較で
新たな年金の官民格差が生じるおそれもある。つ
いては、厚生年金の六十歳支給を堅持しつつ、六
十五歳までの定年延長など雇用環境の整備を強力
に図り、経済大国にふさわしい「国民が安心して
暮らせる年金制度」を早急に実現されたい。

第二七二号 平成元年四月十一日受理
国立腎（じん）センター設立に関する請願
請願者 大阪府枚方市宮之阪一ノ一二ノ九
脇坂千鶴子

紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二七三号 平成元年四月十一日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 静岡県伊東市玖須美元和田七ノ
七

六ノ一四〇 吉岡邦光 外二百七
十一名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二七八号 平成元年四月十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 長野県松本市和田二、七九八ノ一
熊谷穂 外百七十一名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二七九号 平成元年四月十二日受理
国立腎（じん）センター設立に関する請願
請願者 大阪府枚方市池の宮二ノ一ノ一
二〇一 樋口留美

紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二八〇号 平成元年四月十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 熊本市市山二ノ一三ノ一〇三 瀬
尾栄保 外二百七十二名

紹介議員 田淵 勲二君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二八三号 平成元年四月十三日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願
（二通）
請願者 埼玉県八潮市伊草三三七 豊田タ
ケ 外三千八百九十一名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二八四号 平成元年四月十三日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 長野県松本市寿台七ノ一〇ノ二
鈴木英男 外九十一名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二八五号 平成元年四月十四日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 茨城県鹿嶋市旭村勝下二四五 高
橋ミヨ 外九百九十五名

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二九〇号 平成元年四月十四日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 島根県益田市高津町一ノ一、三八
八ノ一 山地忍 外七千七百八十
四名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二九一号 平成元年四月十四日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 宮城県塩竈市字伊保石三三九ノ二
渡辺好男 外五百九十名

紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二九二号 平成元年四月十四日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 宮城県多賀城市町前三ノ三ノ一二
堀江啓子 外八千四百九十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二九五号 平成元年四月十四日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 栃木県小山市城東三ノ二〇ノ一四
熊谷洋子 外五千四百九十二名

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二九六号 平成元年四月十四日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 茨城県鹿嶋市旭村勝下二四五 高
橋ミヨ 外九百九十五名

紹介議員 曾根田都夫君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三〇〇号 平成元年四月十四日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 北海道空知郡南幌町南一五線西九

腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願
（二通）
請願者 茨城県那珂郡瓜連町静三七七 高
梨和広 外三千九百十五名

紹介議員 曾根田都夫君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第三〇一号 平成元年四月十四日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 静岡県富士市比奈一、二九〇ノ六
鈴木はつる 外六千七百七十三名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三〇二号 平成元年四月十五日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡甲西町岩根 坂口和
江 外二千二百七十名

紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三〇五号 平成元年四月十五日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 東京都世田谷区松上水一ノ一ノ八
ノ四〇六 大塚一樹 外一万二千
百七十八名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三〇七号 平成元年四月十五日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 和歌山県日高郡南都村 澤繁雄
外一万二千二百五十九名

紹介議員 宮崎 秀樹君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三〇八号 平成元年四月十五日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 北海道空知郡南幌町南一五線西九

紹介議員 山田良明 外七百七名
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三〇九号 平成元年四月十七日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 北海道小樽市色内二ノ八ノ四 津
田嘉郎 外六百三十名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三一〇号 平成元年四月十七日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 徳島市名東町一ノ八ノ一八 武
田幸代 外二千百名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三一二号 平成元年四月十七日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
(二通)
請願者 東京都江東区佐賀一ノ一三ノ一
新屋敷ツネコ 外四千九百八十八名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第三一三号 平成元年四月十七日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
(一通)
請願者 千葉県四街道市大日三三二ノ四
平野義実 外二万二千二百九十八
名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三一五号 平成元年四月十七日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
(二通)
請願者 東京都保谷市中町五ノ一二ノ一五

紹介議員 首藤多美子 外三十九名
この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第三一七号 平成元年四月十七日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
(二通)
請願者 石川県羽咋郡富来町風戸ノ八二
谷内正也 外一万九千八百六十六
名
紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三一九号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 富山市上富居九ノ八 長澤幸雄
外二百名
紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三二〇号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 富山県中新川郡立山町五百石二七
荒城正人 外二百名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三二一号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 富山県津市釈迦堂四四二 寺崎
義弘 外二百名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三二二号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 富山県下新川郡入善町芦崎五三八
岡嶋勝 外二百名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三二三号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 群馬県前橋市三俣町二ノ三二ノ五
池田武士 外二百名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三二四号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 群馬県桐生市広沢町二ノ三、二八
五 宇田川道子 外四百三十二名
紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三二五号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 北海道夕張郡由仁町新光三五 甲
斐一成 外二百名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三二六号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 北海道標津郡標津町緑町 村上修
外二百名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三二七号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 北海道紋別郡上湧別町字中湧別南
町 石原英聡 外二百名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三二八号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 北海道紋別郡上湧別町字中湧別三
四〇ノ一 佐藤幹子 外二百名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三二九号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 北海道沙流郡門別町字富川町七〇
六ノ六 白鳥貴久雄 外二百名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三三〇号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 北海道沙流郡門別町字富川町七〇
六 佃豊雄 外二百名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三三一号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 長崎市滑石三ノ三五ノ二〇 宮村
廣美 外二百名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三三二号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願
請願者 長崎市滑石三ノ三五ノ二〇 宮村
廣美 外二百名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三三二号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改善反対、改善に関する請願
請願者 長崎市旭町九ノ一八 藤田光 外二百名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三三三号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改善反対、改善に関する請願
請願者 長崎県諫早市馬渡町八ノ一二 井村傳治 外二百名
紹介議員 吉井 英勝君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三三四号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改善反対、改善に関する請願
請願者 長崎市古道町一〇ノ八〇 宮崎香代子 外二百名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三三五号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改善反対、改善に関する請願
請願者 長崎県諫早市小川町一、六八九ノ一七 小川謙 外二百名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三三六号 平成元年四月十七日受理
年金・健康保険制度の改善反対、改善に関する請願
請願者 長崎県諫早市鷺崎町五二八 川添盛助 外八千三十一名
紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三三七号 平成元年四月十七日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都北区赤羽二ノ四二一〇ノ二〇一 古川達義 外四十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三三七七号 平成元年四月十八日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
請願者 東京都保谷市中町一ノ九ノ一一 西村俊郎 外五十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第三三八号 平成元年四月十八日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 長野市上野一ノ一、五四七ノ六 古畑英明 外百二十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三三九号 平成元年四月十八日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都福生市加美平四ノ一ノ二二ノ四〇七 末木清 外千五十名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三八〇号 平成元年四月十八日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 北海道沙流郡門別町字豊郷 新井ナオ 外七百七名
紹介議員 北 修二君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

請願者 札幌市東区伏古七条五ノ二ノ一六 佐藤裕子 外四百八十二名
紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三八二号 平成元年四月十八日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 北海道小樽市オタモイ一ノ一五ノ二三 盛山レイ 外六百三十名
紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三八三号 平成元年四月十八日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 三重県亀山市和田町一、二一七ノ一一 宮地穂 外千八百九十四名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三八四号 平成元年四月十八日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 滋賀県大津市中央二ノ四ノ二八錦ビル三〇五 柳田貞男 外千五百二十四名
紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三八五号 平成元年四月十八日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 秋田市大住二ノ七ノ三二 新岡チエ 外七百七十二名
紹介議員 出口 廣光君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。
第三九〇号 平成元年四月十八日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 埼玉県川越市宮元町六八ノ九上 田忠 外四十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第三九一号 平成元年四月十九日受理
年金制度の改善反対、抜本改革の実現に関する請願
請願者 大阪市阿倍野区西田辺町一ノ一九ノ九 中川勉 外百四十四名
紹介議員 猪熊 重二君
政府は、今国会で勤労者の定年制や厳しい雇用実態を無視して、厚生年金の支給開始年齢の六十五歳への繰延べ、保険料の大幅な引上げを主な内容とした「国民年金・厚生年金制度改正」を強行しようとしている。政府の年金改悪案は、国民の期待する年金制度改革に逆行したものである。また、高齢化社会に備えるためとして消費税導入を主張し、その導入が決まるや否や、年金改悪を強行して、老後生活の不安を増大させ、勤労国民に大きな負担と犠牲を押し付けようとしている。このような政府の姿勢を断じて認めることはできない。ついでには、社会保障制度の充実、豊かさゆとりある国民生活の確立のため、政府の年金改悪に反対し、老後生活の大きな柱である公的年金制度の抜本改革を実現するよう、次の事項について実現を図らねばならない。

一、厚生年金の支給開始年齢六十五歳（第三種被保険者六十歳）への繰延べを行わないこと。
二、勤労国民にとって多大な負担増となる保険料の大幅な引上げを行わないこと。
三、鉄道共済年金の救済問題は、国と国鉄清算事業団の負担を基本に、現役組合員の過度な負担に配慮したJR各社の自助努力で対処し、厚生年金からの財政負担は行わないこと。

四、厚生年金への国庫負担繰延べを取りやめるとともに、基礎年金の国庫負担割合を増やし、基礎年金水準の引上げを通じて老齢年金全体の改善を図るなど、年金制度の抜本改革を行い、老後生活が安定するようにすること。

第三九六号 平成元年四月十九日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目

伊藤たてお 外千二百四十名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三九七号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市山手町四ノ三三ノ一

一 松本逸子 外九百九十九名

紹介議員 久保田真樹君

政府は、国民の多くが反対した消費税の施行成立に引き続き、平成元年度予算で、国民に重い負担を押し付ける福祉への補助金削減の恒久化、年金や健保・国保など医療保険制度の改悪を企図している。なかでも年金制度について、支給開始年齢の六十五歳への繰延べ、大幅な保険料値上げなどを骨子とした「年金制度改正」を強行しようとしている。ちなみに、働く者の七割を超える雇用労働者の六十歳定年は全体の六十％であり、残り四十％の労働者にとつては六十歳定年さえない現実である。年金制度改悪は、老後の生活設計の基本に大きな影響を与えるものである。また、大幅な保険料値上げは労働者に新たな負担増を強いるものである。ついで、労働者、国民の生活を守るために、年金制度改悪を行わないよう、次の事項について実現を図らねばならない。

一、厚生年金、共済年金などの老齢年金の支給開始年齢を六十五歳に繰り延べる案を撤回すると同時に、国民年金も含めて支給開始年齢を六十歳とすること。

二、実質賃下げとなる保険料の大幅値上げを行わないこと。

三、国鉄共済年金の赤字救済は、飽くまで年金制度全体の財政安定を図りつつ、JR労働者の過度な負担を配慮し、国と清算事業団、JR各社の責任において処理すること。

第三九九号 平成元年四月十九日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長野県松本市大字筑摩三、三五〇

ノ一 平林行弘 外九十名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四〇〇号 平成元年四月十九日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 埼玉県草加市井天町三二〇ノ六二

高林行雄 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四〇一号 平成元年四月十九日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 札幌市白石区北郷七条九ノ五ノ二

三 早川敏子 外五十名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第四〇二号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪市東淀川区菅原二ノ一一ノ二

二 田平耕治 外四百四十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇三号 平成元年四月十九日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 山形県長井市高野町一ノ一ノ三〇

佐藤忠治 外七百十九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四〇四号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡甲南町希望ヶ丘四ノ二九ノ一〇 徳田覚 外千八十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇六号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府岸和田市稲葉町八九四 南

正雄 外二百五十六名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇七号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 大阪府生野区中川二ノ一〇ノ五ノ四〇三 池永勝行 外三百六十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇八号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府北区長柄西一ノ三三ノ一二

豊国政 外百五十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一〇号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府枚方市養父丘一ノ五ノ一〇

松井治子 外千九百二十六名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一一号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(三通)

請願者 大阪府住之江区新北島三ノ九ノ四

ノ一〇五 中居泰文 外四千六十六名

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一二号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 兵庫県尼崎市大庄西町三ノ一七ノ二 福岡純子 外二千三百三十二名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一三号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府和泉市大野町二〇四ノ一

河内政往 外千七百九十八名

紹介議員 小西 博行君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一四号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(三通)

請願者 大阪府八尾市太田二ノ二四八 田

淵京子 外四千四百二十七名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一五号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 兵庫県西宮市甲子園町二三ノ二六

田尻雅子 外二千一百一十一名

紹介議員 関 嘉彦君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一六号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 大阪市港区三先一ノ一四ノ一七

紹介議員 畑富雄 外千四百十五名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一七号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 大阪市淀川区西中島二ノ四ノ一八

竹中康 外四千三百六十三名

紹介議員 坂山 映子君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一八号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 大阪市東住吉区鷹合一ノ七ノ二九

北山敏彦 外五千三百七十七名

紹介議員 橋本孝一郎君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一九号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 三重県名張市安部田八七九 中尾

寛 外二千七十九名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四二〇号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府枚方市藤阪西町四ノ七ノ四

〇二 清水日出男 外三千二百七十一名

紹介議員 柳澤 鎌造君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四二二号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府岸和田市宮本町二〇ノ二一

根来進 外千八百六十名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四二二号 平成元年四月十九日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 北海道伊達市西浜町九二 大内寿

幸 外二百六十六名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第四二四号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 京都府亀岡市篠町広田出業九ノ三

五 岩城悦子 外二千名

紹介議員 堀出 啓典君

この請願の趣旨は、第三九一七号と同じである。

第四二五号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪市東淀川区相川二ノ二四ノ三

山田元信 外二百三十七名

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四二六号 平成元年四月十九日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 熊本県水俣市白浜町一〇ノ四 岩

崎広利 外二百四十名

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第四二九号 平成元年四月十九日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 奈良市あやめ池南五ノ七ノ九 土

田スミ子 外六千六百八十八名

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第四三二号 平成元年四月十九日受理

国立腎(じん)センター設立に関する請願

請願者 仙台市太白区大谷地一ノ六 須田

はるみ

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四三五号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府枚方市出口三ノ一一ノ二

板谷博司 外四百六十五名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四三六号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上原町一ノ一ノ三〇

三 谷口哲郎 外九百九十一名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四三七号 平成元年四月十九日受理

年金制度改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 滋賀県大津市大江二ノ六ノ一一

内田義幸 外二百八十四名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第三九一七号と同じである。

第四三九号 平成元年四月二十日受理

年金制度改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町南加茂台三ノ

八ノ七 西田明夫 外百二十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三九一七号と同じである。

第四四〇号 平成元年四月二十日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市天王寺屋四ノ九〇

西川岩夫 外九百七十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四四四号 平成元年四月二十日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市菊丘町三ノ二五

西澤華 外九百八十八名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四四五号 平成元年四月二十日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府池田市緑ヶ丘二ノ四ノ二二

ノ四〇四 西田正子 外八百七十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四四六号 平成元年四月二十日受理

中国帰国者に対する年金制度拡充措置に関する請願

請願者 長野県飯田市大瀬木一、二六二ノ

一〇 内田篤

紹介議員 村沢 牧君

中国からの永住帰国者については、国において順

次その受入れ措置が講ぜられている。しかるに、

中国帰国者は、言語の習得、生活習慣、職場環境へ

の適応、老後の生活不安等多くの問題を抱えている。

こうした中で、老後の最大の不安は生活保障

であり、各種年金に加入しても、年金が支給され

ない中高年者が生じるなど、その制度拡充が求め

られている。ついては、中国帰国者の老後の生活

不安を解消するため、年金制度拡充措置を講ぜら

れたい。

第四四八号 平成元年四月二十日受理

輸入食品の安全性確保対策の推進に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六

四〇 森田恒雄
紹介議員 村沢 牧君

我が国は、世界有数の食糧輸入国であり、近年、食生活の多様化、諸外国からの市場開放要求等により、輸入食品は、その種類・量ともにますます増加する傾向にある。しかしながら、輸入食品については、残留農薬や放射能汚染等の問題が生じており、国民の健康への影響など安全性の確保が憂慮されているところである。このような状況の中で、輸入食品の残留農薬の規制基準の見直し及び検査体制の一層の強化が緊急の課題となっている。ついで、国民の健康を守るため、輸入食品の安全性確保対策を強力に推進されたい。

第四五〇号 平成元年四月二十日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市庄内幸町五ノ一ノ一

六 藤原千秋 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四五二号 平成元年四月二十日受理

年金制度改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 京都市上京区裏門出水上ル白銀町

二四六ノ二八 三橋新一 外三百五十名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第四五三号 平成元年四月二十日受理

年金制度改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 大阪市東住吉区南田辺五ノ七ノ二

一 森田勝 外百十四名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第四五四号 平成元年四月二十日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 和歌山市福島三〇六ノ一 近西孝

外二百三十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四五六号 平成元年四月二十日受理

国立腎(じん)センター設立に関する請願

請願者 宮城県黒川郡富谷町あけの平二ノ

八ノ一四 仲村悦義

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第四五八号 平成元年四月二十日受理

中国帰国者に対する年金制度拡充措置に関する請願

請願者 長野県上田市上田一、一四〇 小

林信一

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四四六号と同じである。

第四六〇号 平成元年四月二十日受理

輸入食品の安全性確保対策の推進に関する請願

請願者 長野県上田市上田一、一四〇 小

林信一

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第四六三号 平成元年四月二十日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 札幌市東区北二十七条東一八丁目

伊藤雄一 外五十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第四六四号 平成元年四月二十日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都品川区西大井五ノ二〇ノ一

〇 高野敬治 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四六五号 平成元年四月二十日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都八王子市中野上町四ノ三〇

ノ五 榎本昭男 外六百六十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四六六号 平成元年四月二十日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府柏原市法善寺一ノ一ノ一

三 浅野喜則 外八百二十名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四六八号 平成元年四月二十日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘一ノ一四ノ

一 堀谷陽一 外三百四十六名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四六九号 平成元年四月二十一日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 埼玉県大宮市日進町二ノ一、四二

〇ノ四 永井昭 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四七〇号 平成元年四月二十一日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 北海道江別市元江別本町一六 月

宮喜男 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第四七二号 平成元年四月二十一日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府浪速区浪速東三ノ二ノ一四

ノ三〇八 野口喜久雄 外千二百六十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四七三号 平成元年四月二十一日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 福岡県山門郡山川町原町四五九ノ

二 東原民男 外四千七百七十四

名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第四七六号 平成元年四月二十一日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府守口市浜町二ノ五五ノ二

坂東敏 外四百六十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四七九号 平成元年四月二十一日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府南河内郡千早赤阪村大字小

吹六八ノ二三一 梶田英夫 外千

七十名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四八一号 平成元年四月二十一日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 大阪府高槻市川西町一ノ一六ノ二

二 吉崎キヌヨ 外五千六百九十

七名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第四八二号 平成元年四月二十一日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪市東住吉区矢田五ノ七ノ五ノ
二一〇 吉岡千恵子 外八百十九
名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四八三号 平成元年四月二十一日受理
年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨野開町一四 名
越道弘 外百九十三名

紹介議員 飯田 忠雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第四八五号 平成元年四月二十一日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願

請願者 東京都保谷市中町一ノ一ノ二八
佐野美重子 外三十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第四八六号 平成元年四月二十一日受理
年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 大阪府堺市東三国ヶ丘町二ノ一ノ
二九ノ三〇七 大門茂 外十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第四八九号 平成元年四月二十一日受理
中国帰国者に対する年金制度拡充措置に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪
九、四一七 清水重幸

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第四四六号と同じである。

第四九〇号 平成元年四月二十一日受理
輸入食品の安全性確保対策の推進に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪
九、四一七 清水重幸

紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第四九一号 平成元年四月二十一日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町三山九六一
近藤リツ子 外千九百四十七名

紹介議員 石井 道子君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第四九三三号 平成元年四月二十一日受理
年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 大阪市東成区中本四ノ五ノ二六
上辺修一 外四百九十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第四九四号 平成元年四月二十一日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市栄町二ノ四ノ二五
山坂圭実 外百十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四九五号 平成元年四月二十一日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市寿町二ノ三ノ一九
工益美 外三百四十七名

紹介議員 片上 公人君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田二ノ一
九ノ四 田中安洋 外千六十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四九八号 平成元年四月二十一日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長野県松本市島内五、八八六ノ一
守屋八彦 外九十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四九九号 平成元年四月二十一日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府泉佐野市新安松三ノ四ノ二
ノ二二五 田端重吉 外百十三名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五〇五号 平成元年四月二十四日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 兵庫県姫路市飾磨区構四ノ一、二
三ノ四〇 中村成男 外三百四十九名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五〇六号 平成元年四月二十四日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 北海道登別市若草町三ノ二四ノ七
久慈嵩 外七百六名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第五〇七号 平成元年四月二十四日受理
年金制度改悪反対に関する請願

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五〇八号 平成元年四月二十四日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 埼玉県大宮市東大成町一ノ六三
高村一夫 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第五〇九号 平成元年四月二十四日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 札幌市北区新琴似一条八ノ二二ノ
二二 飯塚崇 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第五一〇号 平成元年四月二十四日受理
育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 新潟市東山四ノ二二ノ一一 佐藤
秀夫 外四十五名

紹介議員 粕谷 照美君
働く女性は年々増え続けている。既に、女性の労働人口の過半数が職業に就き、生涯にわたって職業を持つ女性が増えており、更に増加する傾向にある。このため、労働団体を始め婦人団体、多くの女性労働者は、男女雇用機会均等法の審議の段階から、職業と家庭生活を両立させるために、雇用を継続したまま、一定期間育児のために休業できる法律の制定を強く求めてきたが、男女雇用機会均等法第二八条において、事業主が育児休業制度を導入するよう努力することを規定するにとどまった。しかし、育児休業制度の導入は、この十五年間にわずか十四・六%、零歳児の保育施設は極めて少なく、職業と育児の両立が困難なため、退職せざるを得ないという環境は変わっていない。このため、妊娠した女性労働者の三十%が出産、育児を理由に退職しており、仕事と育児を両立させるための施策の推進は、男女雇用機会均等法を

定着させるために緊急を要する課題となつてい
る。先進工業国では、既に、千九百七十年代より青
児休業の法制化が進み、家族的責任を持つ男女労
働者に対する施策の柱として、定着している。つ
いては、女性の働く権利を保障し、労働者家族の
福祉を増進するために、社会・公明・民社などから
共同提案された育児休業法案の早期成立を図られ
たい。

第五一五号 平成元年四月二十四日受理
年金制度改悪反対に関する請願
請願者 兵庫東宮市今津曙町一三〇二二
青山正太郎 外二百八名

紹介議員 田淵 勲二君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五一八号 平成元年四月二十五日受理
年金制度改悪反対に関する請願
請願者 大阪市東淀川区菅原三ノ四〇二〇
中嶋広洋 外百六十名

紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五二〇号 平成元年四月二十五日受理
年金制度改悪反対に関する請願
請願者 奈良県大和郡市野口六九五 森
克美 外七百九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五二二号 平成元年四月二十五日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 北海道稚内市秋見一ノ一〇ノ三
藤原一夫 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第五二三号 平成元年四月二十五日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都北区上中里一ノ二六ノ七
橋本彰 外四十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第五二五号 平成元年四月二十五日受理
年金制度改悪反対に関する請願
請願者 京都市南区吉祥院石原南町二一ノ
五 和田正夫 外四百四十九名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五二七号 平成元年四月二十五日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
(二通)
請願者 東京都保谷市中町一ノ九ノ三 清
水みさほ 外五十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第五二八号 平成元年四月二十五日受理
年金制度改悪反対、抜本改革の実現に関する請願
請願者 奈良市秋篠町六二五ノ五 塘雅行
外九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第三九一七号と同じである。

第五三一号 平成元年四月二十五日受理
輸入食品の安全性確保対策の推進に関する請願
請願者 長野県須坂市大字仁礼二、七三三
田中英一郎

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

第五三二号 平成元年四月二十五日受理
療術の制度化促進に関する請願(三通)
請願者 栃木県宇都宮市松原一ノ六ノ一〇
森俊彦 外二名

紹介議員 岩崎 純三君

現在、放任状態にある療術行為業(あん摩、マッ
サージ、指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医
業類似行為)の適正化と業者の地位向上を図るた
め、カイロプラクティック師、電気光線師及び器
技師の制度を設けられたい。

理 由

療術(カイロプラクティック・電気・光線・温熱・刺激療法
は、医療類似行為の一種であるが、あん摩、はり、
きゅう及び柔道整復とは全く異なる業務として、
昭和五年以来許認可されてきた。昭和二十二年に
占領政策という理由で禁止となり、以来新規開業
は許されていないが、既得権業者に限っては、そ
の禁止期間は度々延長され、昭和三十九年に禁止
は解除となった。しかし、昭和三十九年に最高裁
判所が、無資格者による療術行為について、「有害
の虞のない療術行為の禁止、処罰は違法である
と」と判示してからは、自由開業者が激増し、今
日では全くの放任状態となっている。療術は、既
に国民の間に定着しており、その健全な在り方、
制度化を望む地域住民の声も強いので、今後は、
学校教育、研修制度と地方庁試験により資質の向
上を図り、業務が適正に行われるよう、カイロプ
ラクティック師、電気光線師、器技師の三種の制
度についての立法化が必要である。

第五三四号 平成元年四月二十五日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
請願者 東京都保谷市住吉町六ノ一四ノ一
一 柳田まし子 外四千三十名

紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第五三五号 平成元年四月二十六日受理
年金制度改悪反対、抜本改革の実現に関する請
願
請願者 大阪府豊中市東豊中町五ノ二 田
原良子 外五百六十九名

紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第三九一七号と同じである。

第五三六号 平成元年四月二十六日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 茨城県取手市井野団地二ノ一ノ三
〇四 秋山哲夫 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第五三七号 平成元年四月二十六日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 札幌市西区曙六条二丁目 三田村
恵子 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第五三九号 平成元年四月二十六日受理
年金制度改悪反対に関する請願
請願者 大阪府大阪狭山市池尻七〇四ノ九
小寺玲子 外九百五十九名

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五四一号 平成元年四月二十六日受理
年金制度改悪反対に関する請願
請願者 奈良県大和郡山市小林町四〇九ノ
二六 木谷順太郎 外百八十三名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五四三号 平成元年四月二十六日受理
年金制度改悪反対に関する請願
請願者 大阪市東淀川区豊里七ノ七ノ一三
平方司子 外七百七十名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五四六号 平成元年四月二十六日受理
年金制度改悪反対に関する請願
請願者 大阪市都島区都島北通一ノ二三ノ

一三ノ二〇六 林明 外八百四十
二名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五四七号 平成元年四月二十六日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府堺市原山台五丁三ノ三ノ
一、三二〇 山本雅彦 外二百五
十九名

紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五四九号 平成元年四月二十六日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府箕面市外院二ノ一ノ三九
中江奈穂美 外九百九十五名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五五一号 平成元年四月二十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪市東淀川区南江口二ノ九ノ四
ノ六〇三 縫優 外千三十九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五五三号 平成元年四月二十六日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府城東区今福西一ノ三ノ二三
本岡親 外七百十九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五五九号 平成元年四月二十七日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市安岡寺町四ノ六一ノ
一五豊山哲郎 外百四十九名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六〇六号 平成元年四月二十七日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府淀川区加島二ノ二ノ三二
飛田和也 外百九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六二〇号 平成元年四月二十七日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都足立区平野一ノ一〇ノ一五
山西美貴 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六二二号 平成元年四月二十七日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 北海道小樽市色内一ノ五ノ二五
小瀧一弥 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六五二号 平成元年四月二十七日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 横浜市中区石川町三ノ一〇四ノ四
林貞利 外一名

紹介議員 杉元 恒雄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六五七号 平成元年四月二十八日受理

厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
(一通)

請願者 東京都保谷市柳沢一ノ五ノ一九
山岸和子 外三十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六五八号 平成元年四月二十八日受理

年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 奈良市大宮町七ノ二ノ二〇ノ六〇
三 熨斗宏之 外十三名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六六〇号 平成元年四月二十八日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市禁野本町一ノ九ノ八
高山守治 外六十名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六六四号 平成元年四月二十八日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 札幌市白石区上野幌一条一ノ三ノ
一三 出井聡 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六六五号 平成元年四月二十八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台三ノ五ノ九
ノ二〇三 小林登 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六六六号 平成元年四月二十八日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府豊能郡能勢町山辺九一七
星庵滋 外九十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六七五号 平成元年四月二十八日受理

年金制度改悪に関する請願

請願者 東京都墨田区堤通二ノ四ノ四ノ七
〇一 南政芳 外二百名

紹介議員 内藤 功君

すべての人々が健康やかな老後を送ることこそ人類の願いである。しかし高齢化社会を理由に年金などの大幅な削減や国民への負担増が進められている。これは明らかに歴史の進歩に逆行することである。しかも、日本は世界でも有数の金持ちとなつてゐる。国民の生命や健康を守り、暮らしの向上にこそ勤労の成果である社会の富を使わなければならない。政府が企図している年金改善を容認することはできない。ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、年金支給開始年齢の六十五歳への改悪をやめること。
二、労使の負担割合を三対七に改め(中小企業の保険料負担分は国の補助で軽減する)、保険料・掛金の引上げをやめること。
三、年金の最低保障を月五万円として年金水準を引き上げ老後不安を無くす年金とすること。
四、鉄道共済年金赤字の他制度への転嫁をやめ、政府とJRの責任で解決すること。
五、年金の国庫補助率削減を直ちにやめ、元利を併せて返還すること。

第六七六号 平成元年四月二十八日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(二通)

請願者 福岡市南区弥永四ノ一ノ七二ノ一
〇二 岡崎夫 外三千九百九十九名

紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六七九号 平成元年四月二十八日受理

年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 京都市右京区西院春栄町一八島津
春栄寮 奥野泰宏 外百五名

紹介議員 高木健太郎君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六八一号 平成元年五月一日受理
年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 京都市西京区榎原上池田町一ノ二
横尾和男 外十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第六八二号 平成元年五月一日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
(一通)

請願者 東京都保谷市東町四ノ四ノ三〇
川里芳枝 外四十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第六八六号 平成元年五月二日受理
年金制度の改悪反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区松島二ノ三九ノ四
水倉幸子 外二百八十五名

紹介議員 内藤 功君
健やかな老後を送るためには、年金の給付額を大幅に引き上げるなどの改善が必要であるのに、竹下内閣は年金の改悪を図ろうとしている。これでは国民の暮らしは一層破壊される。ついでに、竹下内閣の反国民的政策に反対し、次の事項について直ちに実現を図らねばならない。

一、年金給付開始年齢を六十五歳に改悪しないこと。
二、国庫負担を増やし、年金保険料を引き上げず、年金給付額を大幅に引き上げること。
三、年金保険料の労使負担割合を三(労)対七(使)に改めること。

第六八七号 平成元年五月二日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 北海道古平郡古平町大字浜町二一
三ノ三 山本耕弘 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第六八九号 平成元年五月二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 千葉県佐倉市井野一、三八六 山本都夫 外四十六名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案
民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展並びに地域及び家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、国民の老後に係る多様な保健サービス及び福祉サービスへの需要が増大していることにかんがみ、民間事業者が公的な保健サービス及び福祉サービスとの連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設の整備を行うことを促進する措置を講じ、もって老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「特定民間施設」とは、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二条に規定する保健事業及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に基づく福祉サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)との連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいう。

一 住民の老後における疾病予防のため有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体運動をいう)を行わせるとともに、老人に對して機能訓練を行う施設であつて、診療所が附置されていることその他の政令で定める要件に適合するもの
二 老人に對して、各種の相談に応ずるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設(老人福祉法第十四条第五項に規定する老人福祉センターを除く。)

三 イに掲げる施設であつてロに掲げる施設が併せて設置されるもの
イ 身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人又はその者を現に養護する者を通わせ、入浴若しくは給食又は介護方法の指導の実施その他の厚生省令で定める便宜を供与する施設
ロ 身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるもののために必要な施設
四 老人を入所させ、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設(老人福祉法第十四条第二項から第四項までに規定する施設を除く。)であつて政令で定めるもの

(基本方針)
第三条 厚生大臣は、特定民間施設の整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 特定民間施設の整備に関する基本的な事項
二 特定民間施設の立地並びに規模及び配置に関する事項
三 特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項

運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体運動をいう)を行わせるとともに、老人に對して機能訓練を行う施設であつて、診療所が附置されていることその他の政令で定める要件に適合するもの

二 老人に對して、各種の相談に応ずるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設(老人福祉法第十四条第五項に規定する老人福祉センターを除く。)

三 イに掲げる施設であつてロに掲げる施設が併せて設置されるもの
イ 身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人又はその者を現に養護する者を通わせ、入浴若しくは給食又は介護方法の指導の実施その他の厚生省令で定める便宜を供与する施設
ロ 身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるもののために必要な施設
四 老人を入所させ、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設(老人福祉法第十四条第二項から第四項までに規定する施設を除く。)であつて政令で定めるもの

(基本方針)
第三条 厚生大臣は、特定民間施設の整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 特定民間施設の整備に関する基本的な事項
二 特定民間施設の立地並びに規模及び配置に関する事項
三 特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項

四 特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項

五 特定民間施設の運営に関する事項
六 他の医療施設又は社会福祉施設との連携に関する事項
七 公的保健福祉サービスとの連携に関する事項
八 特定民間施設の整備の事業の実施時期

八 特定民間施設の整備の事業の実施時期

四 特定民間施設の施設及び設備に関する事項
五 特定民間施設の運営に関する事項
六 他の医療施設又は社会福祉施設との連携に関する事項
七 公的保健福祉サービスとの連携に関する事項

八 その他特定民間施設の整備に際し配慮すべき重要事項

3 厚生大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(整備計画の認定等)
第四条 特定民間施設の整備の事業を行おうとする者(当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む)は、当該特定民間施設の整備の事業に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、これを厚生大臣に提出して、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 特定民間施設の位置
二 特定民間施設の概要、規模及び配置
三 特定民間施設が立地する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又はその周辺の市町村に含まれる地域であつて、その住民が当該特定民間施設を利用することが想定されるもの(以下「対象地域」という。)の区域

四 特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項
五 特定民間施設の運営に関する事項
六 他の医療施設又は社会福祉施設との連携に関する事項
七 公的保健福祉サービスとの連携に関する事項
八 特定民間施設の整備の事業の実施時期

八 特定民間施設の整備の事業の実施時期

九 特定民間施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
十 その他厚生省令で定める事項
3 第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請は、その計画に係る特定民間施設の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

（認定の基準）

第五条 厚生大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。
一 前条第二項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる事項が基本方針に照らし当該特定民間施設の整備の目的を達成し、当該特定民間施設の機能を發揮させるため適切なものであること。

二 前条第二項第四号、第八号及び第九号に掲げる事項が当該特定民間施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
（関係都道府県等の意見の聴取）
第六条 厚生大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（対象地域の全部又は一部が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村（指定都市を除く。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。
（認定の通知）
第七条 厚生大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた都道府県は、速やかに、当該通知に係る事項を関係市町村に通知しなければならない。

（整備計画の変更）

第八条 計画の認定を受けた者その他の者の設立に係る第四條第一項の法人を含む。）は、当該計画の認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、厚生大臣の認定を受けなければならない。
2 第四條第三項及び前三條の規定は、前項の変更の認定の申請があつた場合について準用する。
（報告の徴収）
第九条 厚生大臣は、計画の認定を受けた整備計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定民間施設の整備の事業を行う者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該認定計画に係る特定民間施設の整備の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

（改善命令）
第十条 厚生大臣は、認定事業者による特定民間施設の整備の事業の実施が認定計画に適合しないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
（認定の取消）
第十一条 厚生大臣は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施しないとき、又は前条の規定による厚生大臣の処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。
（課税の特例）
第十二条 認定事業者が認定計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置並びに器具及び備品であつて当該認定計画に係る特定民間施設においてその事業の用に供されるもののうち、当該特定民間施設の機能を發揮させるのに著しく資するものについては、租税特別措置法（昭和二十二年法律第二十六号）で定めるところにより、特別償却をすることができ。

（資金の確保）

第十三条 国及び地方公共団体は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。
（指導及び助言）
第十四条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、認定計画に従つて行われる特定民間施設の整備の事業の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

（認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例）
第十五条 老人福祉法第十四条第四項に規定する軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人に限る。）は、あらかじめ厚生省令で定める事項をその設置し、経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条第四項及び社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十七条第二項の規定にかかわらず、同項の許可を受けず、当該軽費老人ホームを設置し、経営することができる。

2 前項の規定による届出に係る軽費老人ホームを設置し、経営する者に関しては、同項の規定による届出を社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出とみなして、同法第五十八条第一項、第五十九条、第六十六条及び第六十七条第一項の規定を適用する。
（罰則）
第十六条 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万元以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正）
第二条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第四十五条の二第二項を次のように改める。
2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和五十四年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（第四十三条から前条まで若しくは前項若しくは同表の他の号又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人		資産		割合	
一	医療保健業を営む法人	次に掲げる減価償却資産のうち医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（以下この号において「医療用機器」という。）	昭和三十六年四月一日前に建設	百分の十五（医療用機器のうち医療法第三十条の六の規定により同条に定める利用に供されるもので政令で定めるもの）	百分の十八

二 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第 号)第九條に規定する認定事業者で同法第二條に規定する特定民間施設の設置及び運営に係る事業を営む法人	築かれたものとして政令で定める医療施設に係る消火又は防火に資する減価償却資産で政令で定めるもの(以下この号において「特定消防用資産」という。)	し、特定消防用資産については百分の八とする。
当該特定民間施設の機能の発揮に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の十八	

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 前條の規定による改正後の租税特別措置法第四十五條の二第二項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)がこの法律の施行の日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が同日前に取得等をした前條の規定による改正前の租税特別措置法第四十五條の二第二項に規定する医療用機器等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一條の二第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村は、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第 号)第九條に規定する認定事業者が、同法の施行の日から平成三年三月三十一日までの間に、同条に規定する認定計画に従つて整備される同法第

二条に規定する特定民間施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋(政令で定める要件を満たすものに限り、その建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は建設してこれを当該認定事業者の事業の用に供した場合に、当該家屋の敷地である土地で、当該認定事業者が当該期間内に取得し、かつ、保有するものに対しては、第五百八十五條第一項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課することができない。

(厚生省設置法の一部改正)
第五條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第六十五号中「及び災害用慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)及び民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第 号)」に改める。

第六條第五十七号の次に次の一号を加える。
五十七の二 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の定めるところにより、基本方針を定め、及び整備計画の認定を行うこと。

第六九二号 平成元年五月八日受理
年金制度改善反対に関する請願

請願者 大阪府泉南市新家三、三七九ノ一
三五 松浦修文 外八十七名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六九四号 平成元年五月八日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 兵庫県姫路市豊富町豊富一、四七
八 岩田誠一 外一名
紹介議員 中西 一郎君

一、1 重度傷害に加えて老齢化により、長途の旅に鉄道の寝台車を利用することが多くなつたので、特急料金と同じ後払い制度に改善すること。
2 航空、船舶等の割引率を引き上げること。
二、近年、視力障害者の日常生活用具は、高度の電子化、機械化によつて生活改善に役立っている。これを戦傷病者特別援護法による補装具に加えて支給すること。
三、戦傷病者の妻の給付金は十年ごとに改善されているが、重傷の夫の介護に疲れ、妻の老齢化が早く、病弱者の増加している現状を考慮し、これを五年ごとに改め、昭和五十八年四月一日以降に平病死した戦傷病者の妻や、婚期の遅れによつて給付金の低い妻に対しても速やかに一律の給付金が受けられるよう改善すること。

第六九七号 平成元年五月八日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 札幌市東区北四十七条東八丁目
平好子 外四十九名
紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第六九八号 平成元年五月八日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都江東区亀戸五ノ二九ノ二五
大野民雄 外四十九名
紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第七〇二号 平成元年五月九日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都清瀬市野塩五ノ二五五ノ一
ノ二〇二 草柳喜美子 外千五百四十名
紹介議員 田 英夫君

全国的な規模で設立されている小規模障害者作業所は、重度障害者や重複障害者、精神障害者、中途障害者など、法内施設に入所できなかった障害者のための働く場・生活の場として現実的な役割を果たしてきている。その数は昭和六十三年十月現在、全国の市町村を対象として行った調査によると二千二百三十一箇所(うち、このうち、都道府県・政令指定都市の助成事業の対象となつてゐるところは千七百四十五箇所)。この数は厚生省が昭和五十六年十月現在で行つた「小規模障害者施設」の調査結果六百三十八箇所と比較して、七年間で千五百九十三箇所増えたことになり、この数年更に急増傾向を続けている。その特徴としては、まず地域性に優れ、通所時間の短縮や地域住民とのつながりの点でも多くの成果を挙げられており、また、障害の種類を超えての共同利用や小規模ゆえの弾力的な運営が展開できるもの、従来の法内施設には見られなかったものである。また、昨今の傾向として、小規模作業所と並行して、障害者のためのグループホームなどの小規模居住施設が各地で設立され始め、既に全国で五百箇所以上に上っている。これらの小規模居住施設は、障害者自身の自立へのニーズの実現や親の高齢化・亡き後の生活の場として極めて重要である。このように、小規模作業所や小規模居住施設は、障害者の地域援助を実現していく上で大変重要な意味を持つ一方、いずれも法外施設であるため、資金難という共通する課題を抱えている。昭和六十二年より小規模作業所に対する国庫補助の制度化が図られているが、補助金額や対象数、交付方式については決して十分とは言えない。ついては、

重度障害者や精神障害者にとつての現実的な社会参加のための社会資源となつてゐる小規模作業所・小規模居住施設に対し、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、小規模障害者作業所に対する国庫補助制度については、これを拡充し、その交付に際しては一定の要件を満たしたすべての小規模障害者作業所を対象とすること。

二、障害者が地域で生活するためのグループホームなど、小規模居住施設を拡充・整備すること。

三、精神薄弱者援護施設・身体障害者更生援護施設・精神障害者社会復帰施設を拡充し、その運用に際しては、障害の異なつた者の利用も認めること。

第七〇三号 平成元年五月九日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪市生野区巽南二ノ九ノ一四
岡村晶子 外二百八十三名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第七〇四号 平成元年五月九日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 佐賀市本庄町本庄九四九 柴田克典 外二千九百名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第七〇八号 平成元年五月九日受理
年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 大阪府堺市若松台二丁三ノ二七ノ一〇一 安井恒之 外九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第七〇九号 平成元年五月九日受理

厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
(二通)

請願者 東京都保谷市中町五ノ一二ノ三二
石川卓夫 外五十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第七一六号 平成元年五月九日受理
重度戦傷病者との妻の援護に関する請願

請願者 栃木県足利市大沼田町一、四七〇
ノ一 川瀬廣衛 外一名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第七一七号 平成元年五月九日受理
重度戦傷病者との妻の援護に関する請願

請願者 島根県出雲市今市町八一七 梅崎明 外一名

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第七一九号 平成元年五月九日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府河内長野市木戸町一、八二九 嶋田裕司 外百二名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第七二二号 平成元年五月九日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 札幌市白石区菊水元町二条三ノ四ノ二三 斎藤得一 外三十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第七二三号 平成元年五月九日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都新宿区山吹町三三三 矢口武 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第七二七号 平成元年五月十日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺元町五丁五八〇
日下未子 外百六十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第七二九号 平成元年五月十日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 岩手県花巻市松園町三六五ノ八四
佐藤コマ 外百八十三名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第七三〇号 平成元年五月十日受理
年金制度改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 大阪府生野区林寺六ノ八ノ三 藤井健 外三百七十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第七三四号 平成元年五月十日受理
年金制度改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 大阪府泉南市信達市場三一ノ二三
四 石神昌人 外九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第七三六号 平成元年五月十日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
(二通)

請願者 東京都保谷市東町一ノ六ノ一四
川崎信雄 外五十八名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第七三七号 平成元年五月十日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪市住之江区泉一ノ一ノ一一
吉野逸雄 外千二百十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第七三九号 平成元年五月十日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都文京区小石川五ノ一九ノ二
六 吉岡秀之 外三百四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第七四〇号 平成元年五月十日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 北海道恵庭市島松町本町五七五
田中嘉 外二十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第七四二号 平成元年五月十日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 岩手県一関市巖美町安良屋敷二八
伊藤光雄 外百五十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第七四四号 平成元年五月十日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市月が丘三ノ三六ノ一
七 千葉武四郎 外百六十七名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第七四六号 平成元年五月十日受理
消費生活協同組合の育成強化に関する請願

請願者 横浜市中区山下町二五二 竹田貞子 外五千三百十六名

紹介議員 千葉 景子君

私たちは、生協のあり方に関する懇談会の報告書の趣旨を踏まえて、地域に役立つ生協づくりを目指して日頃活動を進めている。そうした中で、昭和六十三年末、強い反対にもかかわらず大規模生協に対する法人税課税強化がなされ、今後更に課税強化の対象を広げる動きがあると伝えられている。また、生協法を改正し、生協の活動の法的規制を強化しようとする動きが強まっている。弱い消費者が、自ら出資・運営し、利用する非営利組織である生協は、国家が育成すべきものである。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、消費生活協同組合の社会的役割を認め、一層の発展のために育成強化すること。

第七四八号 平成元年五月十日受理

被爆者援護法の制定に関する請願

請願者 横浜市中区山下町二五二 竹田貞子 外五千四百二十五名

紹介議員 千葉 景子君

日本被団協と厚生省の調査は、今なお続く健康・生活の破壊や被爆者の不安など原爆被害の深刻さを示し、特に被団協の調査は、生きる意欲さえ奪う原爆の反人間性を明らかにした。被爆者は、その体験から「再び被爆者をつくるな」、「核戦争を起さずな、核兵器を無くせ」、「原爆被害者援護法の即時制定を」と訴えている。ついで、核兵器廃絶のために真剣に努力するとともに、非核のあかしとして、次の事項を内容とする原爆被害者援護法を即時制定されたい。

一、再び被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害者に対する国家補償を行うことを趣旨とすること。
二、原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給すること。
三、被爆者の健康管理・療養をすべて国の責任で行うこと。

四、被爆者全員に被爆者年金を支給すること。障害を持つ者には加算すること。

第七五三号 平成元年五月十日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 千葉市神明町二六ノ三ノ三〇七 小嶋稔

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第七六四号 平成元年五月十一日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市青山一ノ一九ノ四三 龜山徹 外二百三十九名

紹介議員 瀧上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第七六六号 平成元年五月十一日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 岩手県大船渡市猪川町中井沢七八ノ二 千葉庄三 外二百三十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第七六九号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長生村中之郷一、〇 一九 河野雪江 外八百十七名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七七〇号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市小林四〇九 高山佳久 外八百十七名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七七一号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡一宮町東浪見五、八 一一 小関さつ江 外八百十七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七七二号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長生村信友一、九〇 四 植草茂 外八百十七名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七七三号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡一宮町宮原六四一ノ一 志村ふじ 外八百十七名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七七四号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡陸沢町上市場三二〇 近藤京子 外八百十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七七五号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡岨町井沢一、二〇六 金綱芳子 外八百十七名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七七六号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長南町下小野田六八 矢部栄子 外八百十七名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七七七号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市高師二九一ノ一四 中原恵美子 外八百十七名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七七八号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市中の島町四二一 大久保宣子 外八百十七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七七九号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市三ツ谷九八〇 丸嶋寿子 外八百十七名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七八〇号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長南町坂本三、九七 四ノ一 半沢圭子 外八百十七名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七八一号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長南町本台一六六ノ二 鶴岡初枝 外八百十七名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七八二号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市清水二七〇 土橋や

す子 外八百十七名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七八三号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長南町市野々一四

宇野澤友次 外八百十七名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七八四号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長南町岩川三六八

齊藤美津江 外八百十七名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七八五号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡大原町日在二、七三

三 渡辺トク 外八百十七名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七八六号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長生村一松茂三、三

〇四 中村良竹 外八百十七名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七八七号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長柄町金谷三四一ノ

一 平野与志子 外八百十七名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七八八号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市早野二、三七五

仁 村晶代 外八百十七名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七八九号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市千代田町一ノ四

武 田武義 外八百十七名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七九〇号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市高師一九九ノ三

渡 辺和子 外八百十七名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七九一号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長南町今泉二七八

石川一二三 外八百十七名

紹介議員 田淵 熱二君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七九二号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉市菅田町三ノ七三ノ九

平岩 芳子 外八百十七名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七九三号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長南町長南一、四八

二 荒井恵子 外八百十七名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七九四号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市茂原一七五ノ一

清澤恵子 外八百十七名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七九五号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長柄町徳増四〇

佐 川英子 外八百十七名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七九六号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市六ツ野一、八九〇ノ

二 伊藤尚子 外八百十七名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七九七号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市長谷六一九

木村喜 代子 外八百十七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七九八号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県市原市迎田六二九ノ六

鈴 木吾郎 外八百七十二名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第七九九号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市木崎一三七ノ一

樋口裕美 外八百十七名

紹介議員 淵上 貞雄君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八〇〇号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長南町千田一、二七

七 唐鎌紀子 外八百十七名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八〇一号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市小林二、四二九

若 菜秀則 外八百十七名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八〇二号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市高師二、一一六

松 崎絹子 外八百十七名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八〇三号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茂原市南吉田二、一四三ノ

一 大倉美代 外八百十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八〇四号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡一宮町一宮一、九〇

四 泰裕子 外八百十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八〇五号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町幸治八六八

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八〇六号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県東金市求名四三八 並木弘子 外八百十七名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八〇七号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡一宮町一宮四、九六

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八〇八号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡岬町中滝二、七五四

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八〇九号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長南町地引一〇三

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八一〇号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茨城県市八千代一ノ一三ノ四

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八一一号 平成元年五月十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県茨城県市高師四二七 岡本伊智 外八百十七名

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八一二号 平成元年五月十一日受理

年金制度改善反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市山本町南八ノ一六四

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第八一三号 平成元年五月十一日受理

年金制度の改善反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 兵庫県川辺郡猪名川町若葉二ノ二

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三九一七号と同じである。

第八一四号 平成元年五月十一日受理

厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願

請願者 東京都東久留米市瑞山六ノ一ノ七

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第八一八号 平成元年五月十一日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 島根県江津市渡津町四九六 大木

正人 外一名

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第八一九号 平成元年五月十一日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 茨城県日立市大みか町二ノ二四ノ

紹介議員 曾根田都夫君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第八二〇号 平成元年五月十一日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 熊本市花園一ノ九ノ四ハイライフ

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第八二二号 平成元年五月十一日受理

亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願

請願者 埼玉県富士見市鶴馬二ノ二ノ三三

紹介議員 森山 眞弓君

亜急性硬化性全脳炎(SPE)は、大変恐ろしい難病である。はしかのウィルスがその原因とされ、激しいけいれんや発作が小さな体を襲い、知能低下、言語喪失、失明と症状は急速に進行し、発病後数箇月で死に至るケースもある。治療法は確立されておらず、難病指定もされていない。ついで、SPEの子供とその家族が少しでも健全で希望の持てる家庭生活を送ることのできるよう、次の政策について実現を図られたい。

一、亜急性硬化性全脳炎に特定疾患の指定を行い、又は同等の救済策を講ずること。

二、患者早期発見のための診断基準について医療機関へ徹底すること。

三、予防のためはしかワクチン接種の全国統一早期実施を行うこと。

四、ホームヘルパー制度と短期入所施設を拡充すること。

五、難病患者家族の精神的なケア制度の充実のため、難病団体を育成すること。

理由 (一)SPEは、いったん発病すると、命は取り留めず経過は慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的な家族の負担も著しく大きい。SPEを特定疾患に指定、又は同等、同様の救済策を講ずること、単一の疾患として治療の研究、早期の発見を促進することができ、そして、治療費の負担も軽減され、医療施設の整備も期待できる。(二)まれな発症率のため、SPEという病気を知らない、又は忘れていた医師も少なくない現状である。発病後できるだけ早い時期に治療を開始すること、進行を早期に遅らせることができるため、早期発見は大変重要である。(三)生後一歳前後にワクチン接種を全国統一実施すること、SPEの発症率は十数分の一に激減する。よって、ワクチン接種の全国統一早期実施、その他効果的な予防対策を講ずべきである。(四)難病の子供を介護する家族の負担は大変大きく、特に母親の負担は著しい。各自自治体における制度も老人を対象としたものが多く、難病児や障害児を対象としているものは少ない。現状の対象範囲を広げるホームヘルパー制度、短期入所施設の拡充をすべきである。(五)未経験の主治医や看護婦は親にとって精神的な支えとはならない。こういった家族のメンタルなケアについては、難病団体が重要な役割を果たしているが、その運営は大変苦しく、これらの難病団体の指導育成策を検討すべきである。

第八二三号 平成元年五月十一日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 島根県江津市渡津町四九六 大木

請願者 栃木県宇都宮市操町三ノ一八 松村太郎 外一名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第八二四号 平成元年五月十一日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願(四通)

請願者 千葉県市原市郡本四ノ一二〇 松山昌三郎 外五十三名

紹介議員 森山 眞弓君

児童福祉法第三十四条を改正して、児童に対する禁止行為列挙項目に、児童買春行為と児童ポルノ問題を追加されたい。

理由

現行児童福祉法第三十四条第一項第六号「児童に淫行をさせる行為」は、売春業者に対するものであって、売春防止法の成立によって目的は達せられている。それに対して、児童を性的に搾取する行為である買春は、法的規制の対象となっておらず、いわば野放し状態である。都道府県の青少年育成条例は淫行禁止項目を持つところもあるが、量刑は一定ではなく、法的に不均衡な状態にある。法治国において弱者の人權を法律で保障することは当然のことであり、売買春対策先進国においては既に実践されている。日本の法体系においても児童買春者を処罰することによって、横行する児童買春に歯止めをかけ、人權確立・性の尊厳への意識改革の第一歩とすることは必要なことである。また、児童をポルノ興行や出版物などに使用する問題も児童に対する人權侵害行為であり、現在、国連の作業部会で検討中の児童の権利条約案に盛り込まれている。条約が成立すれば早速、日本政府も批准し実践しなければならず、この際、児童福祉法改正内容に含めるべきである。

第八二五号 平成元年五月十一日受理

国民健康保険制度の安定化促進に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 金子康男

紹介議員 田代由紀男君

国民健康保険制度は、我が国の医療保障を支える中核的制度であり、高齢化の進展や社会構造の変化の中で大きな役割を果たしている。しかしながら、国保制度は、高齢者、中小零細の自営業者及び中・低所得者等を多数抱えることから、構造的な脆弱性を持っている。加えて、近年の急速な高齢化、就業・産業構造の変化、医療技術の著しい進歩などが国保財政に与える影響は大きく、各市町村は、保険料(税)の大幅な引上げや一般会計からの繰入れの増額などによって辛うじて国保制度を支えている実情である。こうした状況に対し、第百十二回国会において、一応の対策が講じられてきたところであるが、あくまで暫定的なものにすぎず、安定化への抜本策は今後の課題として残されている。ついでには、国保制度の一層の安定を図るために、給付と負担の公平化を基本とした医療保険の抜本改革などを早急に進められたい。

第八二六号 平成元年五月十一日受理

地域型国民年金基金制度の早期創設に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 金子康男

紹介議員 田代由紀男君

現在の国民年金制度において、自営業者の公的な老後の保障は基礎年金のみであるので、サラリーマンとのバランスの上からも、自営業者にも上乗せ年金制度を設けることが強く求められている。政府は、本年から国民年金加入者を対象に、既に現行法制上制度化されている国民年金基金を活用して、上乗せ年金の仕組みを発足させようとしているが、本制度の発足は、サラリーマン等の年金制度とのバランスを図り、高齢化社会に対応した施策であって、関係者の強い要望にこたえるものである。ついでには、本制度の創設を速やかに行うとともに、基金の掛金に対しては、社会保険料控除の対象とする外、基金から支給される年金についても、公的年金等控除の対象とする等税制上の措置も併せて配慮されたい。

第八二八号 平成元年五月十一日受理

寝たきり老人等の介護等に対する施策の充実に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 金子康男

紹介議員 田代由紀男君

本格的な高齢化社会の到来を控え、寝たきりや痴呆(ほう)などの要介護老人の増加が予測されているが、活力ある明るい長寿社会を築いていくためには、その予防対策や要介護状態となった場合の支援体制の確立が喫緊の課題である。高齢者を迎えても、できるだけ家庭で家族や隣人・友人に囲まれて安心して暮らせることは、高齢者自身やその家族の願いである。しかし、家庭で介護に当たる家族の負担は大きく、その負担軽減のためには、家庭奉仕員、ショートステイ、デイ・サービスなど在宅介護を支える支援体制の充実が急務である。ついでには、寝たきり、痴呆などの原因・治療方法の研究の推進、予防対策、リハビリテーション対策の強化とともに、在宅介護に当たる過程の真のニーズに即した支援体制の確立を早急に図られたい。

第八三〇号 平成元年五月十一日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 宮崎県都城菓子野町一、六二八ノ二 中村秀秋 外一名

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第八三一号 平成元年五月十一日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市小畑町四ノ八五 橋本英代 外四十九名

紹介議員 曾野 久光君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 富山市呉羽町八三九ノ七 河原幸盛 外四十九名

紹介議員 曾野 久光君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第八三四号 平成元年五月十二日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 山形県酒田市中町三ノ三ノ二二 松坂潔 外百九十四名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第八三六号 平成元年五月十二日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 富山市呉羽八三九ノ七 河原幸盛 外五百三十名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第八五六号 平成元年五月十二日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府大東市末広町五ノ三 川上茂 外四十九名

紹介議員 曾野 久光君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第八五八号 平成元年五月十二日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 富山市上富居新町七二ノ四三 倉田利雄 外四十九名

紹介議員 曾野 久光君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第八六〇号 平成元年五月十二日受理

年金制度改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 大阪府八尾市竹洲西四ノ二五四 板倉努 外十一名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第八六一号 平成元年五月十二日受理

厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
(一通)

請願者 東京都保谷市本町一ノ一〇ノ一四
奥山美智子 外三十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第八六三号 平成元年五月十二日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都西多摩郡日の出町平井一、
五六九ノ三二 宮倉弘行 外百八
十名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第八六四号 平成元年五月十二日受理

年金制度改悪反対に関する請願
請願者 大阪府吹田市岸部中三ノ四ノ一五
南野邦博 外六百九十一名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第八六八号 平成元年五月十二日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(二通)
請願者 札幌市中央区北一条東一〇丁目
大湊みよ子 外三名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第八六九号 平成元年五月十二日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)
請願者 福島県西白河郡矢吹町一本木四六
二ノ三 熊田茂 外一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第八七〇号 平成元年五月十五日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 石川県加賀市黒瀬町ホノ三七
西靖雄 外八十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第八八一号 平成元年五月十五日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願
請願者 東京都柏江市猪方三ノ二ノ二三
大谷敬彦 外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二四号と同じである。

第八八二号 平成元年五月十五日受理

年金制度改悪反対に関する請願
請願者 大阪府守口市神木町五四 大村志
満子 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第八八三号 平成元年五月十五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 富山市本郷町三〇ノ二五 長森優
子 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第八八五号 平成元年五月十五日受理

療術の制度化促進に関する請願
請願者 福島県伊達郡川俣町中丁五三 高
橋善工門

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第八九一号 平成元年五月十六日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 千葉県印旛郡酒々井町上本佐倉四
九 加瀬敏 外一名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第八九六号 平成元年五月十六日受理

亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医
療と福祉に関する請願
請願者 神奈川県相模原市若松三ノ四八ノ
三一 関口昭治 外七千二百三十
九名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第八二一号と同じである。

第八九七号 平成元年五月十六日受理

亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医
療と福祉に関する請願
請願者 横浜市旭区若葉台四ノ二三ノ三〇
三 小林信秋 外七千三十五名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第八二一号と同じである。

第九〇二号 平成元年五月十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 富山市常盤台四八ノ一五二 寺本
三郎 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第九〇六号 平成元年五月十六日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願
請願者 埼玉県新座市栄五ノ六ノ二 中西
信 外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二四号と同じである。

第九一〇号 平成元年五月十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 石川県金沢市岸川町一ノ三〇
高橋芳八 外六百八十八名

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第九一五号 平成元年五月十六日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 北海道上川郡美瑛町本町一ノ二ノ
二 本山正男 外一名

紹介議員 工藤万砂美君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第九一七号 平成元年五月十六日受理

国立腎(じん)センター設立に関する請願
請願者 千葉県南生実町一、三八二ノ二
斉藤美佐子

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第九二三号 平成元年五月十七日受理

厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
(二通)

請願者 東京都保谷市本町六ノ八ノ一八
倉品那三郎 外九百四十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第九二四号 平成元年五月十七日受理

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 兵庫県西宮市豊楽町七ノ六 前川

紹介議員 淳 外十四名

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第九三〇号 平成元年五月十七日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 千葉県銚子市通町一、八八八 小

紹介議員 川治夫 外七十三名

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第九三一号 平成元年五月十七日受理

年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市大井四ノ九ノ一二

紹介議員 松原美千代 外二百五十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第九三七号 平成元年五月十七日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 富山市永久町六ノ一九 田中昇

紹介議員 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第九三八号 平成元年五月十七日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府堺市南花田町四二ノ一 中

紹介議員 川雅司 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第九四一号 平成元年五月十七日受理

年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 京都府向日市森本町下森本四七ノ

一七一 今道仙也 外四百十五名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第九四二号 平成元年五月十七日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 福島県会津若松市日新町一七ノ二

紹介議員 〇 長尾ツネ

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第九四四号 平成元年五月十七日受理

難病患者などの医療・生活の保障に関する請願

請願者 秋田県鹿角市花輪字八正寺七ノ四

紹介議員 安藤武久 外千二百八十名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第九四五号 平成元年五月十七日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田県仙北郡西仙北町刈和野愛宕

紹介議員 下四四ノ三 今田良太 外千二

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第九四六号 平成元年五月十七日受理

骨髄バンクの早期実現に関する請願

請願者 愛知県豊橋市花田町石塚二四ノ一

紹介議員 野末静子 外一万四千九百九十九

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九五一号 平成元年五月十七日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 石川県石川郡鶴来町桑島町九 仲

紹介議員 斎掛 哲男君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第九五六号 平成元年五月十七日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 札幌市中央区山内町四ノ一ノ一

紹介議員 六 加藤峰 外四十六名

紹介議員 柳澤 鍊造君

この請願の趣旨は、第八二四号と同じである。

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 援護(第四条—第四十一条)

第三章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾

被爆者相談所(第四十二条・第四十三

条)

第四章 原子爆弾被爆者等援護審議会(第四十

四条—第四十七条)

第五章 不服申立て(第四十八条—第五十二条)

第六章 雑則(第五十三条—第六十一条)

第七章 罰則(第六十二条・第六十三条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下さ

れた原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置

かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の

精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、

一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の

支給等必要な措置を講じ、もってこれらの者を

援護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各

号のいずれかに該当する者であつて、被爆者援

護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若し

くは長崎市の区域内又は政令で定めるこれら

に隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令

で定める期間内に前号に規定する区域のうち

で政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下

された際又はその後において、身体に原子爆

弾の放射能の影響を受けるような事情の下に

あつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事

由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする

者は、その居住地(居住地を有しないときは、そ

の現在地)の都道府県知事(広島市又は長崎市の

区域にあつては、広島市長又は長崎市長。以

下同じ。)に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査

し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると

認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付

するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で

定める。

第二章 援護

(援護の種類)

第四条 この法律による援護は、次のとおりとす

る。

一 健康診断の実施

二 医療の給付

三 一般疾病医療費の支給

四 医療手当の支給

五 介護手当の支給

六 被爆者年金の支給

七 特別給付金の支給

八 葬祭料の支給

九 原子爆弾被爆者保護施設への入所等

十 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会

社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八

号)第一条第一項に規定する旅客会社(以下

「旅客会社」という。)の鉄道への乗車等につ

いての無賃取扱い

(健康診断)

第五條 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第六條 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第七條 都道府県知事は、第五條の規定による健康診断の結果が必要であると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八條 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに

施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第十條第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(認定)

第九條 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生

大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十條 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八條第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上の子告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八條第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十一條 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十二條 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないうときの診療方針及び診療報酬

は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十三條 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十四條 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十五條 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他や

むを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八條第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医療機関に支払ったときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十二條の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに必要があると認めるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十六條 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第八條第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾患、先天性疾患及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第八條第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給する。

ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十

二号) (以下この条において「社会保険各法」という。)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)若しくは日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法又は老人保健法による療養の給付若しくは医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は老人保健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法又は老人保健法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、これら

の法律の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6 第十三条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は第三項の規定による支払について、前条第三項の規定は一般疾病医療費の支給について、それぞれ、準用する。

(被爆者一般疾病医療機関)
第十七条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第十條第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)
第十八条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。

被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わなかつたときも、同様とする。

(医療手当の支給)
第十九条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、被爆者であつて、負傷又は疾病につき第八條第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十六條第一項の規定による一般疾病医療

費の支給を受けることができる医療を受けているものに対し、その給付又は医療を受けている期間について、月額十一万五千六百円の範囲内において、医療手当を支給する。

(介護手当の支給)
第二十条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十萬円の範囲内において、介護手当を支給する。

(被爆者年金の支給)
第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて行う。

3 被爆者年金の額は、三十四萬八百円とする。

4 精神上又は身体上の障害の状態にある被爆者のうち、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に應じ、三十四萬八百円を超え、七百六萬六千八百円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならない。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改定に当たっては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(障害の程度が変わつた場合等の被爆者年金の額の改定)
第二十二条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受ける

けている者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

二 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

三 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態でなくなつたとき。

2 前項第一号又は第二号(障害の程度の増進に係る場合に限る。)に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

(被爆者年金の額の自動改定の措置)
第二十三条 被爆者年金については、政府は、その年における平均給与額(労働省において作成する毎月勤労統計における全産業の労働者一人当たりの平均給与額をいう。以下同じ。)が昭和六十三年(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(被爆者年金に係る端数処理)
第二十四条 被爆者年金を受ける権利を裁定する場合又は被爆者年金の額を改定する場合において、被爆者年金の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に規定するもののほか、被爆者年金の額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

(被爆者年金の支給期間及び支給期月)
第二十五条 被爆者年金の支給は、平成二年一月

(被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 第二十二条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)

第二十六条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)

第二十七条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)

第二十八条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に關し、他の法令の規定により、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分について

ては、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)

第二十九条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(支給権の調査)

第三十条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係

人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)

第三十一条 死亡した第二号各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)

第三十二条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。)とする。ただし、死亡した者の死亡の日が平成二年一月一日以前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡のときに胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金を受けることができる遺族の順位)

第三十三条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者(死亡した者の死亡の日が平成二年一月一日以前であるときは、死亡の日以後同月一日前に、前条第一項に規定する遺族(以下この条において「遺族」という。))以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。
二 子(平成二年一月一日(死亡した者の死亡

の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。))において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。

三 父母

四 孫(平成二年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(平成二年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族
(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第三十四条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき百二十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)

第三十五条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令の規定により、恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和

二十七年法律第二百七十七号) 第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給付金その他これらに相当する給付を受けることができる者がある場合には、支給しない。

(準用規定)

第三十六条 第二十九条第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給について、同順位の相続人が二人以上ある場合における未支給の特別給付金の請求若しくはその支給について、国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであった元利金の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若しくはその記名変更について、それぞれ、準用する。

(葬祭料の支給)

第三十七条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭料を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき二十万円を支給する。

(被爆者年金等の支給の制限)

第三十八条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料(以下この条において「被爆者年金等」という。)の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることとなる者(当該先順位者又は同順位者となることとなる者)を故意に死亡させた者についても同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

第三十九条 厚生大臣は、高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、特に入所及び保護(治療を含む。以下同じ。)を必要とするとき、原子爆弾被爆者保護施設に入所させ、その保護を行うものとする。

(原子爆弾被爆者保護施設への入所等)

第四十条 被爆者及び政令で定めるその介護者は、運賃を支払ふことなく、旅客会社の経営する鉄道、航路又は自動車線に乘車し、又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車し、又は乗船することのできる回数、区間その他同項の規定の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(旅客会社の鉄道への乗車等についての無賃取扱い)

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(子又は孫に対する適用等)

第四十一条 都道府県知事は、次の各号に掲げる者から申出があつた場合には、当該各号に掲げる者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

一 第二条各号に掲げる者の子(同条第一号から第三号までに掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した時に生まれた子、養子及び同条第四号に該当する者を除く。)
二 前号に掲げる者の子(養子を除く。)
三 前項各号に掲げる者で政令で定める疾病にか

かつている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、第二条各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定(被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。)を適用する。

第三章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

(原子爆弾被爆者保護施設)

第四十二条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、第三十九条の規定による入所及び保護を行う施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第四十三条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第四章 原子爆弾被爆者等援護審議会

(設置及び権限)

第四十四条 厚生大臣の諮問に應じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(委員)

第四十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(専門調査員)

第四十六条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

(政令への委任)

第四十七条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 不服申立て

(異議申立期間)

第四十八条 被爆者年金又は特別給付金に關する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(審議会の意見の聴取)

第四十九条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての異議申立てに対する決定をするに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(時効の中断)

第五十条 第四十八条第一項に規定する処分についての異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(異議申立てと訴訟との関係)

第五十一条 第四十八条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)

第五十二条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に關する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第六章 雑則

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)

第五十三条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間行わないときは、時効によって消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(援護を受ける権利等の保護)

第五十四条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

2 この法律に基づく援護を受ける権利及び第三十四条に規定する国債は、差し押えることができない。

(公課の禁止)

第五十五条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 援護に関する書類及び第三十四条に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第五十六条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(交付金)

第五十七条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県(広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市)に交付する。

(放射線影響研究所に対する助成等)

第五十八条 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

3 財団法人放射線影響研究所は、原子爆弾の放射能の人及び被爆者並びにこれによる負傷又は疾病に関する調査研究、被爆者に対する健康診断及び指導、当該負傷又は疾病の治療等の事業を総合的に実施するように努めるものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第五十九条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長)は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(権限の委任)

第六十条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

2 第四十八条、第五十条及び第五十一条の規定は、前項の委任に基づいてされる処分についての審査請求に準用する。この場合において、第四十八条第一項中「第四十五条」とあるのは、「第十四条第一項本文」と読み替えるものとする。

(省令への委任)

第六十一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第六十二条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に關して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第八條第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十五條第三項(第十六條第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により報告若しくは診療録、帳簿類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなく報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした診療録若しくは帳簿書類の提示をし、又は第十五條第三項の規定による当該職員への質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律等四十一号)

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧被爆者医療法」という。)第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第三条第一項の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三条第一項の規定によりなされた被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法

第八條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九條第一項又は第十四條の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十條第一項又は第十七條第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七條第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四條第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四條の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に關しては、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の規定により支給事由が生じた医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料に關しては、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康診断の特例)

第十三條 原子爆弾が投下された際第二条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に於ては、当該区域の当該時その者の胎児であつた者は、当分の間、第五條の規定の適用については、被爆者とみなす。

(調査)

第十四条 厚生大臣は、速やかに、第二号各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(地方財政法の一部改正)

第十五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とし、第八号の六を第八号の五とする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第

号)第十三条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む。に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項を「原子爆弾被爆者等援護法第十三条第四項(第十六条第六項において準用する場合を含む。に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七条第一項又は第十四条の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に關しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に

関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)及び「を削り、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第 号)」を加える。

第六条第三号を次のように改める。

三 削除

第八条第一項の表中

検 疫 所 港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。

5 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第 号)」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者等援護法」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二十条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第 号)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十一条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成元

第六条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受ける権利を裁定し、並びに医療機関を指定し、並びに医療の給付に關する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

に改め、同条第七項を同

を

同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の

年法律第 号)に改める。

(老人保健法の一部改正)

第二十二條 老人保健法の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。

(負担の特例)

第五十条の二 国は、前二条の規定にかかわらず、原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第 号)第十六条第一項本文に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に關する医療等に要する費用については、その十分の三を負担する。

(消費税法の一部改正)

第二十三条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第 号)」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二千四百七十億円の見込みである。

第九五八号 平成元年五月十八日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府茨木市蔵垣内二ノ九ノ二〇 紺野俊次 外二千九百九十八名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第九六二号 平成元年五月十八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 名古屋市中区浦里四ノ六五 清水 光男 外二百十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第九六七号 平成元年五月十八日受理

小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 広島市東区尾長町皇ヶ丘九二ノ二 二 松島秀昭

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第九六八号 平成元年五月十八日受理

年金制度改悪反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府池田市畑一ノ二ノ一七 田 井洋 外八百六十一名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第九七五号 平成元年五月十八日受理

小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ二五九 滝波八重子 外六千六百七十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第九八一号 平成元年五月十八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 富山市今木町四ノ四 平川公清

外二百九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第九八二号 平成元年五月十八日受理
年金制度改悪反対に関する請願
請願者 大阪府箕面市桜ヶ丘二ノ一〇ノ三
二 篠原宏年 外百九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第九八五号 平成元年五月十八日受理
消費生活協同組合の育成強化に関する請願
請願者 静岡市南沼上八七ノ一 末高義子
外三千三百七十六名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第九八七号 平成元年五月十八日受理
被爆者援護法の制定に関する請願
請願者 静岡市南沼上八七ノ一 末高義子
外二千九百八十八名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。

第九九一号 平成元年五月十八日受理
国民年金等公的年金の改悪反対、改善に関する請願
請願者 千葉市東寺山町二五六ノ九三 本
多しつ江 外十四名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第九九二号 平成元年五月十八日受理
年金生活者等公的年金の改悪反対、改善に関する請願
請願者 千葉市東寺山町二五六ノ九三 本
多しつ江 外十四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

としての費用負担調整、などとなっており、実質的な年金水準の引下げと保険料負担増が図られるものとなっている。これでは改悪案であり、到底容認できない。建設産業に従事する労働者・職人は、国民年金を始めすべての公的年金が、国の責任で、国の負担を基本にして、改善・拡充されることを心から願っている。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、基礎年金への国庫負担を大幅に引き上げ、所得保障にふさわしい年金水準に引き上げること。
二、国民年金の保険料免除者、滞納者が増えていく実態を踏まえ、国庫負担増等を通じて、無年金者の解消・保険料負担の軽減等、有効な対策を講ずること。
三、年金支給開始年齢の六十五歳への繰延べ、国民年金を含めた保険料の大幅引上げ、厚生年金等に負担増を押し付ける費用負担調整などの改悪を取りやめること。

第一〇〇〇号 平成元年五月十八日受理
被爆者援護法の制定に関する請願
請願者 静岡市南沼上八七ノ一 末高義子
外二千九百八十八名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。

第一〇〇一号 平成元年五月十八日受理
消費生活協同組合の育成強化に関する請願
請願者 静岡市南沼上八七ノ一 末高義子
外二千九百八十八名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第一〇〇四号 平成元年五月十八日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 上井九男 外五千名
紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇〇五号 平成元年五月十八日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(三通)
請願者 大阪府吹田市藤ヶ丘三ノ九 岡
田恵子 外二千八百七十七名

紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇〇六号 平成元年五月十八日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(五通)
請願者 名古屋市中川区押元町二ノ四 渡
久山実 外五千名

紹介議員 宮崎 秀樹君
この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇〇七号 平成元年五月十八日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(三通)
請願者 埼玉県草加市松江町三八四ノ一
吉川光恵 外四千名

紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇〇八号 平成元年五月十八日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市仁川北二ノ一〇
浅香尚民 外六千二百五十三名

紹介議員 曾根田郁夫君
この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇〇九号 平成元年五月十八日受理
療養の制度化促進に関する請願
請願者 福島県郡山市台新一ノ二二ノ二
渡辺直彦

紹介議員 添田増太郎君
この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第一〇一四号 平成元年五月十八日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(三通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 北村晋一 外三千二十二名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇一六号 平成元年五月十八日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 埼玉県東松山市大字岩殿三六二
高橋元義 外三名

紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第一〇一八号 平成元年五月十八日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
請願者 東京都保谷市東伏見一ノ一〇ノ五
加藤まさ子 外四百九十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第一〇一九号 平成元年五月十八日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 石川県鹿島郡田鶴浜町字田鶴浜二
部二四五 高橋敬治 外三百九十
四名

紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一〇二一号 平成元年五月十八日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 青森市小柳字桂六ノ二 大坂正弘
外五百九十六名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一〇二二号 平成元年五月十八日受理
年金制度改悪反対に関する請願
請願者 大阪府吹田市市長野東八ノ二二 鎌
田勝利 外五百二十名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第一〇二三号 平成元年五月十九日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市安浦町二ノ二五
横尾謙 外四名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二四号と同じである。

第一〇二六号 平成元年五月十九日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 京都府福知山市宇多保市一六七
芦田英夫 外一万九千九百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇二七号 平成元年五月十九日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
(三通)

請願者 東京都八王子市元王子町二、二
二二 高橋弘夫 外四百二十五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一〇四四号 平成元年五月十九日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 北村昇 外三千二名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇四九号 平成元年五月十九日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 北海道北見市若葉七ノ三ノ一四
西村百合子 外千九百九十九名

紹介議員 村馬 孝且君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇五四号 平成元年五月十九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 石井淳子 外三千七百七十三名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇五九号 平成元年五月十九日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 東京都練馬区南大泉三ノ二二ノ一
五 鹿島信義 外三十四名

紹介議員 永久八重子君

この請願の趣旨は、第八二四号と同じである。

第一〇六八号 平成元年五月十九日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 奈良県桜井市慈恩寺一、〇七六ノ
七 山崎優 外百三十六名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第一〇六九号 平成元年五月十九日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 富山県新庄銀座一四二 平井義伸
外四百二十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一〇七三三号 平成元年五月十九日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 北村久重 外二万三千名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇七五号 平成元年五月十九日受理
療術の制度化促進に関する請願(三通)

請願者 青森市金沢二ノ一ノ二〇 木村
良吾 外二名

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第一〇七八号 平成元年五月十九日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 大阪府阿倍野区西田辺町一ノ一五
ノ三 山本卯吉 外一名

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第一〇七九号 平成元年五月十九日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府吹田市泉町四ノ四〇ノ二二
阿部弘之 外八千名

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇八〇号 平成元年五月十九日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(七通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 日岡一哉 外七千名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇八一号 平成元年五月十九日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 寺林信高 外三千名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇八三三号 平成元年五月十九日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 広島県三次市三次町一、二八五ノ
二 池田徳二 外百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一〇八七号 平成元年五月十九日受理

年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市桃山台一ノ一ノCノ
一ノ三一一 長田幹雄 外六百七
名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第一〇九〇号 平成元年五月十九日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(二通)

請願者 東京都昭島市拝島町二ノ一ノ九
納谷信太郎 外二千三名

紹介議員 岡野 裕君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇九一号 平成元年五月十九日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 小林稔二 外二千八百四十八
名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一〇一二号 平成元年五月二十日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 東京都足立区柳原一ノ二八ノ一
米倉美佐男 外十四名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二四号と同じである。

第一〇四七号 平成元年五月二十日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府西区千代崎町三ノ一ノ四八
永松辰巳 外七十名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第一一五〇号 平成元年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(三通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 河口良平 外三千名
紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一一五二号 平成元年五月二十日受理
輸入食品の監視体制強化に関する請願(五通)

請願者 東京都中野区南台一ノ四六ノ三
佐伯吉野 外六百三十八名
紹介議員 中西 一郎君

一、世界一の食品輸入空港の成田を始め、全国二十箇所の港、空港における輸入食品の検査所の監視員はわずか七十八名で、輸入総量の約一割しか検査できず、ほとんど書類審査で輸入されている現状にあり、食品衛生法の違反食品の数が市場に出回っている。国民の健康を守るため、輸入食品の水際での厳重な監視検査を実施できるように、検査官の大幅増員と検査所の増設を図り、日本で使用許可されていない農薬の残留している食品は、輸入を禁止すること。

二、輸入された食品の原産国名を表示し、他の国を経由して輸入された場合もその旨日本名で表示すること。また、加工の段階においても、原産国名や原材料名の表示はもちろんのこと、使用された薬品名や製造業者を表示して流通にのせることを企業者に義務付けること。もしも違反があった場合は、企業名を公表し、罰則を設けること。特に、最近輸入されるりんご、あんず、グレープフルーツ、レモン等は、幼児が食べる率も高く、ポストハーベスト農薬のEDBや発癌(がん)、催奇形性を持つ、猛毒のダイオキシンを含む除草剤の二・四・Dが残留しているかんきつ類も多いので、厳重なチェック体制を完備して、輸入される水際で禁止すること。

三、日本における食品(じゃがいも等)の照射は、できるだけ早く中止すること。また、照射された食品を検知する制度も無い現在、知らぬ間に輸入されることの無いよう、輸入相手国の実情をよく調査すること。

第一一五三号 平成元年五月二十日受理
年金制度の改善反対、抜本改革の実現に関する請願
請願者 大阪府北区長柄東二ノ四ノ一ノ九〇八 三浦敏史 外七百二十二名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第一一五五号 平成元年五月二十日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)
請願者 札幌市西区前田八条八ノ三ノ一四 大西勝治 外一名

紹介議員 北 修二君
この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第一一五六号 平成元年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(五通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五 九 山北典子 外五千名

紹介議員 石井 道子君
この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第一一五九号 平成元年五月二十日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 岩手県盛岡市月が丘三ノ三ノ三 加藤喜久雄 外二百八十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

加工食品の表示の適正化に関する法律案
加工食品の表示の適正化に関する法律
目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 表示
第一節 包装加工食品の表示(第三条・第十四条)
第二節 包装加工食品以外の加工食品の表示(第十二条)

第三章 表示の適正化のための措置等(第十三条・第十七条)
第四章 加工食品表示審議会(第十八条・第十九条)
第五章 雑則(第二十条・第三十一条)
第六章 罰則(第三十二条・第三十四条)
附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、一般消費者の加工食品の購入に際しての適正な選択とその安全かつ適切な摂取を図るうえにおいて、加工食品の品質その他の内容に関する適正な表示の実施が不可欠であることにかんがみ、加工食品の表示に関し基本となる事項を定めることにより、国民の食生活の向上に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「加工食品」とは、製造し、又は加工した食品をいう。

2 この法律において「包装加工食品」とは、加工食品のうち、容器又は包装(主務省令で定める簡易なものを除く。以下「容器包装」という。)に収めたままで一般消費者に販売されるものをいう。ただし、販売の時に容器包装に収めたものを除く。

3 この法律において「食品」とは、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二条第一項に規定する食品をいう。

4 この法律において「添加物」とは、食品衛生法第二条第二項に規定する添加物をいう。

5 この法律において「事業者」とは、食品の製造(加工を含む。以下同じ。)を業とする者又は加工食品の輸入若しくは販売を業とする者をいう。

第二章 表示
第一節 包装加工食品の表示
(必要な表示)
第三条 事業者は、包装加工食品について、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に規定する基準に従って、主務省令で定めるところにより、容器包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

一 名称 第二十条第一項の規定により定められた名称の表示の基準に従って記載すること。

二 原材料名 使用したすべての原材料の名称(食品衛生法第七條第一項の規定により基準又は規格が定められている添加物にあってはその名称及び用途名、それ以外の添加物にあってはその用途名)を使用し、当該包装加工食品に含まれる重量の多いものから順に記載すること。ただし、内容重量に対するその重量の割合が一パーセント未満の原材料を他の原材料と区分して記載するときは、この限りでない。

三 内容重量 内容重量又は内容体積を、内容重量はミリグラム、グラム又はキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して記載すること。

四 製造の年月日 製造の年月日を西暦によりアラビア数字で記載すること。ただし、輸入品で製造の年月日が不明のものにあっては、輸入の年月日及び輸入の年月日である旨を同様の方法により記載すること。

五 消費期限又は賞味期間 消費期限(容器包装を開かずに表示された保存方法に従って保存できる期限をいう。以下同じ。)を特に表示すべきものとして主務省令で指定する包装加工食品にあっては消費期限を、それ以外の包装加工食品にあっては賞味期間(容器包装を開かずに表示された保存方法に従って保存した場合に、当該包装加工食品の食味及び品質特性を十分に保持することができることと事業者が認める期間をいう。以下同じ。)を、それぞれ消費期限又は賞味期間である旨を示して記載すること。

包装加工食品の表示(第三条・第十四条)
包装加工食品以外の加工食品の表示(第十二条)

六 保存方法 容器包装を開かずにその食味及び品質特性を十分に保持するための方法であつて、一般消費者が通常採ることが出来るもののうち最も適当なものを記載すること。
ただし、気密性のある容器包装に収められてゐる加工食品（開封後直ちに消費することが出来る加工食品を除く。）にあつては、開封後におけるその食味及び品質特性を十分に保持するための方法であつて、一般消費者が通常採ることが出来るもののうち最も適当なものを、開封後の保存方法である旨を示し、併せて記載すること。

七 事業者の氏名及び住所 製造者（加工者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに製造所（加工所を含む。）の所在地（輸入品にあつては、輸入者の氏名又は名称及び住所）を記載すること。ただし、販売者がその品質その他の内容に関する表示を行う場合に於ては、販売者の氏名又は名称及び住所を、販売者である旨を示し、併せて記載すること。

2 容器包装を開かずに表示された保存方法に従つて保存した場合に長期にわたりその食味及び品質特性を十分に保持することが出来るものとして主務省令で指定する包装加工食品については、前項の規定にかかわらず、賞味期間の表示を省略することができる。

第四条 事業者は、次の各号に該当する包装加工食品については、当該各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、容器包装の見やすい箇所に、前条第一項各号に掲げる事項と一括して表示しなければならない。

一 使用した原材料に添加物が含まれてゐるものにあつては、当該添加物の名称及び用途名（食品衛生法第七條第一項の規定により基準又は規格が定められてゐる添加物以外の添加物にあつては、その用途名）及び当該原材料に含まれてゐる旨

二 加工助剤（食品の製造の過程において使用する添加物であつて、原材料以外のものをい

う。）のうち食品に残存するおそれがある加工助剤として主務省令で指定するものが使用されたものにあつては、使用された加工助剤の名称及び用途名並びに加工助剤である旨

三 調理を要するものにあつては、調理の方法その他調理につき注意すべき事項

四 一般消費者が適当な摂取量を知ることが困難である加工食品として主務大臣が定めるものにあつては、当該包装加工食品の最も適当な摂取の目安量

五 輸入品にあつては原産国名、原産国について誤認されるおそれがある国産品にあつては国産品である旨

第五条 第三條第一項又は前条の規定にかかわらず、容器包装の面積又は形状により第三條第一項各号又は前条各号に掲げる事項を一括して記載することが困難である包装加工食品については、主務省令で定めるところにより、当該事項の全部又は一部の記載を省略することが出来る。ただし、記載を省略した事項については、販売者は、主務省令で定める方法により表示しなければならない。

（栄養成分の表示）

第六条 事業者は、包装加工食品に含まれるたん白質、脂質、糖質、食塩その他の栄養素の量及びそのエネルギーの量を、一般消費者が理解しやすい消費単位当たりで記載して表示するよう努めるものとする。

（有用性の表示）

第七条 事業者は、包装加工食品について栄養補給又は健康の保持若しくは増進に役立つ旨の有用性の表示をしようとするときは、当該包装加工食品に含まれる有用性に係る成分の含有量、そのエネルギーの量等その有用性を栄養学的に根拠づける事項を、併せて表示しなければならない。

（禁止される表示）

第八条 事業者は、包装加工食品について、次に掲げる表示をしてはならない。

一 添加物を含んでゐるものにあつては、「無添加」、「自然」その他添加物を含んでゐないものであるかのように誤認されるおそれがある表示

二 品質その他の内容についての虚偽の又は誇大な表示

三 前二号に掲げるもののほか、品質その他の内容について一般消費者が誤認するおそれがある表示

（特定表示事項の表示等）

第九条 主務大臣は、第三條から前条までに規定するもののほか、包装加工食品の品質その他の内容に関する表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該包装加工食品について、次に掲げる事項の全部又は一部を定め、これを告示するものとする。

一 第三條第一項各号又は第四條各号に掲げる事項に追加して表示すべき事項（以下「特定表示事項」という。）及びその表示の基準

二 第三條第一項各号若しくは第四條各号に掲げる事項又は第七條に規定する事項について固有の表示の基準

三 表示してはならない事項

2 事業者は、当該包装加工食品について、前項の規定により告示されたところに従つて表示しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、加工食品表示審議会の意見を聴かなければならない。当該事項を改廃しようとするときも同様とする。

（表示の仕方）

第十条 第三條第一項各号若しくは第四條各号に掲げる事項、第七條に規定する事項又は前条第一項の規定に基づき告示された特定表示事項は、邦文で、一般消費者が理解しやすい用語により、明りょうに表示しなければならない。

（包装加工食品以外の加工食品の表示）

第十二條 主務大臣は、包装加工食品以外の加工食品であつて、一般消費者がその購入又はその摂取に際して品質その他の内容を識別することが特に必要であると認められるもののうち、その品質その他の内容に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、第三條、第四條、第七條、第八條又は第十條の規定に準じて、その品質その他の内容に関する表示について、販売者が表示すべき事項及びその表示に際して遵守すべき事項を定め、これを告示しなければならない。

2 販売者は、前項の政令で指定する加工食品に従つて表示しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により販売者が表示すべき事項及びその表示に際して遵守すべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、加工食品表示審議会の意見を聴かなければならない。これらの事項を改廃しようとするときも同様とする。

第三章 表示の適正化のための措置等（指示等）

第十三條 主務大臣又は都道府県知事は、第三條第一項各号若しくは第四條各号に掲げる事項、第九條第一項の規定に基づき告示された特定表示事項若しくは前条第一項の規定に基づき告示された表示すべき事項（以下この項において「表示事項」と総称する。）を表示せず、又は表示事項の表示の基準その他この法律の規定により表示に際して遵守すべきこととされる事項若しくは第十一條の規定により遵守すべきこととされる事項（以下この項において「遵守事項」と総称する。）を遵守しない事業者があるときは、

（過大な容器包装の禁止）

第十一條 事業者は、包装加工食品の内容物の保

当該事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができ

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の指示に従わぬ事業者があるときは、その旨を公表することができる。

(表示に関する命令等)

第十四条 主務大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による指示を受けた事業者が同条第二項の規定によりその指示に従わなかった旨を公表された後において、なお、その指示に係る措置をとらなかつた場合において、その指示に係る加工食品が広く販売されこれを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、当該事業者に対し、その指示に係る措置をとつたものでなければ販売し、又は販売のため陳列してはならないことを命ずることができ

2 主務大臣又は都道府県知事は、虚偽の又は誇大な表示その他品質その他の内容について一般消費者に誤認されるおそれがある表示がなされている加工食品が広く販売され、一般消費者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、その旨を一般に周知させるようにしなければならない。

(消費者の申出)

第十五条 何人も、加工食品の品質その他の内容に関する表示が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、主務省令で定める手続に従い、その旨を主務大臣又は都道府県知事に申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、前二条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十六条 主務大臣又は都道府県知事は、この法

律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、事業者から必要な報告を求め、又はその職員に、事業者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、加工食品の表示の状況若しくは加工食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(加工食品表示監視員)

第十七条 前条第一項に規定する立入検査及び質問並びに加工食品の品質その他の内容に関する表示の適正化に関する指導の職務を行わせるため、国及び都道府県に加工食品表示監視員を置く。

2 加工食品表示監視員は、厚生大臣若しくは加工食品の流通を所掌する大臣又は都道府県知事が、国又は都道府県の職員のうちから任命する。

3 前二項に定めるもののほか、加工食品表示監視員の資格その他加工食品表示監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 加工食品表示審議会

(設置及び所掌事務)

第十八条 経済企画庁に、加工食品表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、主務大臣の諮問に応じ、加工食品の品質その他の内容に関する表示の適正化に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、加工食品の品質その他の内容に関する表示の適正化に関する重要事項について、主務大臣に意見を述べることができる。

(組織等)

第十九条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(名称の表示の基準)

第二十條 主務大臣は、加工食品の名称の表示の基準を定めなければならない。

2 主務大臣は、農林物資の品質及び品質表示の規格化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第七条第一項の規定により日本農林規格が制定されている加工食品について前項の規定により名称の表示の基準を定める場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示の基準に準拠しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により名称の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(自主的表示)

第二十一条 事業者は、この法律で定める表示に関する事項を遵守するほか、一般消費者の加工食品の品質その他の内容の識別を容易にするために必要な事項を、自らすすんで表示するよう努めなければならない。

(知識の普及等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、一般消費者に対して、加工食品又は添加物に関する知識の普及を図るとともに、加工食品の適正な選択とその安全かつ適切な摂取のために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(食品衛生法等の適用)

第二十三条 この法律の規定は、食品衛生法又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の適用を排除するものと解釈してはならない。

(国の財源措置)
第二十四条 第十七条第一項の加工食品表示監視員の設置に要する経費その他都道府県知事がこの法律の規定により行う事務に要する経費については、国は、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十三条第一項の規定に基づき必要な財源措置を講じなければならないものとする。

(大都市の特例)
第二十五条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

2 前項の場合において、第十七条第一項及び第二項中「都道府県」とあるのは、「指定都市」と読み替えるものとする。

(再審査請求)
第二十六条 前条第一項の規定により指定都市の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができ

(経過措置)
第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律の規定に基づき、主務大臣が特定表示事項その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

(協議)
第二十八条 主務大臣は、次に掲げる事項を定め、又は改廃しようとするときは、その旨を公正取引委員会に通知し、かつ、公正取引委員会から意見の申出があつたときは、これと協議しなけ

る。

ればならない。

一 第九条第一項各号に掲げる事項

二 第十二条第一項の販売者が表示すべき事項及びその表示に際して遵守すべき事項

三 第二十条第一項の加工食品の名称の表示の基準

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、厚生大臣及び当該加工食品の流通を所掌する大臣とする。ただし、第十六条第一項に規定する主務大臣の権限は、厚生大臣又は当該加工食品の流通を所掌する大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(適用除外)

第三十条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類の表示については、この法律の規定を適用せず、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の定めるところによる。

(主務省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 罰則

第三十二条 第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたと

きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第九条第三項、第十二条第三項、第四章及び第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の規定は、平成三年四月一日以後に製造し、加工し、又は輸入する加工食品について適用する。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第二条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林物資の品質及び品質表示の規格化に関する法律

第一条中「適正かつ合理的な農林物資の」を「農林物資の品質及び品質の表示に關し適正かつ合理的な」に改め、「農林物資の品質に關する適正な表示を行なわせることによつて」を削る。

第三条第二項中、「農林物資の品質に關する表示の適正化」を削る。

第十九条の八及び第十九条の九を削る。

第二十条第二項中「若しくは第十九条の八第一項の規定により品質に關する表示の基準が定められている農林物資の製造業者若しくは販売業者」及び「若しくは品質に關する表示」を削り、「これらの者の工場、店舗」を「これらの製造業者の工場」に改める。

第二十一条第一項中「次に掲げる場合には」を「格付けの表示を付された農林物資が日本農林規格に適合しないと認めるときは」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第十九条の八及び第十九条の九」を削る。

(栄養改善法の一部改正)

第三条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改め、同条第一項中「栄養成分の補給ができる旨の標示又は」を削る。

第十六条の見出し及び第一項中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改める。

第十七条の見出しを「(特別用途食品の標示の許可の取消し)」に改め、同条中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改める。

第十七条の二の見出し及び第二項、第十七条の三の見出し、第十九条第一項並びに附則第四項中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改める。

(経過措置)

第四条 この法律の施行前に製造し、加工し、又は輸入した加工食品に係る品質に關する表示及び栄養成分の補給ができる旨の標示については、なお従前の例による。

(罰則の適用に關する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項に次の一項を加える。

十六 加工食品の表示の適正化に關する事務(工業標準化法の一部改正)

第七条 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關する法律」を「農林物資の品質及び品質表示の規格化に關する法律」に改める。

(農産物検査法の一部改正)

第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「但し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關する法律」を「ただし、農林物資の品質及び品質表示の規格化に關する法律」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の二の次に次の一号を加える。

二十二の二 加工食品の表示の適正化に關する法律(平成元年法律第 号)の施行に關する事務で厚生省の所掌に屬するものを處理すること。

第六条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 加工食品の表示の適正化に關する法律の規定に基づき、加工食品の品質その他の内容に關する表示の基準を定め、並びに事業者に対し指示し、及び命令すること。

第六条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 加工食品表示監視員をして必要な立入検査を行わせること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十九号中「及び農林物資の品質に關する表示の基準」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八十九の二 加工食品の表示の適正化に關する法律(平成元年法律第 号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを處理すること。

第五条第十四号中「及び農林物資の品質に關する表示の基準」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十四の二 所掌事務に係る加工食品の品質その他の内容に關する表示の基準を定めること。

(政令への委任)

第十一條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

この法律の施行に要する経費は、平年度約二十四億円の見込みである。

(衆議院修正に係る条文のみを
掲載。小字及びハは修正)

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法の目次の改正規定(「第六十一條の一」を「第六十二條」に改める部分に限る。)、同法第一条、第三条及び第六十一條の二第二項の改正規定、同法第六十二條を削り、同法第六十一條の二を同法第六十二條とする改正規定、同法第六十五條、第六十六條第三項第三号及び第五項第一号並びに第六十八條第二項の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第四条及び第六條から第十一條までの規定は、同年四月一日から施行する。

(短時間労働者に関する経過措置等)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新法」という。)第六條第一号の二の規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

2 次の各号に掲げる被保険者に対する新法第十三條第一項、第十四條第二項、第三十七條の三第一項及び第三十九條第一項の規定の適用については、当該各号に規定する短時間労働者であつた期間は、新法第十三條第一項第一号に規定する短時間労働被保険者(以下「短時間労働

被保険者」という。)以外の被保険者であつた期間とみなす。

一 施行日前の被保険者であつた期間に新法第六條第一号の二に規定する短時間労働者(以下「短時間労働者」という。)であつた期間がある被保険者(次号に該当するものを除く。)

二 施行日前から施行日以降引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され、その雇用された期間を通じて新法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者であつた被保険者であつて、その雇用された期間に短時間労働者であつた期間があるもの

3 施行日の前日において短時間労働者であり、かつ、引き続き施行日において同一の事業主の適用事業に短時間労働者として雇用されている被保険者(前項第二号に掲げる被保険者であるものを除く。以下「継続短時間労働被保険者」という。)であつたことがある者であつて、○公共職業安定所長に申し出たものについては、労働省令で定めるところにより、施行日からその者の希望する日(当該引き続き雇用された期間の(当該短時間労働者の「適用の所定労働時間」が施行日以後末日又は施行日から起算して四年を経過した日に施行日の前日においてその者の「適用の所定労働時間」といふ日よりも早く一日以前の日に限る。))までの間にいた時間よりも短くなった場合においては、その短くなった日の前日。

の短時間労働者であつた期間は短時間労働被保険者以外の被保険者であつた期間とみなして、新法の規定を適用する。

4 継続短時間労働被保険者(前項に規定する公共職業安定所長に申し出た者であつて、同項に規定する希望する日以前に離職したものを除く。))については、施行日(同項に規定する公共職業安定所長に申し出た者にあつては、同項に規定する希望する日の翌日)に新法第三十五條の二第一項第一号又は第三十七條の五第一項第一号に掲げる事由が生じたものとみなして、新法第三十五條の二又は第三十七條の五の規定を適用する。

適用する。

5 新法第十六條の規定による基本手当日額表は、昭和五十九年八月における新法第十八條第一項に規定する平均定期給与額を基礎として定められたものとみなして、同項の規定を適用する。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後適宜な時期において、短時間労働被保険者に係る新法の施行の状況を勘案し、必要があるとき、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第六條 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第二号中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第六條 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の見出し中「雇用改善事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に、同条第一項中「雇用改善事業」を「雇用安定事業」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「雇用改善事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

第二十七條第一項及び第二項中「雇用改善事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

第二十八條の見出し中「雇用改善事業関係給付金」を「雇用安定事業関係給付金」に、同条中「雇用改善事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

第七條 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第五條中「雇用改善事業」を削り、第十八條第二項中「雇用改善事業」を削り、「四事業費充当歳入額」を「三事業費充当歳入額」に、「四事業費充当歳出額」を「三事業費充当歳出額」に改め、同条第三項中「四事業費充当歳入額」を「三事業費充当歳入額」に、「四事業費充当歳出額」を「三事業費充当歳出額」に改める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第八條 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「第六十一條の二第一項」を「第六十二條第一項」に改める。

第十條中「四事業率」を「三事業率」に改める。

(特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第九條 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「第六十一條の二」を「第六十二條」に改める。

(地域雇用開発等促進法の一部改正)

第十條 地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「雇用改善事業」を「雇用安定事業」に改める。

第十四條及び第二十二條中「第六十一條の二」を「第六十二條」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第二十一條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第五号第五十五号中「雇用改善事業」を削る。

(衆議院修正に係る条文のみを
小字及び「は修正」)
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
附則

1 この法律中第一条及び次項の規定は平成元年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(以下「新法」という。)第二条第三項、第三項第三項、第四項、第五項第四項及び第五項の二第三項の規定は、平成元年四月一日から適用する。

3 平成元年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

4 第一条の規定の施行前に支給された平成元年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、新法の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額とみなす。

5 平成元年九月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

(衆議院修正に係る条文のみを
小字及び「は修正」)
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

する。

2 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法」という。)の規定は、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定及びこの法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の特例規定(以下「新法」という。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成元年四月から同年七月までの月分の遺族年金及び遺族給付金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法」という。)第二十六条第一項中「百五十九万六千三百円」とあるのは「百五十九万四千四百円」と、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十七条第一項中「百五十九万六千三百円」とあるのは「百五十九万四千四百円」と、「百二十六万四千三百円」とあるのは「百二十五万九千四百円」と、同条第三項の表中「三八三、九〇〇円」とあるのは「三八〇、九〇〇円」と、「三〇二、九〇〇円」とあるのは「二九九、九〇〇円」と、「二〇五、七〇〇円」とあるのは「二〇二、七〇〇円」とする。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「旧法」という。)による特別弔慰金で平成元年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

2 一の死亡した者について旧法による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「新法」という。)の規定にかかわらず、当該一の死亡した者については、新法による特別弔慰金は支給しない。

3 新法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する新法第五項第二項に規定する国債の発行の日は、平成元年十月一日とする。

第一一六二号 平成元年五月二十九日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府岸和田市別所町四四五ノ三 田上賀雄 外二百八十九名

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第一一六七号 平成元年五月二十九日受理
年金制度改悪反対に関する請願

請願者 奈良県大和高田市西町二ノ三 中谷秀一 外二百三十名

紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第一一六九号 平成元年五月二十九日受理
年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 滋賀県草津市南笠町五三六ノ三〇 原田将伍 外百八名

紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第一一七二号 平成元年五月三十日受理
看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願

請願者 島根県大田市大田町栄町二 岡昭 男 外九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君
看護婦の夜勤は複数・月八日という人事院判定(昭和四十年)が出されてから二十四年、看護の質と量の改善を図るための国際基準を示したILO看護職員条約・勧告が採択されて既に十二年が経過したが、いまだにこれらを踏まえた改善は実行されず、看護婦は過酷な労働条件の下に置かれて

いる。特に、いまだに存在する一人夜勤や月十日以上の夜勤回数、八割に上る労基法違反、恒常的な残業による長時間・過密労働などが重なり、慢性的疲労や心身症が増大し、突然死も発生する状況にある。このため退職者が後を絶たず、深刻な看護婦不足が続いており、その結果、患者に対する看護が低下し大きな犠牲を強いている。私たちは、国民に質の高い、より良い看護が提供でき、看護婦に並みの労働と生活条件が保障されるよう、大幅増員と夜勤制限の実現を要求してきた。しかし、政府はこの要求を無視し、医療機関の削減や看護合理化を推進している。ついでに、このような計画を改め、国民に、いつでも、どこでも、だれでも、より質の高い医療・看護を実現し、看護職員の労働と生活条件の改善が図られるよう、次の措置を採らねばならない。

一、ILO看護職員条約・勧告を早期に批准し、関係国内法の改正を行うこと。
国民の健康水準を高め、人々を看護職に引きとめるための抜本的な看護政策の策定を提起し、ILO看護職員条約を早期に批准し、そのための関係国内法(医療法、労働基準法、保健婦助産婦看護婦法など)を改正すること。

二、人事院判定、ILO看護職員条約の趣旨に沿って、看護婦の労働と生活条件を抜本的に改善すること。

1 看護単位を四十床以内とし、複数・月六日(当面八日)以内、最低十二時間以上の勤務間隔を内容とする夜勤制限の早期実現を図ること。夜間専門看護婦を導入しないこと。

2 妊娠婦夜勤禁止、産前産後休暇、生理休暇など母性保護の権利取得及び育児休業に伴う代替要員を保障すること。

3 大幅増員による労働時間短縮・週休二日制の実現を行い、年次有給休暇を四週間へ拡大すること。

4 外来、救急医療の充実、及び国と地方自治体による訪問看護拡充のための必要な増員と予算措置を図ること。

5 少なくとも以上の内容を盛り込んだ看護婦需給計画を立てること。

三、看護の質と量を確保するため看護制度の改善・充実を図ること。

1 准看護婦養成制度を廃止し、高卒三年以上の看護婦養成制度への一本化を図ること。看護婦の養成は学校教育法第一条に基づく教育制度にすること。准看護婦の早期全員看護婦への切替えのため、必要な経過措置を設けること。

2 全員を対象にした国と地方自治体による継続教育(研修)制度及び有給による教育(研修)休暇制度を確立すること。

3 安上がり看護に道を開き、新たな身分差別と選別を進める専門看護婦、管理看護婦、訪問看護婦などの制度化、及び保助看護資格の一元化を行わないこと。無資格者の導入拡大をしないこと。

第一一七五号 平成元年五月三十日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 長野県上田市八木沢四一〇 中沢功 外一名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第一一七八号 平成元年五月三十日受理

看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願

請願者 山口市仁保中郷六八七 伊藤美佐恵 外九百九十九名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。

第一一八五号 平成元年五月三十一日受理

厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願

請願者 東京都保谷市東伏見三ノ七ノ一八 佐藤常世 外九百九十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第一一八八号 平成元年五月三十一日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 北海道旭川市旭町二条一八丁目 宇野守

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第一一八九号 平成元年五月三十一日受理

看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願

請願者 香川県三豊郡三野町吉津甲五三五ノ六 北川治 外九百九十九名

紹介議員 宮崎 秀樹君

この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。

第一一九六号 平成元年六月一日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 青森県三戸郡新郷村大字戸来字丹内沢五ノ一五三 福士重治 外一名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

平成元年六月二十七日印刷

平成元年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P